

相続・遺言業務マニュアル

平成26年3月

東京都行政書士会

ご挨拶

東京都行政書士会
会長 中西 豊

この度、市民法務部による行政書士会員向けの「相続・遺言業務マニュアル」が発行される運びになりました。従来発行しております「市民法務便覧」は、市民法務全般から行政書士業務に関係ある部分を網羅的に掲載しており、会員の皆様から高い評価を受けておりますが、今回は、その中でも、相続と遺言に絞り発行させて頂きました。

平成24年度に日本行政書士会連合会が実施した行政書士実態調査においても、相続・遺言業務は、10.3%の会員が手掛けており、建設業許可関係業務の14.2%に次いで第二位となっています。ここ数年間に伸びた業務の一つであり、超高齢化社会に突入した現在、行政書士の基幹業務の重要な部分を担っていると言えます。

皆さんもご存知の通り、相続・遺言業務は、広く国民全体が業務対象となっており、本会でも力を入れている成年後見業務とも関係のある分野となっています。近年、行政書士の業務は多岐に渡り、行政書士一人一人が、その全てに精通する事は至難の技であろうと推察されます。自分の得意分野以外は、不得手な行政書士も多いと思います。そういう会員にとって、このマニュアルは不得意分野を補足するための勉強図書としても役立つものと理解しています。

また、各所で行われる無料相談会でも、相談件数が多いのが相続と遺言です。そういう時にこのマニュアルを活用されるのも一つかと考えます。うろ覚えの知識で回答するのではなく、このマニュアルを使用する事で相談者の満足度も高まる事が期待されます。

是非、会員の皆様が、このマニュアルを有効に活用されることを期待して、発行に当たってのご挨拶とさせていただきます。

平成26年3月吉日

発行にあたって

東京都行政書士会
副会長 常住 豊

今般、東京都行政書士会市民法務部が企画・執筆・編集した「相続・遺言業務マニュアル」を発行することができました。

行政書士は、“身近な街の法律家”として、地域に根ざした、最も市民に近い国家資格者として、日々業務に勤しんでおります。特に、相続は誰にも生ずることであり、行政書士が業務として関わることも多いでしょう。また、特徴として、遺族の心情が複雑に絡み合うものと言えましょう。

私たち行政書士は、単なる手続きのみにとどまることなく、依頼者の心に寄り添い、依頼者の力になれる存在にならなければならないと考えます。そうすることで、依頼者は行政書士に相続業務を依頼したことに満足を得ていただけると考えます。このように、行政書士が市民から当てにされる存在になることにより、行政書士が相続業務の第一人者となれるでしょう。

そのためにも、手続きは正確に適切になされねばなりません。本書が会員の皆様の心のもった相続・遺言業務を遂行するにあたって、大いに参考にされることを望みます。

本書を発行するにあたり、業務多忙の中を時間を割いて発行作業に尽力してくださった市民法務部部長鈴木俊行先生、同次長溝口庸一先生、同部員宮本重則先生、同部員雨谷幹彦先生、同部員古谷進先生、同部員菊田民治先生、同部員小原幹晶先生、同部員田中真作先生、同部員金子琢哉先生には、深く感謝の念を表します。

平成26年3月吉日

巻頭言

東京都行政書士会
市民法務部長 鈴木俊行

この度、市民法務部の手になる「相続・遺言業務マニュアル」を発行いたします。

市民法務部が発足した平成14年に検討を始めて以来3版を数える「行政書士市民法務便覧」、昨年度に発行した「行政書士必携～他士業との業際問題マニュアル～」といった既刊の書物と同様、行政書士が市民法務関連業務を扱うにあたり身近に置いて役立てることができるように、とのコンセプトで編集したものです。

相続・遺言分野は行政書士の市民法務関連業務における中心的領域であり、とりわけ業歴の浅い会員の皆様にとっては、日頃から携帯・参照できるコンパクトな業務マニュアルがあれば便利だろうと考えておりましたが、ようやく形にすることができました。

初版であり、内容においてまだ未成熟な点も多いかとは思いますが、会員の皆様の業務遂行の有用なパートナーたりうるものでありますよう祈っております。

このマニュアルを発行するにあたっては、中西豊会長、常住豊副会長をはじめ、市民法務部の皆様のご理解と、部内編集スタッフの多大なるご尽力があったこと、また関係各位の深いご理解とご協力があったことをここに記し、感謝の意を表します。

平成26年3月吉日

目次

I 相続

1. 相続とは	1
2. 相続人	1
(1) 法定相続人	1
(2) 法定相続人の順位	1
(3) 相続人の欠格 (民法 891 条)	2
(4) 推定相続人の廃除 (民法 892 条)	2
(5) 相続人の確定について	3
3. 法定相続分及び遺留分	4
(1) 法定相続分	4
(2) 遺留分	5
(3) 法定相続分、遺留分の表	5
4. 相続分の特例	6
(1) 特別受益者の相続分	6
(2) 寄与分	9
5. 遺産分割	9
(1) 遺産の分割	9
(2) 遺言による遺産分割方法の指定	9
(3) 遺産分割協議書について	9
6. 相続の承認及び放棄その他の手続	10
(1) 単純承認	10
(2) 限定承認	10
(3) 相続放棄	11

(4) 特別代理人	11
(5) 不在者の財産管理人	11
(6) 相続人不存在と特別縁故者	11
7. 相続業務に関する書式例	15

II 遺言

1. 遺言とは何か	22
(1) 遺言はなぜ必要か	22
2. 遺言の方式	23
自筆証書遺言	23
(1) 自筆証書遺言の作成方法及び注意事項	23
(2) 定められた方式上の要件の満足	23
(3) 遺言の具体的作成要領	23
(4) 自筆証書遺言の保管、開封、検認の手続	24
公正証書遺言	24
秘密証書遺言	24
3. 遺言執行者	24
4. 遺言執行	25
5. 遺留分	25
6. 遺言信託	26
7. 遺言書に関する書式例	29

資料編 目次

I 家事事件手続

1. 概要等	34
[相続の放棄の申述]	34
[相続の限定承認の申述]	35
[相続の承認又は放棄の期間の伸長]	36
[相続財産管理人の選任]	37
[特別縁故者に対する相続財産分与]	38
[遺言書の検認]	38
[遺留分放棄の許可]	39
[遺言執行者の選任]	40
2. 家事事件手続書式記載例	41

II 登記手続

1. 不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申請書の様式・記載例	48
2. 不動産を法定相続分のおりに相続した場合の申請書の様式・記載例	53
3. 登記手数料	56
4. 登録免許税の税額表	57

III 公証人手数料

IV 税金

1. 贈与税・相続税	62
2. 平成25年度税制改正 資産課税	73
3. 路線価図の説明	75

4. 評価倍率表（一般の土地等用）の説明	77
----------------------	----

V 年金手続

1. 未支給（年金・保険給付）請求書及び年金受給権者死亡届（報告書）	80
2. 年金受給権者死亡届（報告書）記入例	82

VI ゆうちょ銀行手続

1. 貯金等の相続手続の流れ	83
2. 相続確認表（記入要領・相続人関係図・相続貯金等記入票）	84

VII その他

1. 官公署一覧	89
2. 戸籍法による各種届出（抜粋）	97
3. 変体仮名対照表（抜粋）	100
4. 年齢早見表	101

ご注意：この資料編は、相続手続の相談を受けた場合の参考として編集いたしました。

裁判所・法務局における手続は弁護士・司法書士の職分であり、相続税申告等の税務については税理士、年金手続は社会保険労務士の職分です。

なお、紙幅の都合により、役所等ウェブサイトからの資料の転載において省略した部分があります。

相続・遺言業務マニュアル

I 相続

1. 相続とは

相続とは、被相続人の死亡によって開始される（民法 882 条）もので、「被相続人の財産上の法律関係」が、当然かつ包括的に相続人に承継されることである。

「財産上の法律関係」には、被相続人の債権のみならず債務も含まれ、相続人は、原則として被相続人の権利・義務の両方を承継する。

2. 相続人

(1) 法定相続人

相続開始の時に生存する一定の者が、法律上当然に相続人（法定相続人）となる（民法 887 条～ 890 条）。

相続人は、「配偶者のみ」「配偶者と子」「配偶者と直系尊属」「配偶者と兄弟姉妹」「子のみ」「直系尊属のみ」「兄弟姉妹のみ」「相続人不在」の各場合が考えられる。但し、「子」「兄弟姉妹」が相続人に含まれる場合、代襲相続が発生する可能性がある（民法 887 条 2 項・3 項、889 条 2 項）。また、胎児に関して、相続については既に生まれたものとみなされるが、胎児が死体で生まれたときは、みなされない（民法 886 条）。

(2) 法定相続人の順位

① 第 1 順位：被相続人の子（民法 887 条）

子は、実子、養子を問わず、嫡出子と非嫡出子の区別もなく相続人となる。また、子が複数ある場合には共同相続人となる。

なお、被相続人の死亡の前に子が死亡しているときには、その者の子（被相続人からみて孫）が代襲相続する（民法 887 条 2 項）。その代襲者も被相続人の死亡前に死亡している場合には、その者の子がさらに再代襲相続する（民法 887 条 3 項）。

また、養子は実子と変わりなく相続人であることから、被相続人より先に死亡した養子の子は代襲相続人となるが、養子縁組前に出生した養子の子は被相続人の直系卑属とならないために代襲相続人にはなれない。

② 第 2 順位：被相続人の直系尊属（民法 889 条 1 項 1 号）

被相続人に子がいなく代襲相続人もいない場合には、実父母、養父母を問わず直系尊属が相続人となる。親等が異なる者の間では、被相続人に近い者が優先される。

③第3順位：被相続人の兄弟姉妹（民法889条1項2号）

被相続人に子及び代襲相続人がなく、直系尊属もいない場合には、兄弟姉妹が相続人となる。兄弟姉妹が複数ある場合は同順位で共同相続人となる。なお、被相続人の死亡前に、相続人となるべき兄弟姉妹が死亡している場合には、その者の子（甥または姪）に限り相続人となる（民法889条2項、887条2項）。

④被相続人の配偶者、相続を放棄した者

被相続人の配偶者は、常に相続人となり、血族相続人がある場合にはそれらの者と並んで同順位の相続人となる（配偶者相続人。民法890条）。また、相続を放棄した者は、その相続に関して初めから相続人とならなかったものとみなされることになるので、放棄した者の子への代襲相続は生じない。

（3）相続人の欠格（民法891条）

相続に関し不正の利益を得ようとして不法な行為を行った推定相続人について、法律上当然に相続人としての資格を失わせるものである。

相続人の欠格事由は以下の通りである。

- ①故意に被相続人又は相続について先順位若しくは同順位にある者を死亡するに至らせ、又は至らせようとして刑に処せられた者
- ②被相続人の殺害されたことを知って、これを告発せず、又は告訴しなかった者（ただし書に注意）
- ③詐欺又は強迫により、被相続人が遺言をし、撤回し、取り消し、又は変更することを妨げた者
- ④詐欺又は強迫により、被相続人に遺言をさせ、撤回させ、取り消させ、又は変更させた者
- ⑤被相続人の遺言書を偽造し、変造し、破棄し、又は隠匿した者

後述する廃除とは異なり、特段の手続をとる必要はなく、当然に相続人になることができない。

（4）推定相続人の廃除（民法892条）

被相続人の意思によって、遺留分（後述）を有する推定相続人の相続権を奪う制度である。

次の事由に当たる場合には推定相続人であっても手続を経て廃除して、相続人としないうことができる。

- ①推定相続人が被相続人を虐待したとき
- ②推定相続人が被相続人に重大な侮辱を加えたとき
- ③推定相続人にその他の著しい非行があったとき

相続人の廃除の方法としては、以下の二つの方法がある。

- ①生前に被相続人が家庭裁判所に廃除の申立てをする。
- ②被相続人が遺言で推定相続人を廃除する意思を表示し、遺言執行者が被相続人の死亡後に家庭裁判所に廃除の申立てをする。

相続人の廃除の効力は被相続人の死亡時に遡って生じるので、被廃除者は初めから相続人でなかったことになる。

廃除の取消し（民法 894 条）

被相続人はいつでも廃除の取消しを裁判所に請求することにより、また遺言により廃除の取消しをすることができる。

(5) 相続人の確定について

法定相続人が誰であることを明らかにする作業は、相続手続において最も重要な部分の1つである。

以下、相続人の確定とそれに関連する書類作成業務について概説する。

相続人の確定と行政書士業務としての書類作成について

- ①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍の取得
- ②相続人全員の現在の戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）の取得
- ③被相続人の除かれた住民票（住民票除票）の取得

上記①～③は、相続人が誰であることを確定する作業であり、後述する④の事実証明書類（相続関係説明図）作成の前提をなすものである¹。

具体的には、職務上請求書により、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）・改製原戸籍謄本・

1 相続関係説明図作成業務を伴わない単なる戸籍等の取得代行は行政書士業務とは言えず、職務上請求書使用の適格性を欠くことに注意を要する。

除籍謄本（除籍全部事項証明書）を含む被相続人のすべての戸籍を、被相続人の出生から死亡まで連続してつながるように取得する必要がある（被相続人に子がいないようなケースでは、これ以上の戸籍を取得する必要が生じる場合もある）。

震災や戦災等による焼失や保存期間の経過等により戸籍の証明が取得できない場合には、その証明が取得できない旨の証明書（廃棄証明書・告知書）を取得する。

取り寄せた戸籍は、相続人の範囲を証明する資料として、相続手続のあらゆる場面（相続に基づく預貯金の解約払戻・名義変更手続や、不動産の相続登記手続等）で提出が求められることになるため、重要な作業となる（但し、遺言がある場合には、手続によっては一部の戸籍のみで足りることがある）。

③は、相続人の確定とは直接の関係はないが、後述する相続関係説明図や遺産分割協議書に被相続人の最後の住所を記載する必要があることから、事実確認資料として取得しておくべきである（住民票除票の保存期間は、除かれてから5年間と短いので注意すること）。

④相続関係説明図の作成（相続関係の確定）

前述のように、行政書士は、上記戸籍の収集によって確定した相続人の範囲が一目で分かるよう、事実証明に関する書類である「相続関係説明図」を作成することとなる。書式例は後掲する。²

3. 法定相続分及び遺留分

(1) 法定相続分

各相続人の相続分は、被相続人による相続分の指定（指定相続分）がない限り原則として民法の定めに従う（民法900条）。但し、相続人全員の合意（遺産分割協議）又は、指定相続分がある場合には、これらの相続分とは異なる遺産分割をすることは可能である。

子、直系尊属、兄弟姉妹が複数ある場合の相続分は、各自相等しいのが原則であるが、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹（半血兄弟姉妹）の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹（全血兄弟姉妹）の相続分の2分の1となる（民法900条4号）³。

2 相続関係説明図の記載事項は被相続人の相続関係に限局されるのであって、その点で観賞用・記念用としての所謂「家系図」とは異なることに注意を要する。後者の作成は、行政書士の法定独占業務であるところの事実証明書類作成に該当しない（最高裁平成22年12月20日判決参照）。

3 なお、かつて民法900条4号ただし書には、非嫡出子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1とする旨の規定があったが、平成25年9月4日最高裁大法廷決定により、当該規定は遅くとも平成13年7月当時において憲法14条1項に違反していた、との判断がなされた。これを受けて、当該規定は平成25年12月11日施行の民法一部改正により削除された。

(2) 遺留分

遺留分とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保証する制度である。遺留分を有するものは、法定相続人のうち兄弟姉妹を除いたもので、すなわち配偶者、子、直系尊属が遺留分を有する。つまり、被相続人による（遺言による）指定相続分がある場合にも、遺留分を侵害することはできない。

(3) 法定相続分、遺留分の表

相続人	法定相続分	遺留分※	
配偶者 + 子	配偶者 2分の1 子 2分の1	被相続人の財産の2分の1	
配偶者 + 直系尊属	配偶者 3分の2 直系尊属 3分の1	被相続人の財産の2分の1	
配偶者 + 兄弟姉妹	配偶者 4分の3 兄弟姉妹 4分の1	被相続人の財産の2分の1 (但し、兄弟姉妹には遺留分はなし)	
血族相続人のみ	全部	子のみ	被相続人の財産の2分の1
		兄弟姉妹のみ	なし
		直系尊属のみ	被相続人の財産の3分の1
配偶者相続人のみ	全部	被相続人の財産の2分の1	

※各相続人の遺留分は、全体の遺留分率×各相続人の法定相続分率の計算式で求める。

例：配偶者と子の計2名が相続人の場合

配偶者の遺留分 = $1/2 \times 1/2 = 1/4$

子の遺留分 = $1/2 \times 1/2 = 1/4$ ⁴ となる。

4. 相続分の特例⁵

(1) 特別受益者の相続分

遺言によって相続分が指定されている場合（指定相続分）にはそれが優先し、遺言による指定がない場合には民法の定め（法定相続分）に従う、というのが、相続分に関する原則である。

しかし、①相続人が被相続人から遺贈を受けた場合や、②婚姻や養子縁組のためもしくは生計の資本として生前贈与を受けていた場合には、上記の原則を修正する必要がある。

つまり、①や②の贈与分を考慮せずに法定相続分（又は指定相続分）の原則通りに相続分を決めてしまうと、当該贈与を受けた相続人は、贈与分だけ得をすることとなり、贈与を受けなかった他の相続人との間に不公平が生じることとなるからである。

そこで民法は、このような遺贈や生前贈与を受けた相続人（特別受益者）がある場合について、調整の規定を置いている。その規定の内容は、大要次の通りであり、このように調整して算出された相続分のことを、法定相続分や指定相続分と区別する意味で、具体的相続分と呼ぶことがある。

共同相続人中に、被相続人から遺贈を受け、又は結婚や養子縁組の持参金や生計の資本などの形で財産の贈与を受けていた者があるときは、被相続人が相続開始時において有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなす。

当該贈与や遺贈を受けた相続人の相続分は、民法900条～902条の規定により算定した相続分からその贈与や遺贈の価額を控除した残額とする（民法903条）。

①遺贈を受けた相続人がある場合

一言で遺贈と言っても、「自動車を贈与する」「100万円を贈与する」といった何か特定の財産を与えるもの（特定遺贈）と、「遺産の4分の1を贈与する」といった遺産の一定割合を与えるもの（包括遺贈）とがあるが、後者については、法定相続分を下回る割合を定める

4 子が複数いる場合には、これをさらに頭数割りとする。

5 相続人でない者はこれらの相続分の特例を受けることはできない。

場合であっても上回る割合を定める場合であっても、遺言による相続分の指定（指定相続分）と実質的には同視できると考えられる。よって特別受益者の問題となるのは前者の特定遺贈の場合であるといえる。

特定遺贈を受けた相続人の相続分の計算方法としては、前述のように、法定相続分（あるいは指定相続分）に従って算定した相続分の中からその遺贈の価額を控除した残額がその者の相続分となる（民法 903 条 1 項）。

例：800 万円の相続財産を残して夫が亡くなり、妻と 2 人の子 A B が法定相続人であるが、妻が 200 万円の遺贈を受けた、という場合

妻 $800 \text{ 万円} \times 1/2$ （法定相続分） $- 200 \text{ 万円}$ （遺贈の価額を控除）
 $= 200 \text{ 万円}$ （具体的相続分）
 子 $800 \text{ 万円} \times 1/2$ （法定相続分） $\times 1/2$ （頭数割り）
 $= 200 \text{ 万円}$ （A B 均等）

②生前贈与を受けた者がある場合

遺贈の場合には、相続開始の時点（つまり被相続人が亡くなった時点）ではまだ遺贈の対象となる財産は、相続財産中に含まれて残っているため、通常の相続分（法定相続分あるいは指定相続分）から遺贈の価額を引くという単純なやり方で具体的相続分を算出することができた。

これに対して、生前贈与を受けた者がある場合には、相続開始の時点では、贈与の対象である財産は既に贈与されてしまっているため、相続財産の中には残っていないこととなる。そこで、既に贈与されてしまった財産を相続財産の中に引き戻して考える（これを「持戻し」といい、あくまで計算上の操作となる）ことが必要となってくる。

具体的には、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額にその生前贈与の価額を加えたものを相続財産とみなすこととなる（みなし相続財産。民法 903 条 1 項）。

生前贈与を受けた者の相続分の計算方法としては、みなし相続財産に法定相続分（あるいは指定相続分）を乗じて算定した相続分の中から生前贈与の額を控除した残額がその者の具体的相続分となる（民法 903 条 1 項）。

例：1200 万円の相続財産を残して夫が亡くなり（遺言なし）、妻と 3 人の子 A B C が相続人であるが、夫は生前 A に 600 万円を贈与していた、という場合

①生前贈与が行われているので、まず、その贈与額の持戻しをする。

$1200 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} = 1800 \text{ 万円}$ （みなし相続財産）

②次に、各人の具体的相続分を算定する。

妻 $1800 \text{ 万円} \times 1/2$ (法定相続分)
= 900 万円 (妻に特別受益はなく、具体的相続分はそのまま 900 万円となる)

子A $1800 \text{ 万円} \times 1/2$ (法定相続分) $\times 1/3$ (頭数割り) - 600 万円 (生前贈与額を控除)
= - 300 万円 \rightarrow 0 円 (マイナスが出た場合、具体的相続分を 0 円とする)

子B C $1800 \text{ 万円} \times 1/2$ (法定相続分) $\times 1/3$ (頭数割り)
= 300 万円 (子B Cに特別受益はなく、具体的相続分はそのまま 300 万円となる)

③次に、計算上の遺産総額を求め、各人の具体的相続分率を算出する。

$900 \text{ 万円} + 0 \text{ 円} + 300 \text{ 万円} + 300 \text{ 万円} = 1500 \text{ 万円}$ (計算上の遺産総額)

妻 $900 \text{ 万円} / 1500 \text{ 万円} = 3/5$ (具体的相続分率)

子B C $300 \text{ 万円} / 1500 \text{ 万円} = 1/5$ (具体的相続分率)

④次に、上記の具体的相続分率の割合で現実に分配可能な遺産額を分けて、最終的な相続金額を確定する。

1200 万円 (現実に分配可能な遺産額)

妻 $1200 \text{ 万円} \times 3/5$ (具体的相続分率) = 720 万円

子A $1200 \text{ 万円} \times 0$ (具体的相続分率) = 0 円

子B C $1200 \text{ 万円} \times 1/5$ (具体的相続分率) = 240 万円

⑤以上から、最終的に相続される金額は、次のようになる。

妻 720 万円

子A 0 円 (生前贈与 600 万円のみ)

子B 240 万円

子C 240 万円

(2) 寄与分

共同相続人中、被相続人の事業に関する労務の提供⁶又は財産上の給付⁷、被相続人の療養看護⁸その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をした者があるときは、被相続人が相続開始時において有した財産の価額から共同相続人の協議でその者の寄与分を控除したものを相続財産とみなす。寄与した相続人にはその相続分(民法900条～902条)に寄与分を加えた額をその者の相続分として計算する(民法904条の2)。

5. 遺産分割

(1) 遺産の分割

遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してすることが必要である(民法906条)。

被相続人が遺言で禁じた場合を除き、相続人はいつでもその協議で遺産の分割をすることができる(民法907条1項)。なお、相続人の遺産分割協議が調わないときには、各共同相続人は家庭裁判所にその分割を請求することができる(民法907条2項)。

(2) 遺言による遺産分割方法の指定

被相続人は遺言で分割の方法を定め、若しくはこれを定めることを第三者に委託することができ、相続開始の時から5年を超えない範囲内で分割を禁ずることができる(民法908条)。

(3) 遺産分割協議書について

相続人の遺産分割の協議が調ったときには、その結果を「遺産分割協議書」として取りまとめることとなる。相続人の依頼を受け報酬を得て遺産分割協議書を作成することは、権利義務・事実証明に関する書類の作成として、行政書士の法定独占業務であることは言うまでもない。

遺産分割協議書は、預貯金の払戻しや不動産の名義変更等の各種相続手続において繰り返

6 農業や自家営業を夫婦・親子が協力して行うような場合が典型例とされる(内田貴「民法Ⅳ[補訂版] 親族・相続」(東京大学出版会、平成16年)389頁)。

7 単に被相続人の事業に資金を貸し付けた場合には、法律上その返済を請求でき、保護としては十分であることから、当然には寄与とはいえない。但し、その資金によって倒産を免れたのみならず、さらに事業が発展したような場合には寄与があるとされる(同上)。

8 単に一生懸命世話をしたというだけでは寄与分とはならない。本来被相続人の費用で看護人を雇わなければならなかったはずのところ、相続人の看護によってその費用の支出を免れた、といった場合のように、被相続人の財産の減少を免れるということが要件となる(同上)。

し必要となるため、その記載内容には細心の注意を払うと共に、作成後はこれを大切に保管するべきである。

実務上、遺産分割協議書には、相続人全員の署名押印（実印）、印鑑証明書の添付が求められる。

遺産分割協議書作成にあたっては、相続人全員が一同に会して協議することが望ましいが、協議者が遠隔地にいて一同に会することが困難であるような場合には、遺産分割協議書の持ち回りによる協議も可能であるし、協議者が多数にわたるなどの理由から持ち回りすら困難な場合には、遺産分割協議書を相続人の人数分作成した上で1人が1通に署名押印すればよいようにする等の方式でも、許容されることがある（後者の場合は、念のため金融機関等の手続先と事前に折衝した方が良い）。

なお、遺言書が存在する場合であっても、相続人全員の合意があれば、遺言と異なる内容の遺産分割協議をすることは許されると解されている（但し、遺言執行者が指定されている場合や、遺贈により第三者が関係してくる場合等には、難しい問題となり得るので、慎重な検討を要する）。

6. 相続の承認及び放棄その他の手続

相続人は自己のために相続の開始があったことを知った時は、その時から3ヶ月以内に単純承認または限定承認または相続の放棄の意思表示をしなければならない（民法915条1項）。

相続人が承認または放棄しないで死亡したときは、その者の相続人が自己のために相続があったことを知った時からこれを起算する（民法916条）。

（1）単純承認

相続人が単純承認をしたときには、無限に相続人の権利義務を承継する（民法920条）。

相続人が相続財産の全部又は一部を処分した場合、又は上記期間内に相続の限定承認又は放棄の意思表示をしなかった等の場合には単純承認をしたものとみなされる（民法921条各号）。

（2）限定承認

相続人が相続財産の限度において、被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続を承認することである（民法922条）。

相続人は被相続人の財産上の一切の権利義務を承継するのが原則であるが、その債務がどの程度か分からないことがあり得る。そこで、相続財産の範囲内で相続を承認するという方法を認めたものである。

限定承認は相続人が数人ある時は相続人全員が共同でなければならない（民法923条）。

限定承認の意思表示は、自己のために相続開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、相続財産目録を家庭裁判所に提出して申述しなければならない（民法924条）。

相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から相続財産管理人を選任しなければならないが、この管理人が、限定承認をしたことを相続債権者・受遺者に公告するなど、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をすることになる（民法936条）。

（3）相続放棄

相続は放棄することができる（相続財産の内、消極財産⁹が積極財産¹⁰を超えるような場合等）。相続を放棄するには、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヶ月以内に、家庭裁判所に申述する方法によりしなければならない（民法938条、915条1項）。

相続の放棄をした者は、その相続に関しては初めから相続人とならなかったものとみなされる（民法939条）。従って、この者の子供に代襲相続は発生しない（民法887条2項参照）。

なお、現在、東京家庭裁判所では、相続人自らが身分証明書と手続に必要な全ての必要書類を持参して申述をなす場合、即日審判手続が可能である。

（4）特別代理人

親権を行う父又は母と、その子との利益が相反する行為については、その親権を行う者は、その子のために特別代理人を選任することを家庭裁判所に請求しなければならない（民法826条）。

相続手続においては、未成年の子とその親がそれぞれ相続人となって遺産分割協議をする場合、その親が子に代わって行うことは利益相反行為となるのでこの手続が必要となる。未成年者の子が複数おり、その1人と他の子との利益が相反する場合にも、同様に必要となる（民法826条2項）。

（5）不在者の財産管理人

相続人の中に行方不明者がいる場合、利害関係人たる他の相続人は、家庭裁判所に対して、不在者の財産管理人の選任を請求することができる（民法25条1項）。

この財産管理人は、行方不明の相続人に代わって遺産分割協議に参加し、家庭裁判所の許可を得てその財産を処分することができる（民法28条）。

（6）相続人不存在と特別縁故者

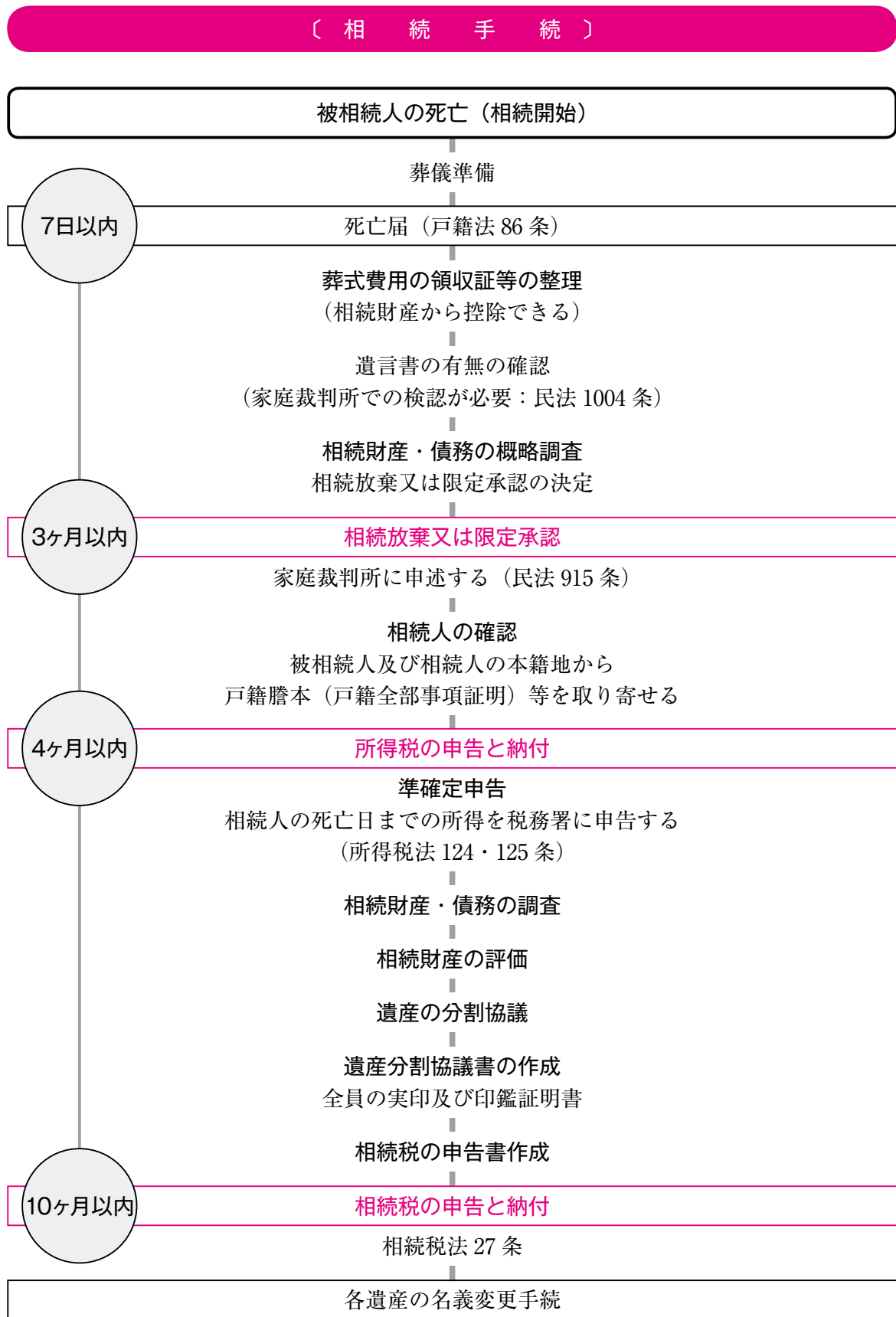
相続人の戸籍を調査した結果、相続人がいない、若しくは相続人があることが明らかでな

9 債務などの、マイナスとなる財産。

10 不動産・現預貯金などの、プラスとなる財産。

い場合は、相続財産は法人とされ（民法 951 条）、家庭裁判所は、利害関係人等の請求によって相続財産の管理人を選任しなければならない（民法 952 条 1 項）。

相続人搜索の公告（民法 958 条）などの所定手続を経ても相続人としての権利を主張する者が不在の場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他被相続人と特別の縁故があった者（内縁の妻、事実上の養子、被相続人を看病した者等）の請求によって、これらの者（特別縁故者）に対し、相続財産の全部又は一部を与えることができる（民法 958 条の 3 1 項）。



(参考) 相続による不動産の所有権 (又は持分) 移転登記について

相続による不動産の所有権 (又は持分) 移転登記 (以下「相続登記」) は管轄の法務支局または出張所 (登記所) へ下記の書類を揃えて申請する。

◎相続登記に必要な書類等

1 登記申請書

2 登記原因証明情報

ア 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍 (除籍・改製原戸籍含む) 謄本 (全部事項証明)

これにより法定相続人 (配偶者・子・直系尊属・兄弟姉妹) の存否が審査される。

イ 相続人全員の現在の戸籍謄本 (全部事項証明) 又は抄本 (個人事項証明)

相続人が現存していること及び第2次の相続が発生していないかを審査される。

ウ 遺産分割協議に基づく場合には、遺産分割協議書 (相続人全員の印鑑証明書添付。法定相続分による登記の場合には不要。)

遺言に基づく場合には、自筆証書遺言 (検認済証明書付) 又は遺言公正証書

その他場合に応じた、相続を証する書面 (家庭裁判所の相続放棄申述受理証明書・調停調書又は確定審判書等。)

エ 被相続人の最後の住民票又は戸籍の附票 (被相続人の登記簿上の住所の表示と最後の本籍又は最後の住所の表示が符合しない場合。)

3 住所証明書

不動産を相続する者の住民票又は戸籍の附票

4 相続関係説明図

被相続人については1 最後の本籍、2 最後の住所、3 登記簿上の住所、4 出生年月日及び相続開始年月日を、法定相続人については1 相続形態の区別 (不動産を相続する者 (「相続」)・遺産分割により相続しない者 (「分割」)・相続放棄をした者 (「放棄」) 等) 及び相続するのが持分である場合にはその割合、2 現住所及び生年月日をそれぞれ明記する。相続関係戸籍一式については、この書類を提出することにより、登記完了後に原本の還付を受けることができる。

5 固定資産評価証明書

市町村内の不動産は当該市町村役場、東京 23 区内分は都税事務所で交付される。

6 登録免許税 (収入印紙)

相続登記をする不動産の固定資産評価額の 1000 分の 4。

7 代理権限証書 (委任状)

申請人 (相続人) から委任された代理人 (例えば司法書士) が申請する場合は必要。

7. 相続業務に関する書式例

委任状（例）

私は、〒150 - 0031 東京都渋谷区桜丘町 31 番 14 号
行政 太郎 氏
職業 行政書士
電話 03 - 5489 - 7441
を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

被相続人東京太郎氏（最後の住所：東京都目黒区青葉台三丁目 1 番 6 号）に係る下記事項。

1. 相続人の調査
2. 相続財産の調査
3. 相続関係説明図の作成
4. 遺産目録の作成
5. 遺産分割協議書の作成
6. 復代理人の選任
7. 上記に付帯する事項であって行政書士業務に係る一切の権限

平成〇〇年〇〇月〇〇日

委任者 住所 東京都目黒区青葉台三丁目 1 番 6 号

氏名 東京 一郎 印

行政書士業務委任契約書（例）

委任者東京一郎を甲、受任者行政書士行政太郎を乙として、被相続人東京太郎の相続に関し甲乙間において下記のとおり行政書士業務委任契約を締結する。

（業務の委任および受任）

第1条 甲は乙に下記業務を委任し、乙はこれを受任する。

- 一 遺産の調査及び遺産目録の作成
- 二 相続人の調査
- 三 遺産分割協議書の作成
- 四 相続関係説明図の作成
- 五 銀行、証券会社、保険会社に対する権利承継手続
- 六 自動車所有者の名義変更手続
- 七 借地・借家契約の承継手続
- 八 前各号の手続に必要な下記書類の交付申請、受領に関する一切の件
 - ①戸籍・住民票 ②納税証明書・固定資産評価・公課証明書 ③金融機関残高証明書 ④出生届受理証明書・婚姻届受理証明書¹¹ ⑤不動産登記事項証明書（登記簿謄本）
 - ⑥商業・法人登記事項証明書（登記簿謄本） ⑦在留資格認定証明書¹²
- 九 その他付属手続¹³

2 受任した業務の処理に関連して、前項各号以外の手続が必要になったときは、別途甲乙協議して決定する。

（受任業務の処理）

第2条 乙は甲の承諾を得て他の行政書士と共同して業務を処理し、または復代理人を選任することができる。

2 乙は甲の承諾を得て弁護士・公認会計士・税理士・弁理士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士等に、関連する業務を処理または補助させることができる。

（委任者・受任者の責務）

第3条 甲は乙に対して、業務の処理に必要な資料を提示し、業務の処理に関し積極的かつ全面的に乙に協力し、乙は誠実に業務を処理するものとする。

（着手金及び必要経費の取扱）

第4条 本件業務の報酬を 円（内着手金 円）とする。着手金については本件契約時に支払うこととする。¹⁴

2 甲は業務の処理に関して生ずる、貼用印紙・証紙代、旅費、宿泊費、日当・交通費、その他必要経費の実費額を、乙の請求後 日以内に支払う。

3 甲は正当な理由がない限り、乙に着手金の返還を求めることができない。

11 外国人が相続人の場合このような書類も必要となる。

12 同上。

13 その他必要な付属手続があれば記入する。

14 契約締結時に支払うかその後何日以内に支払うかは各自の裁量により記載。

(報酬の支払い)

第5条 甲は、業務が終了したときは、直ちに報酬の残金として金 〇〇〇〇 円を乙に支払う。

2 乙はこの請求をするときは、その計算書を甲に交付するものとする。

3 甲が正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。甲が報酬を支払わないときは、乙は甲からの預かり金と報酬とを相殺することができる。

(契約の解除)

第6条 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、または著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲：委任者)

住所 東京都目黒区青葉台三丁目1番6号
氏名 東京 一郎 印

(乙：受任者)

住所 東京都渋谷区桜丘町31番14号
氏名 行政書士 行政 太郎 印

遺産分割協議書（例）

平成25年5月1日東京太郎の死亡により開始した相続に関し、共同相続人東京花子、東京一郎、大阪美子は、東京太郎の遺産を次のとおり分割することを合意する。

第1条 相続人東京花子は次の遺産を取得する。

- ① 土地 東京都目黒区青葉台三丁目62番1
宅地90.32平方メートル
- ② 建物 東京都目黒区青葉台三丁目62番地1
家屋番号62番1
木造瓦葺2階建 居宅
登記簿上の床面積 1階60.49平方メートル
2階60.49平方メートル
- ③ 自動車 東京エコカー24年式 車両登録番号 多摩121ね511
- ④ 現金 2,500,000円
- ⑤ 家財道具その他の動産で被相続人の所有に係る一切の物

第2条 相続人東京一郎は次の遺産を取得する。

東京銀行渋谷支店 定期預金 口座番号1752436

第3条 相続人大阪美子は次の遺産を取得する。

株式会社東京航空株式 10,000株

第4条 相続人東京花子は以下の債務を承継する。

- ① 未払医療費 50,000円
- ② 債権者山田一郎からの借入金 250,000円

第5条 葬式費用1,200,000円は相続人東京花子が負担する。

第6条 前各条により分割した遺産以外の財産及び将来発見されるべき財産については、相続人全員により別途協議を行うこととする。

第7条 相続人東京花子は東京家の祭祀承継者として祖先の墳墓維持に努めることとする。

以上のとおり協議が真正に成立したことを証するため、この協議書3通を作成して署名押印し、各自1通ずつ保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

東京都目黒区青葉台三丁目1番6号

相続人（亡東京太郎の妻） 東 京 花 子 印

東京都目黒区青葉台三丁目1番6号

相続人（亡東京太郎の長男） 東 京 一 郎 印

大阪府大阪市浪速区元町1番1号

相続人（亡東京太郎の長女） 大 阪 美 子 印

遺産目録例（被相続人 東京太郎）

I 土地

番号	所在	地番	地目	面積	評価額
1	東京都目黒区青葉台3丁目	62番1	宅地	90.32㎡	(建物1の敷地) 45,000,000円

II 建物

番号	所在	家屋番号	種類	構造	面積	評価額
1	東京都目黒区青葉台3丁目62番地1	62番1	居宅	木造瓦葺 2階建	1階 60.49㎡ 2階 60.49㎡	(土地1上の建物) 5,000,000円

III 自動車

番号	品目	車両登録番号	評価額
1	東京エコカー 平成24年式	多摩 121 ね 511	1,500,000円

IV 現金・預貯金・有価証券等

番号	品目	単位	数量（金額）	評価額
1	現金		2,500,000円	
2	東京銀行渋谷支店（定期） （口座番号 1752436）		5,000,000円	
3	（株）東京航空株式	500円	10,000株	5,000,000円

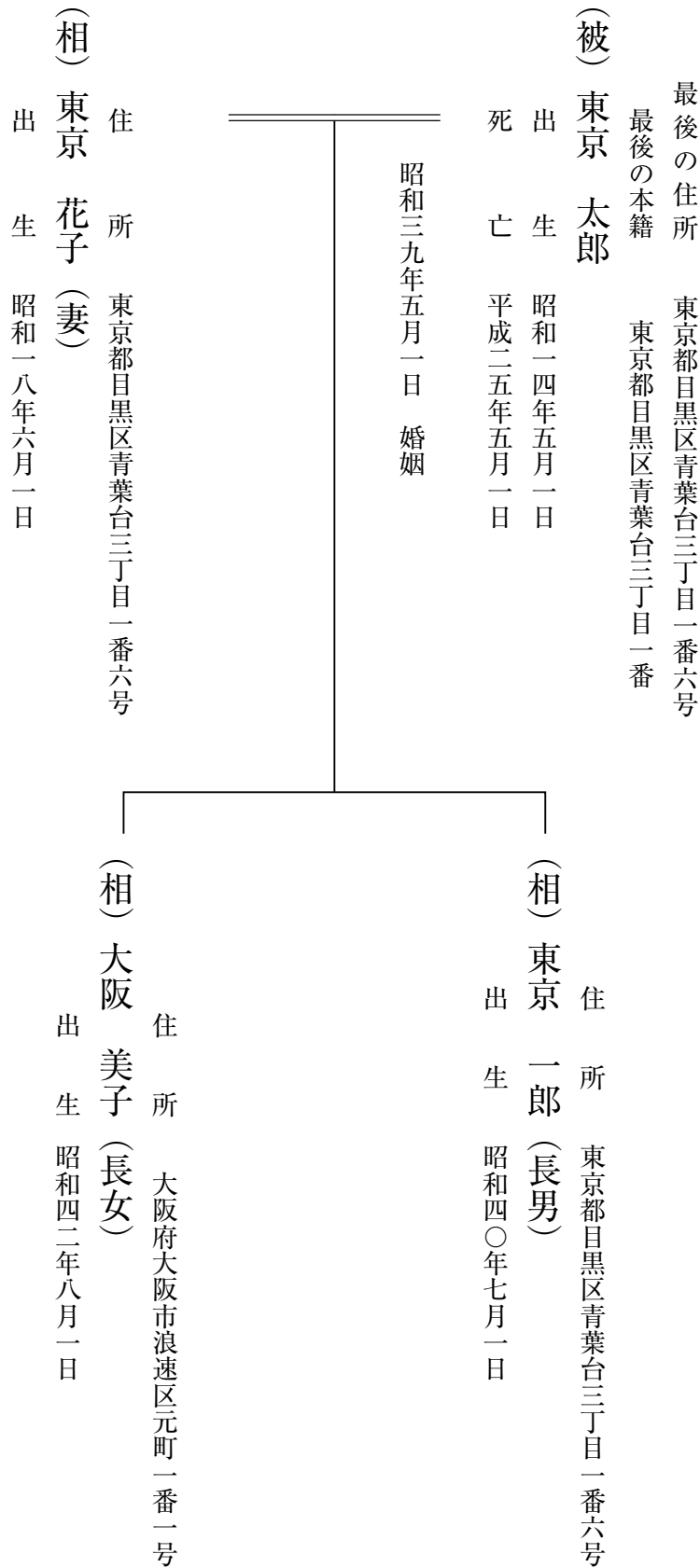
V 消極財産

番号	品目	単位	数量（金額）	評価額
1	未払医療費		50,000円	
2	借入金（債権者 山田一郎）		250,000円	

【遺産の合計】

積極財産 =	I + II + III + IV =	64,000,000円
消極財産 =	V =	△ 300,000円
合計		63,700,000円

被相続人 東京太郎 相続関係説明図(例)



(注) (被) || 被相続人
 (相) || 相続人

II 遺言

遺言とは、私有財産制の下、所有財産の処分の自由（人生最後の意思）を遺言者の死後にまで認める制度である。

円満な相続争いのない相続を実現するために用意すること。

財産を整理し、その承継者を決め、その意思表示をする。

満 15 歳に達した者は、遺言をすることができる（遺言能力、民法 961 条）。

1. 遺言とは何か

(1) 遺言はなぜ必要か

① どんなときに特に遺言が必要になるか

- A. 子供がいないとき
- B. 先妻の子と後妻がいるとき
- C. 内縁の妻がいるとき
- D. 相続人がたくさんいるとき
- E. 寄付するとき
- F. 事業の継続をするとき
- G. 障害者の子と介護の問題があるとき

② 遺言に基づくトラブルの防止（下記の点に注意）

- A. 遺留分（後の説明参照）
- B. 付言事項
希望事項を記載することがよく行われているが、法的拘束力はない。しかし、相続人や利害関係人に対して、それなりの道義的意味を持つことが期待される。
- C. 条件付き遺言（条件を付与した遺言）、負担付き遺贈（遺贈を受けるにあたり一定範囲の負担を負う）
- D. 夫婦相互遺言（遺言書は別々にする）
- E. その他遺言はいつでも取り消しまたは変更できる
- F. 日付の異なる複数の遺言書が存在し、前の遺言内容が後の内容と抵触する場合は遺言で前の遺言を取り消したことになる（民法 1023 条）

2. 遺言の方式

遺言の方式は次のようなものがある。

自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言

その他…緊急の時に作る特別方式（危急時の遺言と隔絶地の遺言）

自筆証書遺言

(1) 自筆証書遺言の作成方法及び注意事項

- ① あらかじめ財産目録を作る
- ② 財産を贈りたい人を列挙する
- ③ どの財産を誰に残すか、その分け方を決める。その際事業や財産運用の長期的展望を配慮する
- ④ 遺言書の訂正の手順
 - 一 間違えた部分を二重線で消し、その脇に正しい文字を書く
 - 二 訂正した箇所に署名の下に押したのと同じ印鑑で押印する
 - 三 遺言書の余白に、どの部分をどのように訂正、変更したかを付記し、その部分に署名する
- ⑤ 遺贈があるときなどは、遺言執行者を指定すれば登記などが容易になる

(2) 定められた方式上の要件の満足

- ① 遺言書の内容を全部自分で書くこと
- ② 遺言書の作成の日付を必ず書くこと
- ③ 氏名自署、押印
- ④ 遺言の内容が法律解釈上誤解を招くおそれのない記載

(3) 遺言の具体的作成要領

自筆証書

- ① ワードプロ、パソコンは不可（カーボン紙利用はよい）
- ② 用語、用字の制限なし。意味内容が正確に理解できること
- ③ 用紙、筆記用具の制限はなし。但し鉛筆は使用不可
- ④ 様式制限なし
- ⑤ 表題と前文はあってもよいが、必ずしも必要ない
- ⑥ 人の特定は、法定相続人は「妻 何 某」「長男 何 某」
それ以外は特定に留意し、氏名のほか住所、年齢併記

- ⑦ 相続財産の特定、物件の範囲、特定（不動産、動産）
- ⑧ 相続財産の処分の表現（特定の人に「相続させる」「遺贈する」）
- ⑨ 遺言書を入れる封筒

（4）自筆証書遺言の保管、開封、検認の手続

遺言書の保管者や発見者は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく、家庭裁判所に遺言書を提出してその検認を請求しなければならない（民法 1004 条 1 項）。もし提出を怠ったり、封印のある遺言書を勝手に開封してしまうと過料の制裁を受けることとなる（民法 1005 条）。

また、家庭裁判所の検認済証明書のない自筆証書遺言に基づいて不動産登記を申請しても却下されるなど、各種相続財産名義変更手続の実務の観点からも、検認は必須の要件となっている。

公正証書遺言

公正証書の作成手続

- ① 本人及び証人 2 人が公証人役場へ赴き、公正証書を作成する
- ② 証人が 2 人いない場合（要証人費用）
- ③ 費用（資料参照）
- ④ 持参する書類（遺言者の実印、印鑑証明書及び戸籍の全部事項証明書、不動産の全部事項証明書等）
- ⑤ その他
 - 一 公証人の出張（病院にも可）
 - 二 何らかの理由で口がきけない人（筆談）

秘密証書遺言

秘密証書遺言とは

自筆証書遺言との違いは、遺言書を自筆しなくても（ワープロ等を用いても）よく、第三者に書いてもらってもよい、という点である。その遺言書に遺言者が署名押印し、封筒に入れて遺言書に押した印鑑で封印をした上で、それを公証役場に持参し、2 人以上の証人の立会いの下で手続をすることとなる（民法 970 条）。

遺言者の死亡の後、家庭裁判所の検認手続を要することは、自筆証書遺言と同様である。

3. 遺言執行者

遺言執行者は相続財産を管理し、財産目録を作成し、その他遺言の実現のために必要な一

切の行為をする権利義務を有する（民法 1012 条）。

相続人もその執行を妨げることができないことから、遺言者そのものの代理人と言える。

4. 遺言執行

遺言の執行は遺言内容を実現すること。被相続人の死亡後、遺言執行者は財産目録を作成する（民法 1011 条）。遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は利害関係人の請求によってこれを選任することができる（民法 1010 条）。

- 選任後の主な任務
 - (1) 不動産の遺贈の登記
 - (2) 預貯金の払戻手続き
 - (3) 遺言による認知（その就職の日から10日以内にその手続きをすることを要す。）
 - (4) 推定相続人の廃除又はその取消しなど

※ 行政書士が事務所住所にて遺言執行者の指名を受けた場合の留意点について

- 遺贈による不動産の所有権移転登記手続¹⁵

遺言執行者が登記義務者となって所有権移転登記申請をするとき、市区町村長発行の印鑑証明書上の住所と遺言書に記載された事務所住所を繋ぐものとして、日行連発行に係る登録事項等証明書を添付することを要する（登記申請をする管轄法務局によって取扱が異なる場合もあるので個々に確認のこと）。

- 預貯金の払戻手続

遺言執行者が依頼人となって預貯金の払戻手続きをなすことができるが、金融機関に対する依頼書（一般的には「相続届出書」なる名称）に捺印する印鑑は職印を用い、東京会発行による職印に対する印鑑証明書の添付を要する（但し、金融機関により、捺印については個人の実印とし、市区町村長発行の印鑑証明書を添付の上、行政書士証票の提示を求めるところもあるため、個々に確認、対応する）。

5. 遺留分

遺留分とは、被相続人が有していた相続財産について、その一定割合の承継を一定の法定相続人に保証する制度である。

被相続人は自己の財産を遺言によって自由に処分できるのが原則、その一方において、被

15 これに対し、特定の不動産を特定の相続人に「相続させる」遺言については、登記実務上、当該相続人が単独で登記申請できるとされているから、当該不動産が被相続人名義である限り遺言執行者の職務は顕在化しない、と解されている（最判平成 11 年 12 月 16 日参照）。

相続人の近親者の相続に対する期待を保護し、生活を保証する必要がある（例えば、愛人に全財産を残すという遺言を残した場合における妻子の保護）。民法は、相続財産の一定の部分を一定範囲の遺族のために留保した。これが遺留分の制度である（民法1028条～1031条）。

兄弟姉妹以外の相続人は、直系尊属のみが相続人であるときは、被相続人の財産の3分の1、それ以外の場合には2分の1を遺留分として主張できる（民法1028条）。

遺留分減殺請求権の消滅時効は自己の相続が開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から1年であり、相続の開始から10年が経過した時も同様である（民法1042条）。

但し、この請求権を行使するか否かは相続人の自由に委ねられている。

生前贈与の「持戻（相続財産に算入される生前贈与）」は相続開始前の1年間のものに限られ、減殺請求はまず遺贈についてこれをなしてからでないと生前贈与についてなすことができない（民法1030条、1033条）。

6. 遺言信託

遺言信託は、遺言の方式による信託の設定である。

法は遺言信託につき、「特定の者に対し、財産の譲渡、担保権の設定、その他の財産の処分をする旨並びに当該特定の者が、一定の目的に従い財産の管理または処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべき旨の遺言をする方法」と定義している（信託法3条2号）。

遺言信託は公正証書遺言、自筆証書遺言、秘密証書遺言でも可能である。家族信託を考慮した時、遺言の効力発生後直ちに信託財産の確保とともにその管理、そして受益者への支援（信託財産の活用処分）が必要になるので、委託者の死後、迅速且つ確実に信託設定手続きをする必要がある。

遺言信託

A. 福祉型

- ① 高齢者の配偶者
- ② 認知症の配偶者等親族
- ③ 知的障害者等養護信託
- ④ 未成年者養護信託

B. 遺産継承型

- ⑤ 後添え配偶者のための後継ぎ遺贈
- ⑥ 家産継承者選択型
- ⑦ 遺産分割型

C. 各種事務委任型

⑧死後事務委任型

⑨入所保証金金銭信託契約

信託の用語と仕組み

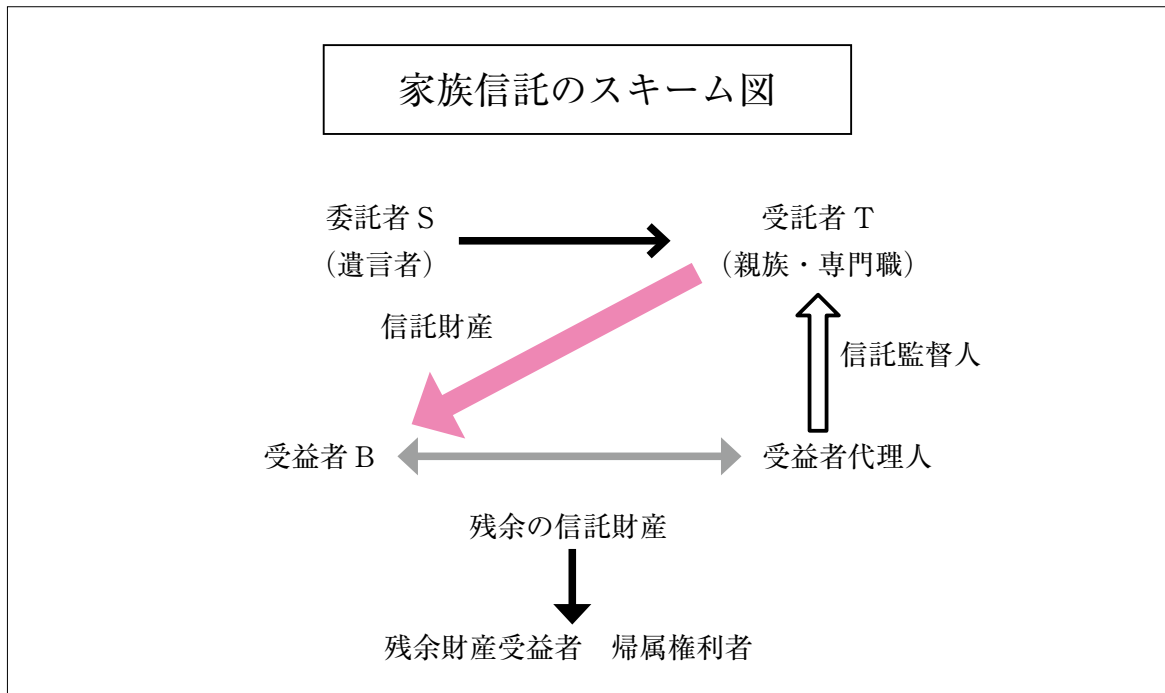
信託の「信託当事者」と呼ばれる者は、委託者、受託者、受益者の三者である。

「委託者」は信託の中で信託を設定する人で、信託契約では当事者の一方で財産を提供する人である。遺言信託では、遺言者である。

「受託者」は信託事務を担う者。

「受益者」は、信託によって利益を享受する者である。

受益者保護機関として信託管理人、信託監督人、受益者代理人がいる。



※

委託者のSは、S e t t l e r

受託者のTは、T r u s t e e

受益者のBは、B e n e f i c i a r y


参考文献

新しい家族信託 公証人遠藤英嗣 著 日本加除出版株式会社


7. 遺言書に関する書式例

[自筆証書遺言書記載例]

1.

遺 言 書	
遺言者行政太郎は、遺言者の有する一切の財産を、妻行政花子（昭和20年5月5日生）に相続させる。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所	東京都新宿区行政町10番地5
遺言者	行政太郎 

2. 付言事項付

遺 言 書	
第1条 遺言者は、遺言者の有する預貯金の2分の1を、二男行政二郎（昭和57年5月5日生）に相続させる。	
第2条 遺言者は、第1条記載の預貯金を除くその他一切の財産を長男行政一郎（昭55年5月5日生）に相続させる。	
第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべき者として、長男行政一郎を指定する。	
第4条 遺言者は、この遺言の遺言執行者として、長男行政一郎を指定する。	
付 言 長男一郎に多く相続させることにしたのは、長男として行政家を守ってもらいたいと思うからです。二男二郎には独立して会社を作る際に援助しました。お母さんの気持ちを理解して、兄弟仲よく暮らしてください。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	
住 所	東京都新宿区行政町10番地5
遺言者	行政花子 

[公正証書遺言書記載例]

平成〇〇年第〇〇〇〇号	
遺言公正証書	
正本	
<p>本公証人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、遺言者行政太郎の囑託により、証人甲山吾郎、同乙海良子の立会いのもとに、次のとおり遺言者の口授を筆記し、この証書を作成する。</p>	
<p>第1条 遺言者は、遺言者の有する下記財産を含むすべての財産を、遺言者の妻花子（昭和20年5月5日生）に相続させる。</p>	
記	
1. 不動産	
(1) 土地	
所 在	東京都千代田区中央一丁目
地 番	2番3
地 目	宅地
地 積	54.32平方メートル
(2) 建物	
所 在	東京都千代田区中央一丁目2番地3
家屋番号	2番3の4
種 類	居宅
構 造	木造スレート葺2階建
床面積	1階 34.56平方メートル 2階 23.45平方メートル
2. 預金	
(1) 東西南北第一銀行（千代田中央支店）	
普通預金・口座番号9876543	
(2) ゆうちょ銀行	
記号 45678・番号 3456789	
<p>第2条 前記妻花子が遺言者より先に死亡した場合（同時死亡を含む。）には、前条で同人に相続させるとした財産及び同人から相続した下記財産を含むすべての財産を遺言者の長女八重（昭和45年6月6日生）に相続させる。</p>	
記	
預金	ゆうちょ銀行 記号13579・番号8967453
<p>第3条 遺言者は、祖先の祭祀を主催すべき者として、前記妻花子を指定するが、同人が遺言者より先に死亡した場合（同時死亡を含む。）には、前記長女八重の長男和夫（平成3年7月7日生）を指定する。</p>	
<p>第4条 遺言者は、下記の者を共同遺言執行者として指定する。</p>	
記	
(1) 住所	東京都中央区日本橋三丁目2番1号
職業	行政書士
氏名	甲山吾郎
生年月日	昭和28年6月3日
(2) 住所	東京都中央区京橋一丁目9番8号
職業	行政書士
氏名	乙海良子
生年月日	昭和45年3月3日

2. 遺言執行者は、遺言者の権利について、金融機関に対する預貯金債権の名義変更、払戻請求、貸金庫の開披、内容物取出、貸金庫契約解約そのほかこの遺言書の執行に必要なすべての行為をそれぞれ単独で行使する権限を有する。
3. 遺言執行者は、この遺言の執行のために必要があるときは、代理人もしくは補助人を選任してその職務を執行することができる。
4. 遺言執行者に対する報酬は、相続財産評価額の〇〇パーセントを基準として、相続人と協議して定めるものとする。但し、その報酬の最低額は金〇〇円とする。

(付言)

1. 遺言者は、妻花子、長女八重とその家族に恵まれたことを感謝します。
2. 今ある財産は、花子の内助の功によって築けたものであり、すべての財産を花子に相続させ、残る人生を心豊かに生活できるよう役立ててもらいたいと思います。
3. 長女八重とその家族には、仲良く心健やかに暮らしてもらいたいと思います。また、これまでどおり花子の支えとなってください。

以上

本 旨 外 要 件

東京都千代田区中央一丁目2番3号

無 職

遺 言 者

行 政 太 郎

昭和15年1月1日生

上記は、印鑑登録証明書の提出により、人違いでないことを証明させた。

東京都中央区日本橋三丁目2番1号

行 政 書 士

証 人

甲 山 吾 郎

昭和28年6月3日生

東京都中央区京橋一丁目9番8号

行 政 書 士

証 人

乙 海 良 子

昭和45年3月3日生

上記遺言者及び証人に読み聞かせたところ、各自この筆記の正確なことを承認し、各自次に署名押印する。

遺 言 者

行 政 太 郎 ㊟

証 人

甲 山 吾 郎 ㊟

証 人

乙 海 良 子 ㊟

この証書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、本公証人が東京都千代田区中央三丁目7番8号の本公証役場において民法第九百六拾九条第一号ないし第四号所定の方式に従って作成し、同条五号に基づいて次に署名する。

東京都千代田区中央三丁目7番8号

東京法務局所属

公証人

海 山 一 哉

印

この正本は、嘱託人 遺言者の請求により、平成〇〇年〇〇月〇〇日、本公証人役場において、原本に基づいて作成した。

東京都千代田区中央三丁目7番8号

東京法務局所属

公証人

海 山 一 哉

公証人
海山一哉之印

資料編

I 家事事件手続

1. 概要等

【相続の放棄の申述】

1. 概要 相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。
 - (1) 相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
 - (2) 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
 - (3) 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認
 相続人が、(2)の相続放棄又は(3)の限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、(2)の相続放棄について説明します。
2. 申述人
 相続人（相続人が未成年者または成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述します。）
 未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要です。
3. 申述期間 申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に行わなければならないと定められています。
4. 申述先 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
5. 申述に必要な費用
 ・収入印紙 800 円分（申述人 1 人につき） ・連絡用の郵便切手（申述先の家庭裁判所に確認してください。）
6. 申述に必要な書類
 - (1) 相続放棄の申述書（後掲書式 1・2 記載例参照。）
 - (2) 標準的な申立添付書類
 - ① 同じ書類は 1 通で足りません。
 - ② 同一の被相続人についての相続の承認・放棄の期間伸長事件又は相続放棄申述受理事件が先行している場合、その事件で提出済みのものは不要です。
 - ③ 戸籍等の謄本は、戸籍等の全部事項証明書という名称で呼ばれる場合があります。
 - ④ もし、申述前に入手が不可能な戸籍等がある場合は、その戸籍等は、申述後に追加提出することでも差し支えありません。
 - ⑤ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

【共通】

- (1) 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- (2) 申述人（放棄する方）の戸籍謄本

【申述人が、被相続人の配偶者の場合】

- (3) 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）（第一順位相続人）の場合】

- (3) 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- (4) 申述人が代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

- (3) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(4) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(5) 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合、父母））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合（先順位相続人等から提出済みのものは添付不要）】

(3) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(4) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(5) 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(6) 申述人が代襲相続人（おい、めい）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

7. その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

8. 手続の内容に関する説明

Q1. 夫は数年前に死亡しているのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか。

A. 相続放棄の申述は、相続人が相続開始の原因たる事実（被相続人が亡くなったこと）及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に行わなければなりません。ただし、相続財産が全くないと信じ、かつそのように信じたことに相当な理由があるときなどは、相続財産の全部又は一部の存在を認識したときから3か月以内に申述すれば、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q2. 受理されたときは、どのような手続をすればよいのですか。

A. 亡くなった人の財産を管理している場合は、相続人に引き継ぐことになります。また、債権者から債務の請求をされている場合には、債権者に対して、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理されたことを連絡するのがよいと思われます。

Q3. 相続放棄が受理された証明書がほしいのですが、どのように申請するのですか。

A. 家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、1件につき150円分の収入印紙、郵送の場合は返信用の切手を添えて、受理をした家庭裁判所に申請してください。直接、受理した家庭裁判所まで申請にいらっしゃる場合は、印鑑及び受理通知書や運転免許証などの本人を確認することができるものを持参してください。

【相続の限定承認の申述】

1. 概要 ここでは、限定承認について説明します。
2. 申述人 相続人全員が共同して行う必要があります。
3. 申述期間 申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に行わなければならないと定められています。
4. 申述先 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
5. 申述に必要な費用
 - ・収入印紙800円分
 - ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
6. 申述に必要な書類
 - (1) 申述書（後掲書式3記載例参照。）
 - (2) 標準的な申立添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)参照。）

【共通】

- (1) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- (2) 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- (3) 申述人全員の戸籍謄本
- (4) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

(5) 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人祖母の場合、父母と祖父））がいらっしゃる場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【申述人が、被相続人の配偶者のみの場合、又は被相続人の（配偶者と）兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

(5) 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(6) 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(7) 被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(8) 代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合、そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

7. その他 相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます。

8. 手続の内容に関する説明

Q1. 相続人が複数いるのですが、一部の人だけで限定承認の申述をすることはできるのですか。

A. 限定承認の申述は、共同相続人全員で行わなければなりませんので、一部の人だけで行うことはできません。なお、相続放棄をした人は、相続人ではなかったものとみなされるので、それ以外の共同相続人全員で申述することになります。

Q2. 受理されたときはどのような手続をすればよいのですか。

A. 限定承認者（相続人が複数のときは、申述の受理と同時に選任された相続財産管理人）は、相続財産の清算手続を行わなければなりません。まずは、期間内（限定承認者の場合は5日以内、相続財産管理人の場合は選任後10日以内）に、限定承認をしたこと及び債権の請求をすべき旨の公告（官報掲載）の手続をしてください。その後は、法律にしたがって、弁済や換価などの清算手続を行っていくことになります。

【相続の承認又は放棄の期間の伸長】

1. 概要 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。もっとも、この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれをするかを決定できない場合には、家庭裁判所は、申立てにより、この3か月の熟慮期間を伸長することができます。

2. 申立人 (1)利害関係人（相続人も含む。）(2)検察官

3. 申立先 相続開始地（被相続人の最後の住所地）の家庭裁判所

4. 申立てに必要な費用

・収入印紙800円分（相続人1人につき）・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください）

5. 申立てに必要な書類

(1) 申立書（後掲書式4記載例参照。）

(2) 標準的な申立添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)①③④⑤参照。）

【共通】

(1) 被相続人の住民票除票又は戸籍附票

(2) 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本等）

(3) 伸長を求める相続人の戸籍謄本

【被相続人の配偶者に関する申立ての場合】

(4) 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【被相続人の子又はその代襲者（孫、ひ孫等）（第一順位相続人）に関する申立ての場合】

(4) 被相続人の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

(5) 代襲相続人（孫、ひ孫等）の場合、被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本

【被相続人の父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）に関する申立ての場合】

- (4) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (5) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (6) 被相続人の直系尊属に死亡している方（相続人より下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母））がいらっしゃる場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【被相続人の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）に関する申立ての場合】

- (4) 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (5) 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (6) 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (7) 代襲相続人（おい，めい）の場合，被代襲者（本来の相続人）の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

6. その他

申立ては，自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にする必要があります。

【相続財産管理人の選任】

1. 概要 相続人の存在，不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして，結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には，家庭裁判所は，申立てにより，相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は，被相続人（亡くなった方）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い，清算後残った財産を国庫に帰属させることとなります。

なお，特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

2. 申立人 (1)利害関係人（被相続人の債権者，特定遺贈を受けた者，特別縁故者など） (2)検察官
3. 申立先 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所

4. 申立てに必要な費用

- ・収入印紙 800 円分
- ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
- ・官報公告料 3670 円（裁判所の指示があつてから納めてください。）

5. 申立てに必要な書類

(1) 申立書（後掲書式5記載例参照。）

(2) 標準的な申立添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)①③④⑤参照。）

- ・被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の兄弟姉妹で死亡している方がいらっしゃる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・代襲者としてのおいめいで死亡している方がいらっしゃる場合，そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ・財産を証する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書），預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し，残高証明書等）等）
- ・利害関係人からの申立ての場合，利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書），金銭消費貸借契約書写し等）
- ・財産管理人の候補者がある場合にはその住民票又は戸籍附票

6. 手続の内容に関する説明

Q1. 財産管理人に選任されるために，何か資格は必要なのですか。

A. 資格は必要ありませんが，被相続人との関係や利害関係の有無などを考慮して，相続財産を管理するのに最も適任と認められる人を選びます。弁護士，司法書士等の専門職が選ばれることもあります。

Q2. 財産管理人が選任された後の手続は、どのようになりますか。

A. 一般的な手続の流れは次のとおりです。途中で相続財産が無くなった場合はそこで手続は終了します。

- (1) 家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたときは、相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告をします。
- (2) (1)の公告から2か月が経過してから、財産管理人は、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をします。
- (3) (2)の公告から2か月が経過してから、家庭裁判所は、財産管理人の申立てにより、相続人を捜すため、6か月以上の期間を定めて公告をします。
期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定します。
- (4) (3)の公告の期間満了後、3か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立て（Q3）がされることがあります。
- (5) 必要があれば、随時、財産管理人は、裁判官の許可を得て、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできます。
- (6) 財産管理人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払をしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続をします。
- (7) (6)の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いで手続が終了します。

Q3. 被相続人と長い間同居していたり、療養看護に努めていたなど被相続人と特別の縁故があった人に対して、相続財産が分与されることがあると聞いたのですがどのような手続が必要になるのですか。

A. 「特別縁故者に対する相続財産分与」という審判手続が必要になります。申立てができる期間は、Q2の(4)のとおり、Q2の(3)の公告の期間満了後、3か月以内と決められていますので、官報を確認したり、相続財産管理人等に問い合わせてください。

Q4. 財産管理人の報酬は、どのように支払われるのですか。

A. 相続財産から支払われます。ただし、相続財産が少なく報酬が支払えないと見込まれるときは、申立人から報酬相当額を家庭裁判所に納めてもらい、それを財産管理人の報酬にすることがあります。

[特別縁故者に対する相続財産分与]

1. 概要 相続人の存否が不明の場合に家庭裁判所により選任された相続財産管理人が被相続人(亡くなった方)の債務を支払うなどして清算を行った後、家庭裁判所の相続人を検索するための公告で定められた期間内に相続人である権利を主張する者がなかった場合、家庭裁判所は、相当と認めるときは、被相続人と特別の縁故のあった者の請求によって、その者に、清算後残った相続財産の全部又は一部を与えることができます。
2. 申立人 (1)被相続人と生計を同じくしていた者 (2)被相続人の療養看護に努めた者
(3)その他被相続人と特別の縁故があった者
3. 申立期間 相続人を検索するための公告で定められた期間の満了後3か月以内
4. 申立先 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所
5. 申立てに必要な費用
・収入印紙800円分 ・連絡用の郵便切手(申立てされる家庭裁判所へ確認してください。)
6. 申立てに必要な書類
(1) 申立書
(2) 標準的な申立添付書類 申立人の住民票又は戸籍附票(前述「相続の放棄の申述」6.(2)⑤参照。)

[遺言書の検認]

1. 概要 遺言書(公正証書による遺言を除く。)の保管者又はこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならないことになっています。

検認とは、相続人に対し遺言の存在及びその内容を知らせるとともに、遺言書の形状、加除訂正の状態、日付、署名など検認の日現在における遺言書の内容を明確にして遺言書の偽造・変造を防止するための手続です。遺言の有効・無効を判断する手続ではありません。

2. 申立人 (1)遺言書の保管者 (2)遺言書を発見した相続人

3. 申立先 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所
4. 申立てに必要な費用
 - ・遺言書（封書の場合は封書）1通につき収入印紙800円分
 - ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
5. 申立てに必要な書類
 - (1)申立書（後掲書式6記載例参照。）、(2)標準的な添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)①③④⑤参照。）

【共通】

- (1) 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (2) 相続人全員の戸籍謄本
- (3) 遺言者の子（及びその代襲者）で死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【相続人が遺言者の（配偶者と）父母・祖父母等（直系尊属）（第二順位相続人）の場合】

- (4) 遺言者の直系尊属（相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る（例：相続人が祖母の場合，父母と祖父））で死亡している方がいらっしゃる場合，その直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【相続人が不存在の場合，遺言者の配偶者のみの場合，又は遺言者の（配偶者と）の兄弟姉妹及びその代襲者（おいめい）（第三順位相続人）の場合】

- (4) 遺言者の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (5) 遺言者の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (6) 遺言者の兄弟姉妹に死亡している方がいらっしゃる場合，その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- (7) 代襲者としてのおいめいに死亡している方がいらっしゃる場合，そのおい又はめいの死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

6. 手続の内容に関する説明

- Q1. 相続人には，検認手続が行われることをだれが連絡するのですか。また，相続人のなかには，高齢で出頭できない人がいるのですが，問題ありませんか。
- A. 相続人には，申立後，裁判所から検認期日（検認を行う日）の通知をします。申立人以外の相続人が検認期日に出席するかどうかは，各人の判断に任されており，全員がそろわなくても検認手続は行われます。
- Q2. 検認期日には何を持って行けばよいのですか。
- A. 申立人は，遺言書，申立人の印鑑，そのほか担当者から指示されたものを持参してください，特に，遺言書は忘れないように，必ず持参してください。
- Q3. 検認期日には，どのようなことを行うのですか。
- A. 申立人から遺言書を提出していただき，出席した相続人などの立会のもと，封筒を開封し，遺言書を検認します。
- Q4. 検認が終わった後は，どうすればよいのですか。
- A. 遺言の執行をするためには，遺言書に検認済証明書が付いていることが必要ですので，検認済証明書の申請（遺言書1通につき150円分の収入印紙と申立人の印鑑が必要となります。）をしてください。

【遺留分放棄の許可】

1. 概要 遺留分とは，一定の相続人のために，相続に際して法律上取得することが保障されている遺産の一定の割合のことをいいます。この遺留分を侵害した贈与や遺贈などの無償の処分は，法律上当然に無効となるわけではありませんが，遺留分権利者が減殺請求を行った場合に，その遺留分を侵害する限度で効力を失うこととなります。

遺留分を有する相続人は，相続の開始前（被相続人の生存中）に，家庭裁判所の許可を得て，あらかじめ遺留分を放棄することができます。

- ※ 遺留分減殺請求とは，遺留分を侵害された者が，贈与又は遺贈を受けた者に対し，相続財産に属する不動産や金銭などの返還を請求することをいいます。

2. 申立人 遺留分を有する相続人
3. 申立ての時期 相続開始前（被相続人の生存中）
4. 申立先 被相続人の住所地の家庭裁判所
5. 申立てに必要な費用
 - ・収入印紙 800 円分 ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
6. 申立てに必要な書類
 - (1) 申立書
 - (2) 標準的な申立添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)①⑤参照。）
 - ①被相続人の戸籍謄本（全部事項証明書）
 - ②申立人の戸籍謄本（全部事項証明書）

[遺言執行者の選任]

1. 概要 遺言によって遺言を執行する人が指定されていないとき又は遺言執行者がなくなったときは、家庭裁判所は、申立てにより、遺言執行者を選任することができます。

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する者のことです。
2. 申立人 利害関係人（相続人、遺言者の債権者、遺贈を受けた者など）
3. 申立先 遺言者の最後の住所地の家庭裁判所
4. 申立てに必要な費用
 - ・執行の対象となる遺言書 1 通につき収入印紙 800 円分
 - ・連絡用の郵便切手（申立てされる家庭裁判所へ確認してください。）
5. 申立てに必要な書類
 - (1) 申立書（後掲書式 7 記載例参照。）
 - (2) 標準的な申立添付書類（前述「相続の放棄の申述」6.(2)④⑤参照。）
 - ・戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）（申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の事件記録が保存されている場合（検認から 5 年間保存）は添付不要）
 - ・遺言執行者候補者の住民票又は戸籍附票
 - ・遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し（申立先の家庭裁判所に遺言書の検認事件の事件記録が保存されている場合（検認から 5 年間保存）は添付不要）
 - ・利害関係を証する資料（親族の場合、戸籍謄本（全部事項証明書）等）

裁判所ウェブサイト 相続に関する審判（http://www.courts.go.jp/saiban/syurui_kazi/kazi_02_5/index.html）より転載（平成 25 年 1 2 月現在）。

[書式6] 遺言書検認申立書 記載例

受付印	家事審判申立書 事件名(遺言書の検認)	
取入印紙 手続検印手 手続検印紙	印紙 <small>(この欄に申立手数料として1冊について800円分の取入印紙を貼ってください。)</small>	号
平成〇年〇月〇日	平成 年(家)第 号	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
甲野 太郎	申立人 <small>(この欄に申立人または、 の記名を印)</small>	甲野 太郎
<p>※ 標準的な申立書様式については、裁判所のウェブサイトの「手続の概要と申立ての方法」のページ内の「申立てに必要な書類」欄を御覧になるか、家事手続情報ウェブサイトのファミリー案内により、各手続のご案内を取り出して御覧ください。</p>		
本籍 (国 籍)	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
連絡先	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電話 () () ()
フリガナ 氏 名	コウノ イチロウ	(大正 昭和) 年 〇月 〇日生 平成 () () 歳
職 業	会 社 員	() () ()
本籍 (国 籍)	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
最後の 住 所	申立人の住所と同じ	電話 () () ()
連絡先	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	電話 () () ()
フリガナ 氏 名	コウノ タロウ	(大正 昭和) 年 〇月 〇日生 平成 () () 歳
職 業	会 社 員	() () ()

(注) 本欄の印紙は貼入してください。
※の部分には、申立人、法定代理人、成年後見人となるべき者、不任者、共同相続人、被相続人等の署名を記入してください。
署名欄(1/2)

申 立 て て の 趣 旨
遺言者の自筆証書による遺言書の検認を求めます。
申 立 て て の 理 由
1 申立人は、遺言者から、平成〇年〇月〇日に遺言書を預かり、申立人の自宅金庫に保管していた。申立人は、平成〇年〇月〇日に死亡しましたので、遺言書(封印されている)の検認を求めます。なお、相続人は別紙の相続人目録のとおりです。

※	相 続 人	本 籍	都 道 府 県	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 〇〇アパート〇〇号室	() () () 方
	フリガナ 氏 名	コウノ シロウ		甲野 次郎	(大正 昭和) 年 〇月 〇日生 平成 () () 歳
※	相 続 人	本 籍	都 道 府 県	〇〇都〇〇町〇〇××番地	
	住 所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇		〇〇県〇〇都〇〇町〇〇××番地	() () () 方
	フリガナ 氏 名	オツノ ハナコ		乙野 花子	(大正 昭和) 年 〇月 〇日生 平成 () () 歳
※					

裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/vcms_lf/7433igonshokennin.pdf) より転載 (平成25年12月現在)。

[書式7] 遺言執行者選任申立書 記載例

家事審判申立書 事件名(遺言執行者選任)	
受付印	印紙 <small>(印紙は必ず貼付し、印紙の貼付が完了した後に、印紙の貼付が完了した旨を記載してください。)</small>
申立人 氏名 住所 〒 電話番号	知事(氏名) 平成(年) 第()番
〇〇 家庭裁判所 申立人 平成〇〇年〇月〇日	丙 野 一 郎 (印)
部付書類 <small>※ 裁判所の申立書提出用紙(遺言執行者選任)は、遺言執行者選任の「申立書の提出」の欄に記載されているとおり、必ず提出してください。また、遺言執行者選任の「申立書の提出」の欄に記載されているとおり、必ず提出してください。</small>	
本籍 (国籍)	〒000-0000 電話 000-0000-0000
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇マンション〇〇号室
連絡先	〒 () 電話 () ()
フリガナ 氏名	ヘイノ イチロウ 丙 野 一 郎 (印) 〇年〇月〇日
職業	会社員
本籍 (国籍)	〒000-0000 電話 000-0000-0000
遺言者の住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
連絡先	〒 () 電話 () ()
フリガナ 氏名	コウノ タロウ 甲 野 太 郎 (印) 〇年〇月〇日
職業	無職

(注) 本欄に記載しないこと。申立人、知事代理人、裁判所書記官、裁判所書記官の住所を記入してください。

申立書の趣旨	遺言者の平成〇〇年〇月〇日にした遺言につき、遺言執行者を選任するとの審判を求めます。
申立ての理由	1 申立人は、遺言者から別添の遺言書の写しのとおり、遺言者所有の不動産の遺贈を受けた者です。 2 この遺言書は、平成〇〇年〇月〇日に御訂行においてその検認を受けました(平成〇〇年(家)第〇〇〇号)が、遺言執行者の指定がないので、その選任を求めます。 なお、遺言執行者として、弁護士である次の者を選任することを希望します。 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 連絡先 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇ビル〇階 〇〇法律事務所 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇) 氏名 乙 山 松 雄 (昭和〇〇年〇月〇日生)

別添第1-(2/2)

裁判所ウェブサイト (http://www.courts.go.jp/vcms_lf/7434igonshikkousha.pdf) より転載 (平成25年12月現在)。

II 登記手続

1. 不動産を遺産分割協議によって相続した場合の申請書の様式・記載例

(情報番号1254)

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、これらの不動産を相続した相続人全員の遺産分割の協議が整い、特定の不動産を特定の相続人が相続することとなった場合において、所有権の移転の登記を書面で申請する場合の申請書の様式・記載例（法定相続人間において遺産分割の協議が成立した場合であって、その遺産分割により不動産を相続した特定の相続人が申請した事例のもの）は、別紙1のとおりです。

なお、御不明な点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

また、登記の申請をオンラインでする場合は、登記・供託オンライン申請システムのホームページ（http://www.touki-kyoutaku-net.moj.go.jp/download_kani.html）を御覧ください。

☆登記所からのお願い

- ① 申請書は、A4の用紙に記載し、他の添付情報と共に左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存することができる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用して入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用することができません。
- ③ 郵送による申請も、可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により、送付してください。

◇様式・記載例の解説（別紙1 この例は、相続人である妻と子2人で遺産分割協議をし、相続財産中の不動産を子2人が相続した場合です。）

- （注1）遺産分割協議が成立した日ではなく、被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- （注2）被相続人（死亡した方）の氏名は、原則として、登記記録（登記事項証明書）の記録内容と一致している必要があります。婚姻その他の事情により、登記記録（登記事項証明書）に記録された氏名と一致しない場合には、その理由が分かる書面（例えば、婚姻に係る記載がある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等）を添付する必要があります。
- （注3）住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- （注4）相続人の住所及び氏名を住民票の写しのとおりに記載し、末尾に押印します（認印で結構です）。持分は、遺産分割協議書（別紙2）に記載されている持分と一致している必要があります。
- （注5）申請書の記載内容等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの）を記載します。
- （注6）登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過の記載が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、遺産分割協議の当事者である相続人全員の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も添付してください。被相続人の除籍全部事項証明書（除籍謄本）と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。なお、「相続関係説明図」（別紙3）を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と共に提出した場合には、登記の調査が終了した後に、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます（遺産分割協議書については、別にその謄本を提出する必要があります。）。また、遺産分割協議書には、不動産を相続することとなった特定の相続人以外の他の相続人の印鑑証

明書（当該協議書に押印された印鑑の証明書です。作成後3か月以内のものでなくても差し支えありません。）が必要となります。

- (注7) 申請に係る不動産を相続することになった相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注3）は、提出する必要はありません。
- (注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合は、にチェックしてください。
- (注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、[情報番号1312](#)を参照してください。
なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

○ 相続、贈与などを原因とする所有権移転登記の場合（[情報番号1312](#)）

① 課税標準

市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。

市区町村役場で証明書を発行しています。

固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記所が認定した価額です。

不動産を管轄する登記所の登記官にお問い合わせください。

1,000円未満の端数は切り捨てます。

価格が1,000円未満である場合は、1,000円になります。

② 税率

相続又は法人の合併による移転は1000分の4、贈与などその他の原因は1000分の20

③ 税額

①の課税標準額に②の税率を乗じて計算した額です。

計算した額に100円未満の端数があるときは切り捨て、計算した額が1,000円未満であるときは1,000円とします。

- (注10) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人がつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

- (注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記録されているとおりに正確に記載してください。


- (注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

- (注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

- (注14) 代理人に申請を委任する場合の委任状の様式は、別紙4のとおりです。

*お知らせ

相続登記をしないままにしておくと、相続人に更に相続が発生するなどして、登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もありますので、相続登記は、できる限り早く済ませることをお勧めします。

<p style="text-align: right;">P 1</p> <p>(別紙 1)</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 100px; width: 80%; margin: 20px auto;"></div> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">登 記 申 請 書</p> <p>登記の目的 <u>所有権移転</u></p> <p>原 因 <u>平成23年2月1日相続 (注1)</u></p> <p>相 続 人 <u>(被相続人 法 務 太 郎) (注2)</u> <u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地</u> <u>(住民票コード12345678901) (注3)</u> (申請人) <u>持分2分の1 法 務 一 郎 印 (注4)</u> <u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u> <u>2分の1 法 務 温 子 印</u> <u>連絡先の電話番号00-0000-0000 (注5)</u></p> <p>添付情報 <input type="checkbox"/> 登記原因証明情報 (注6) 住所証明情報 (注7) <input type="checkbox"/> 登記識別情報の通知を希望しません。(注8)</p> <p>平成23年2月14日申請 <u>〇〇 法 務 局 〇〇支局 (出張所)</u></p> <p>課 税 価 格 <u>金何円 (注9)</u> 登 録 免 許 税 <u>金何円 (注10)</u></p> <p>不動産の表示 (注11)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">不動産番号</td> <td><u>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注12)</u></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td><u>〇〇市〇〇町一丁目</u></td> </tr> <tr> <td>地 番</td> <td><u>2 3 番</u></td> </tr> <tr> <td>地 目</td> <td><u>宅 地</u></td> </tr> <tr> <td>地 積</td> <td><u>1 2 3 ・ 4 5 平方メートル</u></td> </tr> </table> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">不動産番号</td> <td><u>0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2</u></td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td><u>〇〇市〇〇町一丁目23番地</u></td> </tr> <tr> <td>家屋番号</td> <td><u>2 3 番</u></td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td><u>居 宅</u></td> </tr> <tr> <td>構 造</td> <td><u>木造かわらぶき2階建</u></td> </tr> <tr> <td>床 面 積</td> <td><u>1階 43・00平方メートル</u> <u>2階 21・34平方メートル</u></td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">※ これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請の内容に応じて書き直してください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。</p>	不動産番号	<u>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注12)</u>	所 在 地	<u>〇〇市〇〇町一丁目</u>	地 番	<u>2 3 番</u>	地 目	<u>宅 地</u>	地 積	<u>1 2 3 ・ 4 5 平方メートル</u>	不動産番号	<u>0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2</u>	所 在 地	<u>〇〇市〇〇町一丁目23番地</u>	家屋番号	<u>2 3 番</u>	種 類	<u>居 宅</u>	構 造	<u>木造かわらぶき2階建</u>	床 面 積	<u>1階 43・00平方メートル</u> <u>2階 21・34平方メートル</u>	<p style="text-align: center;">P 2</p> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;">  <p>契印 (注13)</p> </div>
不動産番号	<u>1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (注12)</u>																						
所 在 地	<u>〇〇市〇〇町一丁目</u>																						
地 番	<u>2 3 番</u>																						
地 目	<u>宅 地</u>																						
地 積	<u>1 2 3 ・ 4 5 平方メートル</u>																						
不動産番号	<u>0 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2</u>																						
所 在 地	<u>〇〇市〇〇町一丁目23番地</u>																						
家屋番号	<u>2 3 番</u>																						
種 類	<u>居 宅</u>																						
構 造	<u>木造かわらぶき2階建</u>																						
床 面 積	<u>1階 43・00平方メートル</u> <u>2階 21・34平方メートル</u>																						

(別紙2) 遺産分割協議書の例

遺 産 分 割 協 議 書

平成23年2月1日、〇〇市〇〇町〇番地 法務太郎 の死亡によって開始した相続の共同相続人である法務花子、法務一郎及び法務温子は、本日、その相続財産について、次のとおり遺産分割の協議を行った。

- 1 相続財産のうち、下記の不動産は、法務一郎（持分2分の1）及び法務温子（持分2分の1）が相続する。
- 2 相続財産のうち、株式会社〇〇銀行〇〇支店の定期預金（口座番号〇〇〇〇）500万円の債権者及び〇〇株式会社の株式〇〇株（株券番号〇〇〇〇）は、法務花子が相続する。

この協議を証するため、本協議書を3通作成して、それぞれに署名、押印し、各自1通を保有するものとする。

平成23年2月10日

<u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u>	<u>法 務 花 子</u> 印
<u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地</u>	<u>法 務 一 郎</u> 印
<u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u>	<u>法 務 温 子</u> 印

記

不動産

所 在 〇〇市〇〇町一丁目
 地 番 23番
 地 目 宅地
 地 積 123・45平方メートル

所 在 〇〇市〇〇町一丁目23番地
 家屋番号 23番
 種 類 居宅
 構 造 木造かわらぶき2階建
 床 面 積 1階 43・00平方メートル
 2階 21・34平方メートル

* 印は、印鑑証明書と同じ印（実印）を押し、印鑑証明書を各1通添付します（3か月以内に作成されたものでなくても結構です。）。

* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請の内容に応じて書き直してください。

(別紙3)

相続関係説明図例

被相続人 法務太郎 相続関係説明図



* 「相続関係説明図」が提出された場合には、申請書に添付した登記原因証明情報として提出された戸籍謄本、除籍謄本の原本を登記の調査が終了した後にお返しすることができます(これを原本還付の手続といいます)。遺産分割協議書を原本還付するためには、別にその謄本を提出する必要があります。

被相続人(死亡した方)の登記記録上の住所が、この「相続関係説明図」に記載した最後の住所と一致しない場合には、除籍の附票などの住所の移転の経緯が分かる書面を添付してください。

「法務花子」の下にある(分割)とは、同人が遺産分割協議の結果、相続財産中の不動産を相続しなかったという意味です。

これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請の内容に応じて書き直してください。

2. 不動産を法定相続分のとおりに相続した場合の申請書の様式・記載例

(情報番号1253)

土地又は建物の登記名義人（所有者）が死亡し、相続人の全員が法定相続分に基づきこれらの不動産を相続することとなった場合において、所有権の移転の登記を申請するときの申請書の様式・記載例（相続人の1人が保存行為として共同相続人全員のために申請した事例のもの）は、別紙1のとおりです。

なお、御不明な点等がありましたら、最寄りの法務局又は地方法務局に御相談ください。

☆登記所からのお願い

- ① 申請書は、A4の用紙を使用し、他の添付情報と共に左とじにして提出してください。紙質は、長期間保存することができる丈夫なもの（上質紙等）にしてください。
- ② 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用して入力するか、又は黒色インク、黒色ボールペン、カーボン紙等で、はっきりと書いてください。鉛筆は、使用することができません。
- ③ 郵送による申請も、可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載の上、書留郵便により、送付してください。

◇様式・記載例の解説（別紙1 この例は、夫が死亡し、妻と子2人が相続した場合のものです。）

- (注1) 被相続人（死亡した方）が死亡した日（戸籍上の死亡日）を記載します。
- (注2) 被相続人（死亡した方）の氏名は、原則として、登記記録（登記事項証明書）の記録内容と一致している必要があります。婚姻その他の事情により、登記記録（登記事項証明書）に記録されている氏名と一致しない場合には、その理由が分かる書面（例えば、婚姻に係る記載がある戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等）を添付する必要があります。
- (注3) 相続人の住所及び氏名を住民票の写しのとおりに記載し、末尾に押印します（認印で結構です）。持分の記載方法については、別紙1を参照してください。
- (注4) 住民票コード（住民基本台帳法第7条第13号に規定されているもの）を記載した場合は、添付情報として住所証明情報（住民票の写し）の提出を省略することができます。
- (注5) 申請書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号（平日日中に連絡を受けることができるもの）を記載します。
- (注6) 登記原因証明情報として、被相続人（死亡した方）の出生から死亡までの経過が分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等を添付します。また、相続人となる方々の現在の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）も添付してください。被相続人の除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と重複するものがある場合には、重ねて提出する必要はありません。戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等の集め方が分からない場合には、本籍地又は最寄りの市区町村役場にお問合せください。
- なお、「相続関係説明図」（別紙2）を戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、除籍全部事項証明書（除籍謄本）等と共に提出された場合には、登記の調査が終了した後に、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）等の原本をお返しすることができます。
- (注7) 相続人全員の住民票の写しです。住民票コードを記載した場合（注4）は、提出する必要はありません。
- (注8) 登記識別情報の通知を希望しない場合には、にチェックをします。
- (注9) 課税価格、登録免許税の計算方法は、[情報番号1312](#)を参照してください。

なお、登録免許税が免除される場合には、課税価格の記載は不要です。

○ 相続、贈与などを原因とする所有権移転登記の場合（[情報番号1312](#)）

① 課税標準

市区町村役場で管理している固定資産課税台帳の価格がある場合は、その価格です。

市区町村役場で証明書を発行しています。

固定資産課税台帳の価格がない場合は、登記所が認定した価額です。

不動産を管轄する登記所の登記官にお問い合わせください。

1,000円未満の端数は切り捨てます。

価格が1,000円未満である場合は、1,000円になります。

② 税率

相続又は法人の合併による移転は1000分の4、贈与などその他の原因は1000分の20

③ 税額

①の課税標準額に②の税率を乗じて計算した額です。

計算した額に100円未満の端数があるときは切り捨て、計算した額が1,000円未満であるときは1,000円とします。

(注10) 登録免許税額を記載します。登録免許税が免除される場合には、登録免許税額の記載に代えて免除の根拠となる法令の条項を記載します。また、登録免許税が軽減される場合には、登録免許税額の記載に加えて軽減の根拠となる法令の条項を記載します。

なお、登録免許税を現金納付する場合はその領収証書を貼り付けた用紙を、収入印紙で納付する場合には収入印紙を貼り付けた用紙を、申請書と一括してつづり、申請人又はその代理人は、つづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合は、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

(注11) 登記の申請をする不動産を、登記記録（登記事項証明書）に記載されているとおりに正確に記載してください。

(注12) 不動産番号を記載した場合は、土地の所在、地番、地目及び地積（建物の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）の記載を省略することができます。

(注13) 申請書が複数枚にわたる場合は、申請人又はその代理人は、各用紙のつづり目に必ず契印をしてください（申請人が2人以上いる場合には、そのうちの1人が契印することで差し支えありません。）。

(注14) 相続人の1人が保存行為として共同相続人全員のために相続の登記を申請する場合は、委任状は不要です。

なお、共同相続人全員のために申請人となる相続人が、代理人に登記の申請を委任する場合の委任状の様式・記載例は、別紙3のとおりです。

*法定相続持分の例（配偶者以外の相続分は平等です。）

①昭和56年1月1日以降に被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人 配偶者1/2、子①1/4、子②1/4

〳 配偶者と父母 配偶者2/3、父1/6、母1/6

〳 配偶者と兄妹 配偶者3/4、兄1/8、妹1/8

②昭和22年5月3日から昭和55年12月31日までに被相続人が死亡した場合

相続人が配偶者と子2人 配偶者1/3、子①1/3、子②1/3

〳 配偶者と父母 配偶者1/2、父1/4、母1/4

〳 配偶者と兄妹 配偶者2/3、兄1/6、妹1/6

③昭和22年5月3日より前に被相続人が死亡した場合

原則として、法定家督相続人のみが相続人となります。

法定家督相続人になるのは、被相続人が死亡した時に、被相続人の戸籍に同籍していた子の年長者ですから、長男が家督相続人になるのが普通です。

男女の間では、男が優先します。

*お知らせ

相続登記をしないままにしておく、相続人に更に相続が発生するなどして、登記の手続をするのに必要な関係者が増え、手続が複雑になる場合もありますので、相続登記は、できる限り早く済ませることをお勧めします。

<p>(別紙1)</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 100px; margin: 10px auto; width: 80%;"></div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">登 記 申 請 書</p> <p>登記の目的 <u>所有権移転</u></p> <p>原 因 <u>平成23年2月1日相続(注1)</u></p> <p>相 続 人 <u>(被相続人 法 務 太 郎)(注2)</u> <u>〇〇市〇〇町二丁目12番地</u> (申請人) <u>持分2分の1 法 務 花 子 印(注3)</u> <u>〇〇郡〇〇町〇〇34番地(住民票コード12345678901)(注4)</u> <u>4分の1 法 務 一 郎</u> <u>〇〇市〇〇町三丁目45番6号</u> <u>4分の1 法 務 貴 子</u> <u>連絡先の電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(注5)</u></p> <p>添付情報 <input checked="" type="checkbox"/> <u>登記原因証明情報(注6) 住所証明情報(注7)</u> <input type="checkbox"/> <u>登記識別情報の通知を希望しません。(注8)</u></p> <p><u>平成23年2月14日申請 〇〇法務局 〇〇支局(出張所)</u></p> <p>課 税 価 格 <u>金何円(注9)</u> 登 録 免 許 税 <u>金何円(注10)</u></p> <p>不動産の表示(注11)</p> <p>不動産番号 <u>1234567890123(注12)</u> 所 在 <u>〇〇市〇〇町一丁目</u> 地 番 <u>23番</u> 地 目 <u>宅 地</u> 地 積 <u>123・45平方メートル</u></p> <p>不動産番号 <u>0987654321012</u> 所 在 <u>〇〇市〇〇町一丁目23番地</u> 家屋番号 <u>23番</u> 種 類 <u>居 宅</u> 構 造 <u>木造かわらぶき2階建</u> 床 面 積 <u>1階 43・00平方メートル</u> <u>2階 21・34平方メートル</u></p> <p>* これは、記載例ですので、下に線が引かれている部分を、申請の内容に応じて書き直して ください。(別紙)や(注)は、記載しないでください。</p>	<p>P 1</p> <p>P 2</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; margin: 20px auto;"></div> <p>契印(注13)</p>
--	---

3. 登記手数料

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		手数料額	枚数等加算	
不動産及び 商業・法人登記	登記事項証明 (謄抄本)	書面請求	1 通 600 円	
		オンライン請求・送付	1 通 500 円	
		オンライン請求・窓口交付	1 通 480 円	
	登記事項要約書の交付・登記簿等の閲覧		1 通 450 円	50 枚超 50 枚まで ごとに 100 円
	証明 (地図・印鑑証明を除く)		1 通 450 円	50 枚超 50 枚まで ごとに 50 円
	印鑑証明書	書面請求	1 件 450 円	
		オンライン請求・送付	1 件 410 円	
		オンライン請求・窓口交付	1 件 390 円	
	登記識別情報 に関する証明	書面請求	1 件 300 円	
		オンライン請求・交付 (※1)		
後見登記	後見登記		1 件 2,600 円	
	変更登記		1 件 1,400 円	
	後見命令等登記		1 件 1,400 円	
	登記事項証明書	書面請求	1 通 550 円	50 枚超 50 枚まで ごとに 100 円
		オンライン請求・送付	1 通 380 円	
		オンライン請求・交付 (※1)	1 通 320 円	
	登記されていない ことの証明書	書面請求	1 通 300 円	
		オンライン請求・送付	1 通 300 円	
		オンライン請求・交付 (※1)	1 通 240 円	
インターネット 登記情報提供 サービス (※2)	全部事項 (登記記録の全部の情報の提供)		1 件 337 円	
	所有者事項 (不動産の所有権の登記名義人のみの情報の提供)		1 件 147 円	
	地図, 土地所在図等の情報の提供		1 件 367 円	
	登記事項概要ファイルに記録されている情報 (動産・債権)		1 件 147 円	

※1 オンラインにより交付の請求をした証明書を電磁的記録としてオンラインで交付を受ける場合をいいます。

※2 手数料額には, 指定法人手数料 (17 円) を含みます。

4. 登録免許税の税額表

平成 25 年 4 月 1 日現在

<不動産の登記（主なもの）>

(1) 土地の所有権の移転登記

内 容	課税標準	税 率	軽減税率（措法 72）
売買	不動産の価額	1,000 分の 20	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで 1,000 分の 15
相続、法人の合併又は共有物の分割	不動産の価額	1,000 分の 4	—
その他（贈与・交換・収容・競売）	不動産の価額	1,000 分の 20	—

(2) 建物の登記

内 容	課税標準	税 率	軽減税率（措法 72 の 2～措法 75）
所有権の保存	不動産の価額	1,000 分の 4	個人が、住宅用家屋を新築又は取得し自己の居住の用に供した場合については「(3) 住宅用家屋の軽減税率」を参照してください。
売買又は競売による所有権の移転	不動産の価額	1,000 分の 20	同上
相続又は法人の合併による所有権の移転	不動産の価額	1,000 分の 4	—
その他の所有権の移転（贈与・交換・収用等）	不動産の価額	1,000 分の 20	—

(3) 住宅用家屋の軽減税率

項 目	内 容	軽減税率	備 考
①住宅用家屋の所有権の保存登記（措法 72 の 2）	個人が、平成 27 年 3 月 31 日までの間に住宅用家屋を新築又は建築後使用されたことのない住宅用家屋の取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存登記	1,000 分の 1.5	登記申請に当たって、その住宅の所在する市町村等の証明書を添付する必要があります。
②住宅用家屋の所有権の移転登記（措法 73）	個人が、平成 27 年 3 月 31 日までの間に住宅用家屋の取得（売買及び競落に限ります。）をし、自己の居住の用に供した場合の移転登記	1,000 分の 3	同上
③特定認定長期優良住宅の所有権の保存登記等（措法 74）	個人が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に特定認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものを新築又は建築後使用されたことのない特定認定長期優良住宅で住宅用家屋に該当するものの取得をし、自己の居住の用に供した場合の保存又は移転登記（一戸建ての特定認定長期優良住宅の移転登記にあつては、1,000 分の 2 となります。）	1,000 分の 1	同上
④認定低炭素住宅の所有権の保存登記等（措法 74 の 2）	個人が、平成 26 年 3 月 31 日までの間に、低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものを新築又は建築後使用されたことのない低炭素建築物で住宅用家屋に該当するものの取得をし、当該個人の居住の用に供した場合の保存又は移転登記	1,000 分の 1	同上
⑤住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記（措法 75）	個人が、平成 27 年 3 月 31 日までの間に住宅用家屋の新築（増築を含む。）又は住宅用家屋の取得をし、自己の居住の用に供した場合において、これらの住宅用家屋の新築若しくは取得をするための資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記	1,000 分の 1	同上

(注) 上記の軽減税率の適用を受けるには、床面積が 50㎡以上であることや、新築又は取得後 1 年以内の登記であること等一定の要件を満たす必要があります。

Ⅲ 公証人手数料

1. 手数料制度の概要

- (1) 公証人が、公正証書等を作成した場合の手数料は、政府が定めた「公証人手数料令」という政令により定められています。手数料令には、手数料のほか、旅費、日当についても定められています。
- (2) 手数料は、原則として、証書の正本等を交付する時に現金で支払っていただきますが、例外的に、予納をしていただく場合があります（手数料令6条）。また、資力のないことが市町村長等の証明書により明らかな場合には、手数料等の全部又は一部の支払を猶予することができるようになっていきます（手数料令5条）。
- (3) 金銭消費貸借契約、土地の賃貸借契約、土地の売買契約等には、公正証書に印紙税法による印紙の貼付が必要となります。なお、手数料には、消費税はかかりません。
- (4) 公証業務に関する相談は、無料です。

2. 手数料の種類

手数料令は、「法律行為に関する証書作成の手数料」「法律行為でない事実に関する証書作成の手数料」「認証に関する手数料」及び「その他の手数料」について、詳しい規定を置いており、計算の方式として、目的の価額により算定する方式、必要とした時間により算定する方式及び証書等の枚数により算定する方式を使い分けています。

3. 法律行為に関する証書作成の基本手数料

- (1) 契約や法律行為に係る証書作成の手数料は、原則として、その目的価額により定められています（手数料令9条）。

目的価額というのは、その行為によって得られる一方の利益、相手からみれば、その行為により負担する不利益ないし義務を金銭で評価したものです。目的価額は、公証人が証書の作成に着手した時を基準として算定します。

【法律行為に係る証書作成の手数料】

（目的の価額）	（手数料）
100万円以下	5000円
100万円を超え200万円以下	7000円
200万円を超え500万円以下	1万1000円
500万円を超え1000万円以下	1万7000円
1000万円を超え3000万円以下	2万3000円
3000万円を超え5000万円以下	2万9000円
5000万円を超え1億円以下	4万3000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に5000万円までごとに1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	9万5000円に5000万円までごとに1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に5000万円までごとに8000円を加算

- (2) 贈与契約のように、当事者の一方だけが義務を負う場合は、その価額が目的価額になりますが、交換契約のように、双方が義務を負う場合は、双方が負担する価額の合計額が目的価額となります。
- (3) 数個の法律行為が1通の証書に記載されている場合には、それぞれの法律行為ごとに、別々に手数料を計算し、その合計額がその証書の手数料となります。法律行為に主従の関係があるとき、例えば、金銭の貸借契約とその保証契約が同一証書に記載されるときは、従たる法律行為である保証契約は、計算の対象には含まれません（手数料令23条）。
- (4) 任意後見契約のように、目的価額を算定することができないときは、例外的な場合を除いて、500万円とみなされます（手数料令16条）。
- (5) 証書の枚数による手数料の加算

法律行為に係る証書の作成についての手数料については、証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚（法務省令で定める横書の証書にあっては、3枚）を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加

算されます（手数料令25条）。

4. 売買契約、遺言等の公正証書作成手数料の具体的な事例の説明

(1) 売買契約

土地の売買契約を例にとると、売主は、土地の所有権を買主に移転する義務があり、買主は、代金を売主に支払う義務があります。したがって、土地の価格と売買代金の合計額が目的価額となりますが、手数料令は、当事者の一方が金銭のみを給付の目的とするときは、その額の2倍を目的価額とすると定めています（手数料令11条1号）。売買代金が5000万円であれば、その2倍の1億円が目的価額となり、3①の計算方式に従い、4万3000円が手数料になります。

(2) 賃貸借契約

建物の賃貸借契約で、賃料が月額20万円、契約期間が3年間とすると、3年分の賃料の2倍（手数料令11条1号）である1440万円が目的価額になりますから、手数料は、2万3000円になります。

賃料のように、定期的に支払が行われる定期給付契約の目的価額について、手数料令は、期間の価額の総額を目的価額としつつ、最高でも「10年間の給付の価額の総額を超えることができない。」と規定しています（手数料令13条）。したがって、土地の賃貸借契約のように、期間が30年になる場合でも、10年分の賃料の2倍が目的価額になります。

(3) 金銭消費貸借・債務弁済契約

金銭消費貸借契約は、貸主が金銭を貸し渡し、借主が借入金の返済を約束することによって成立する契約ですから、借入金額が目的価額になります。

従たる契約である利息は、目的価額に含まれません（手数料令15条）。

債務弁済契約は、既に存在している金銭債務の支払方法を定める契約で、金銭消費貸借と同じく、支払金額のみが目的価額になります。

(4) 担保権設定契約

抵当権などの担保権設定を目的とする契約の目的価額は、担保の目的の価額又は担保される債権の額のいずれか少ない方になります。ただし、抵当権などの担保権設定を目的とする契約を、担保される債権に係る金銭消費貸借契約とともに公正証書にする場合は、その金銭消費貸借契約の債権額に、その債権額又は担保となる物件等の価額のいずれか少ない額の2分の1を加えたものが目的価額となります（手数料令23条2項）。

連帯保証契約などは、担保される債権に係る契約との関係では、従属的法律行為ですから、金銭消費貸借とともに公正証書が作成される場合には、金銭消費貸借の債権額のみが目的価額となります（手数料令23条1項）。

抵当権の設定も、従属的法律行為ですが、手数料令23条2項は、特に例外的規定を設けたものです。なお、根抵当権設定は、主たる債権に従属しない法律行為ですから、金銭消費貸借などとは別個の法律行為として、手数料の対象となります。

(5) 離婚給付契約

協議離婚の届出に際して約定した慰謝料・財産分与の取り決め又は未成年の子の養育料の支払を公正証書にする場合は、慰謝料・財産分与と養育料とを別個の法律行為として扱い、それぞれの手数を算定し、その合計額がその証書の手数の額となります。ただし、養育料の支払は、賃料と同じく定期給付に当たるため、支払期間が長期にわたる場合でも、10年分の金額のみが目的価額になります。

(6) 遺言

遺言公正証書の作成手数料は、遺言により相続させ又は遺贈する財産の価額を目的価額として計算します。

遺言は、相続人・受遺者ごとに別個の法律行為になります。数人に対する贈与契約が1通の公正証書に記載された場合と同じ扱いです。したがって、各相続人・各受遺者ごとに、相続させ又は遺贈する財産の価額により目的価額を算出し、それぞれの手数を算定し、その合計額がその証書の手数の額となります。

例えば、総額1億円の財産を妻1人に相続させる場合の手数は、3①の方式により、4万3000円です（なお、下記のように遺言加算があります。）が、妻に6000万円、長男に4000万円の財産を相続させる場合には、妻の手数は4万3000円、長男の手数は2万9000円となり、その合計額は7万2000円となります。ただし、手数料令19条は、遺言加算という特別の手数を定めており、1通の遺言公正証書における目的価額の合計額が1億円までの場合は、1万1000円を加算すると規定しているので、

7万2000円に1万1000円を加算した8万3000円が手数料となります。

次に祭祀の主宰者の指定は、相続又は遺贈とは別個の法律行為であり、かつ、目的価格が算定できないので、その手数料は1万1000円です。

遺言者が病気等で公証役場に出向くことができない場合には、公証人が出張して遺言公正証書を作成しますが、この場合の手数は、遺言加算を除いた目的価額による手数料額の1.5倍が基本手数料となり、これに、遺言加算手数料を加えます。この他に、旅費（実費）、日当（1日2万円、4時間まで1万円）が必要になります。

作成された遺言公正証書の原本は、公証人が保管しますが、保管のための手数料は不要です。

5. 任意後見契約

任意後見契約公正証書の手数は、1契約につき1万1000円、それに証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚（法務省令で定める横書の証書にあっては、3枚）を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。報酬の定めがある場合でも、契約の性質上、目的価額は算定不能となるので、手数料令16条により1万1000円になります。

病院等に出張して任意後見契約公正証書を作成した場合には、遺言公正証書の場合と同様に、病床執務加算、日当、旅費が加算されます。

更に、任意後見契約は登記が必要であり、1契約ごとに、公証人が登記の嘱託をすることになっています。このための登記嘱託手数料は、1400円（手数料令39条の2）ですが、ほかに収入印紙代2600円が必要です。

6. その他の法律行為の手数料

(1) 規約設定

マンションなどの建物の区分所有等に関する法律32条の規定による規約設定公正証書の作成手数料は、専有部分の個数により、同法律67条2項の規定による規約設定公正証書の作成手数料は、建物の棟数により、それぞれ手数料が決められています（手数料令22条）。

【区分所有等に関する法律32条の規定による規約設定の場合】

専有部分の個数が10個以下の場合	2万3000円
専有部分の個数が10個を超え50個以下の場合	10個までごとに1万1000円を加算
専有部分の個数が50個を超え100個以下の場合	10個までごとに9000円を加算
専有部分の個数が100個を超える場合	20個までごとに6000円を加算

【区分所有等に関する法律67条2項の規定による規約設定の場合】

建物の棟数が5棟以下の場合	2万3000円
建物の棟数が5棟を超える場合	5棟までごとに1万1000円を加算

(2) 委任状公正証書 委任状公正証書作成の手数は、定額で7000円です（手数料令18条）。

(3) 株主総会の決議に関する証書

後記7（1）の事実実験の手数料と同じです（手数料令20条、26条）。

(4) 企業担保権

企業担保権の設定を目的とする契約の証書作成手数料は11万円で、それを変更する場合の手数は4万5000円です（手数料令21条）。

(5) 承認等に関する証書

承認、許可もしくは同意等に係る証書作成手数料は、1万1000円。ただし、目的価額による手数料の額の10分の5が1万1000円を下回るときは、その額（手数料令17条）。

7. その他の証書作成の手数料

(1) 事実に関する証書作成の手数料

公証人は、自分で直接に見たり聞いたりした内容を公正証書にする事実実験公正証書の作成することができます。

手数料は、事実実験に要した時間と証書作成に要した時間の合計時間1時間までごとに1万1000円です。

(手数料令26条)。事実実験が休日や午後7時以降に行われたときは、手数料の10分の5が加算されます。

- (2) 秘密証書遺言
秘密証書による遺言方式に関する記載についての手料金は、定額で1万1000円です(手数料令28条)。
- (3) 受取書又は拒絶証書
受取書又は拒絶証書の作成手数料は7000円です(手数料令27条)。

8. 認証の手数料

- (1) 私署証書等の認証
契約書などの私署証書の認証は1万1000円ですが、その内容を公正証書にした場合の手料金の半額が1万1000円を下回るときは、その下回る額になります(手数料令34条1項)。したがって、身元・財政保証書のように、金額の記載がないため算定不能となる書面の場合は、5500円が手数料になります。
また、委任状の認証は、委任状公正証書の手料金の半額である3500円が手数料となります。
- (2) 外国文の認証(外国文加算)
契約書等が外国語で記載されているときは、上記①の手料金に6000円が加算されます(手数料令34条3項)。
- (3) 宣誓認証
公証人の面前で記載内容が真実であることを宣誓した上で文書に署名・捺印し又は署名・捺印を自認したことを認証する宣誓認証の手料金は1万1000円です。対象文書が外国文であるときは、6000円の外国文加算があります。
- (4) 私署証書謄本の認証
契約書等の謄本の認証手数料は、5000円です(手数料令34条4項)。
- (5) 定款の認証
株式会社、有限会社の定款に認証を受ける場合の手料金は5万円です(手数料令35条)。定款には、印紙税法により、4万円の収入印紙を貼付しなければなりません。ただし、電子定款の場合は、印紙は不要とされています。
- (6) 株主総会その他の集会の議事録や、建物の区分所有等に関する法律45条による集会の決議の認証手数料
上記各手数料は、2万3000円です(手数料令34条5項)。
- (7) 電磁的記録の認証
電磁的記録についての認証の手料金は、1万1000円ですが、電磁的記録の内容を公正証書にした場合の手料金の半額が1万1000円を下回るときは、その下回る額になります(手数料令35条の2)。

9. 執務を中止した場合の手数料

公証人が証書の作成等に着手した後、嘱託人の請求、又は嘱託人その他の列席者の責めに帰すべき事由により、これを完了できないときは、それまでの所要時間に従い、前記7①の事実実験の例により算定した額を受けることになっています(手数料令33条)。

10. その他確定日付などの手数料

- ・確定日付の付与 1通につき700円(手数料令37条)
- ・執行文の付与 債務名義の正本に執行文を付与することについての手料金は1700円(手数料令38条)
- ・正本・謄本の送達 1400円(手数料令39条1項)
- ・送達証明 250円(手数料令39条3項)
- ・正本・謄本の交付 1枚につき250円(手数料令40条)
- ・閲覧 証書・定款の原本及びその附属書類の閲覧手数料は、1回につき200円(手数料令41条)

日本公証人連合会ウェブサイト (<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>) より転載(平成25年12月現在)。

IV 税金

1. 贈与税・相続税

贈与税

財産をもらったら

1 贈与税のしくみと計算

贈与税は、個人から財産の贈与を受けた場合に、贈与を受けた人が負担する税金です。一定の条件により相続時精算課税も選択することができます。

■ 1 暦年課税制度

1月1日から12月31日までの1年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を控除した残額に下記の「贈与税の速算表」を使って贈与税額を計算します。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

<贈与税の速算表>

課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	-
300万円 //	15%	10万円
400万円 //	20%	25万円
600万円 //	30%	65万円
1,000万円 //	40%	125万円
1,000万円超	50%	225万円

*平成27年以降、贈与税の最高税率が引き上げられます。また、20歳以上の人が直系尊属から受ける贈与については、税負担が一部軽減されます。

<計算方法>

上記の課税価格に税率を掛け、控除額を差し引いた金額が贈与税額です。

例えば、800万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、 $(800万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 151万円$ となります。

ひとくちメモ

国外財産に対する贈与税の課税

平成25年4月1日以後、国外に居住する日本国籍を有しない人が、日本国内に居住する人から贈与により取得した国外財産についても、贈与税の課税対象となります。

■ 2 相続時精算課税制度

65歳以上の親から財産の贈与を受けた推定相続人である20歳以上の子は、相続時精算課税を選択することができます。この制度の贈与税額は、特別控除額2,500万円を超えた部分に一律20%を掛けた金額となります。

*平成27年以降、贈与者・受贈者の要件が変更となります。

	現行	改正後
贈与者	65歳以上	60歳以上
受贈者	20歳以上の推定相続人	20歳以上の推定相続人 20歳以上の孫(追加)

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額} = \text{課税価格} \rightarrow \text{贈与税額} \quad 20\%$$

※2,500万円-前年までに使用した特別控除額

例えば、平成20年にこの制度を選択して1,500万円の贈与を受け、平成25年にさらに1,600万円の贈与を受けた場合の贈与税額は、

平成20年 1,500万円-1,500万円=0円(課税価格)

特別控除額 2,500万円 > 1,500万円 ∴ 1,500万円

繰越分 2,500万円-1,500万円=1,000万円

平成25年 1,600万円-1,000万円=600万円

600万円×20%=120万円となります。

この制度を選択した贈与財産は相続財産に加算され、贈与税額が相続税額を超える場合には、還付を受けることができます。

また、贈与を受ける親ごとに暦年課税との選択が可能ですが、一度相続時精算課税を選択した親からの贈与については、暦年課税に戻ることはできません。



3 相続時精算課税制度のまとめ

	一 般	住宅資金の特例
贈与財産	財産一般	住宅取得等資金（土地等の先行取得を含む）
贈与者	父母（65歳以上）	父母（年齢制限なし）
受贈者	20歳以上の子 （子が死亡している場合、20歳以上の孫も含む）	同左 及び その年の合計所得金額が2,000万円以下
選択届出	相続時精算課税選択届出書の提出が必要	同左
申告	期限内申告が必要	同左
利用回数	何回でも可	同左
非課税枠	2,500万円まで	平成25年 3,200万円（2,500万円+700万円）※ 平成26年 3,000万円（2,500万円+500万円）※
税率・計算	非課税枠を超えた部分×一律20%	同左
適用期間	平成15年1月1日以降	平成24年1月1日～平成26年12月31日
贈与者が死亡した場合	贈与を受けた資金は相続財産に加算され、相続税の課税対象になります。	同左 ただし、贈与を受けた資金のうち、住宅取得等資金の贈与税の非課税の特例を受けた金額（平成25年700万円、平成26年500万円を上限）は、相続財産に加算されません。
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与者、受贈者の年齢は贈与が行われた年の1月1日現在で判断します。 ・いったん相続時精算課税を選択した場合は暦年課税に戻ることはできません。 	

※一定の省エネルギー・耐震住宅の取得をした場合の非課税枠についてはP17参照
*その他住宅資金の特例については、床面積、築後年数等の要件があります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

4 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、父母・祖父母から30歳未満の子や孫がそれぞれの名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して贈与を受けた場合には、1,500万円（学校等以外は500万円）まで非課税になります。教育資金非課税申告書は、取扱金融機関等が税務署へ提出し、教育資金の使途は、その金融機関が領収書等を確認して、書類を保管します。

ただし、孫等が30歳に達した時にその残額がある場合には、その残額に対して贈与税が課されます。

5 非上場株式等の贈与税の納税猶予制度

後継者が一定の中小企業の代表者であった先代経営者から贈与によりその保有株式等の全部を取得した場合には、その株式等に係る贈与税額の全額が猶予される制度です。この制度は、平成25年4月1日からは経済産業大臣の事前確認等を受けていなくても利用が可能になりました。

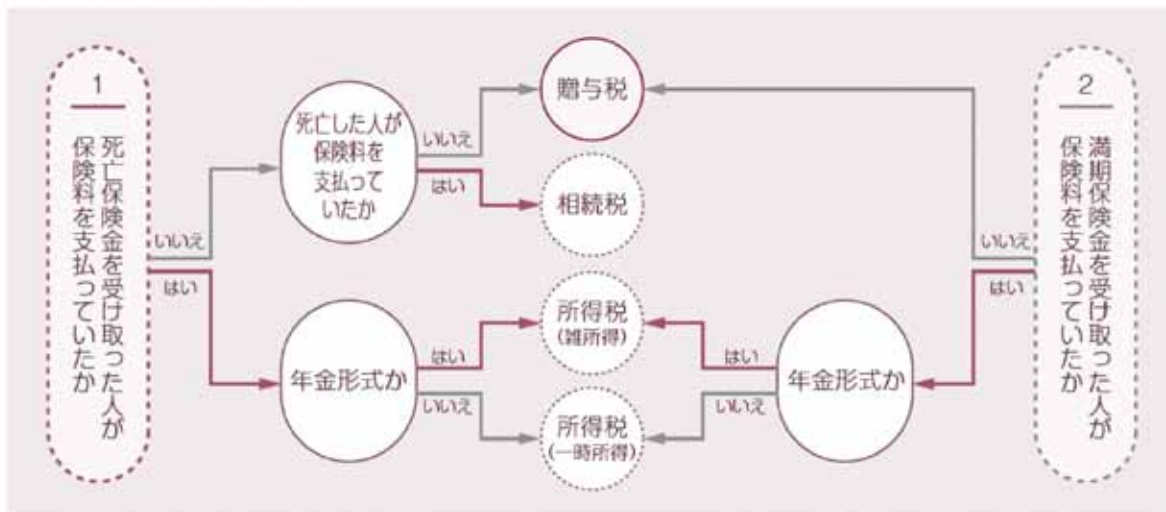
なお、平成27年1月1日以後の贈与については、親族外承継が認められることになったため、贈与時の役員退任要件等の見直しが行われます。

手続などが複雑なため、詳しくは税理士にご相談ください。

6 生命保険金と贈与税

生命保険金の受取人には、契約内容により種類の異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った額が基礎控除110万円を超えるとき贈与税がかかります。



7 離婚に伴う財産分与と慰謝料

離婚して、相手方から慰謝料や財産をもらった場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。

財産分与や慰謝料が、現金ではなく土地や建物などの不動産で支払われた場合には、その不動産をもらった人には税金がかかりません。しかし、支払った人にはその不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。



夫と離婚を考えています。厚生年金分割制度があると聞きましたが、贈与税はかかりますか？



平成19年4月から施行された「厚生年金分割制度」では、夫婦間の協議、裁判手続で保険料納付記録の分割が行われた場合、原則として贈与税はかかりません。

8 申告と納税

贈与税は財産をもらった年の翌年2月1日から3月15日までに申告をし、納税します。

贈与税が10万円を超えていて一時に納めることが困難なときは、5年以内の年賦延納ができます。

ただし、その場合には利子税がかかり、また、担保が必要になる場合がありますので注意してください。

贈与税の計算や申告はもちろん、相続時精算課税の選択、贈与税の納税猶予については、相続税に深いかわりがあります。詳しくは税理士にご相談ください。



相続税

遺産を相続したら

1 相続税のしくみ

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや遺言によって財産を取得したときに納める税金です。亡くなられた人を被相続人、相続によって財産を受け継いだ人を相続人といいます。相続人の住所が、国内にあるか国外にあるかにより、課税される財産の範囲が異なります。相続開始時に相続人が死亡している場合などは、代襲相続の制度があります。

■ 1 相続税のしくみ



*平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る基礎控除額は、次のように改正されます。
(3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)

正味の遺産額が基礎控除額を超える場合は、相続税の申告が必要となります。この場合、相続税の総額は、実際の遺産分割にかかわらず、各相続人が法定相続分により課税遺産総額を取得したものと計算されます (P24参照)。

■ 2 法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がいない場合		
子も親もない場合		

相続税の計算をする場合の法定相続人の数については、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

■ 3 遺産の分割

遺産は、遺言書がある場合には、遺留分（P27参照）を侵さない限り遺言どおりに分割されます。遺言書がない場合には、相続人全員で協議して分け方を決めます。相続人の中で争いになり、遺産分割協議が調わないときや相続人の中に行方不明者があって協議できないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てることができます。調停が不調に終わったときは、審判の手続によって分割することになります。

遺産の分割ができない場合でも、相続税の申告書の提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

遺産分割協議書

被相続人日本太郎の遺産分割について、相続人全員で協議した結果、次のとおり分割し、取得することに合意し決定した。

記

第一 遺産の分割

1. 相続人日本花子が取得する遺産

- (1) 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇
宅 地 300.00m²
- (2) 前同所同番・家屋番号〇〇番・木造瓦葺半家建居宅
床面積 150.00m²

2. 相続人日本一郎が取得する遺産

- (1) 〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）500万円
- (2) 〇〇株式会社の株式 10,000株

3. 相続人名古屋和子が取得する遺産

- 〇〇銀行の定額貯金（口座番号〇〇）500万円

第二 債務の負担

- (1) 〇〇銀行からの証書借入金（相続開始時の残高600万円）は、相続人日本花子が負担する。
- (2) 被相続人に係る未納の公租公課は、相続人日本一郎が負担する。

第三 分割協議対象外の遺産

本遺産分割協議の対象にならなかった被相続人の遺産が後日確認又は発見された場合は、その遺産については相続人日本花子が取得する。

以上のとおり相続人全員による遺産分割協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、各自署名押印する。

平成〇年〇月〇日

東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号
相続人 日本花子 (印)

大阪市中央区谷町〇丁目〇番〇号
相続人 日本一郎 (印)

名古屋市千種区覚王山通〇丁目〇番〇号
相続人 名古屋和子 (印)



私の父は、個人事業をしていましたが、多額の借金を残して亡くなりました。私は、父の借金を相続したくないのですが、どうすればよいのでしょうか？



相続財産が明らかに債務超過であれば、相続の放棄をすることができます。しかし、相続財産の内容が不明確な場合には、被相続人の資産の範囲内で債務を弁済することを条件に相続（限定承認）することもできます。これらの手続は、相続の開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所にする必要があります。

遺産分割の
ときには納税
資金についても
考慮すべき
ですね！



税理士は税務の専門家です。
相続対策はもちろん、相続税の納税方法や
遺族の生活設計等、
早めにご相談ください。

3 相続財産の評価

土地や建物などをもらったとき、又は相続したときの評価は、原則として相続税評価額となります。

相続税評価額とは

■ 1 土地など

(1) 宅地

宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式とがあります。

市街地の大部分で使われる路線価方式は、その土地の面している道路に1㎡当たりの評価額が付けられており、この評価額に面積を掛けて計算する方法です。



小規模宅地等の特例

被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、次のように評価額が減額される特例があります。

宅地の種類	限度面積	減額割合
①特定事業用宅地等 被相続人の事業を引き続き営む場合などの宅地	400m ² 以下	80%
②特定居住用宅地等※ 被相続人と同居の親族が引き続き居住する場合などの宅地	240m ² 以下	80%
③特定同族会社事業用宅地等 特定同族会社の事業用に引き続き使用される場合などの宅地	400m ² 以下	80%
④貸付事業用宅地等 被相続人の貸付事業を引き続き営む場合などの宅地	200m ² 以下	50%

なお、上記特例の要件を満たす宅地等が複数の場合は限度面積の調整が行われます。

この特例は、対象となる宅地等に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることができません。

※この特例は次のように改正されます。

- ①平成26年1月1日以後の相続から、二世帯住宅や老人ホームに入所後の居宅についての適用要件が緩和されます。
- ②平成27年1月1日以後の相続から、限度面積が240m²から330m²に拡充されます。

(2) 借地権

借りた土地に建物を建てて、地代を払って利用していると借地権として評価します。

(3) 農地

農地は、純農地、中間農地、市街地周辺農地、市街地農地の別に評価します。

(4) その他の土地

このほか、山林、原野、雑種地、永小作権、耕作権、生産緑地などがあります。

■ 2 建物

建物の固定資産税評価額が相続税評価額となります。アパートや貸家など、貸している建物については、借家権割合相当額を減額して計算します。

■ 3 有価証券

(1) 上場株式

相続開始の日の終値か、その月・前月・前々月の3か月間の月平均株価のうち、一番低い価額で評価します。

(2) 上場されていない会社の株式及び出資

評価しようとする会社を、大会社・中会社・小会社に分類し、次にその株主が中心となる株主であったかどうかにより、それぞれ異なる評価方法で評価します。

80%減額の特例



詳しくは税理士にご相談ください。

4 相続税の計算と速算表

事例をもとに相続税の計算をしてみましょう。相続人は、妻、長男、長女の3人です。長男は、被相続人から生前に3,000万円の贈与を受け相続時精算課税を選択し、100万円を納税しています。

■ 1 遺産の総額

現金・預金・株式	6,500万円
土地・建物(小規模宅地等の特例適用後)	5,000万円
生命保険金 5,000万円-1,500万円 (500万円×3人=1,500万円は非課税)	3,500万円
死亡退職金 2,000万円-1,500万円 (500万円×3人=1,500万円は非課税)	500万円
贈与財産(相続時精算課税選択)	3,000万円
その他(うちお墓、仏壇は非課税)	300万円
総遺産額	1億8,800万円
債務(借入金)	△500万円
葬式費用	△300万円
正味の遺産額	1億8,000万円

(1) 正味の遺産額

1億8,800万円-800万円=1億8,000万円

(2) 課税遺産額

(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産額)
1億8,000万円 - 8,000万円 = 1億円

(3) 法定相続分で按分

1億円× $\frac{1}{2}$ =5,000万円(妻)

1億円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ =2,500万円(長男、長女)

(4) 相続税の総額の計算

5,000万円×20%-200万円=800万円(妻)

2,500万円×15%-50万円=325万円(長男、長女)

800万円+325万円×2=1,450万円

(5) 各人の相続税額 (例:法定相続分どおり遺産を分割した場合)

1,450万円× $\frac{1}{2}$ =725万円(妻)

1,450万円× $\frac{1}{4}$ =362.5万円(長男、長女)

(6) 税額控除の計算

①配偶者の税額軽減 $1,450万円 \times \frac{9,000万円}{1億8,000万円} = 725万円$

②相続時精算 (3,000万円-2,500万円)×20%=100万円

③未成年者控除 6万円×3年(20歳-17歳)=18万円

(7) 納める税金の合計

妻0円+長男262.5万円+長女344.5万円=607万円

<相続税の速算表>

課税価格	税率	控除額
1,000万円以下	10%	-
3,000万円 //	15%	50万円
5,000万円 //	20%	200万円
1億円 //	30%	700万円
3億円 //	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円



(※) 基礎控除額

5,000万円+(1,000万円×3人)=8,000万円
(60歳) (26歳) (17歳)



■ 2 遺産に係る基礎控除

遺産に係る基礎控除額（相続税の課税最低限）は、次の計算によります。

$$5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$$

(P20参照)

■ 3 相続税額の2割加算

親、子、配偶者以外の人が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。したがって、兄弟姉妹や孫（養子となった孫も含む）は、相続税額が2割増えます。

ただし、代襲相続人となった孫は加算の対象とはなりません。

■ 4 税額控除の計算

相続人のそれぞれの事情により、税額が控除されます。

(1) 配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や遺産形成に貢献した内助の功などを配慮した規定です。配偶者が相続した財産が、配偶者の法定相続分（P20参照）相当額以下の場合には、相続税がかかりません。また、法定相続分を超えても1億6,000万円までは、相続税はかかりません。ただし、遺産分割が成立していることが条件です（P21参照）。



(2) 未成年者控除

相続人の年齢が20歳未満のときは、成人に達するまで、1年につき6万円が相続税額から控除されます。

*平成27年1月1日以後の相続から基礎控除・税率・未成年者控除・障害者控除の計算、非上場株式等の相続税の納税猶予の要件・手続等が変わります。詳しくは税理士にご相談ください。

(3) 障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、85歳に達するまで、1年につき6万円（特別障害者は12万円）が相続税額から控除されます。

(4) 贈与税額控除

暦年課税制度

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。

相続時精算課税制度

相続時精算課税を適用した贈与財産の価額（贈与時の価額）は相続財産の価額に加算し、すでに支払った贈与税額は相続税額から控除されます。なお、控除しきれない贈与税額は、申告することにより還付されます。

■ 5 非上場株式等の相続税の納税猶予

中小企業の代表者から後継者である相続人が、その会社の株式等を相続などにより取得した場合には、その株式等に係る相続税額のうち、一定額が納税猶予されます。

平成25年4月1日からは、経済産業大臣に対する相続開始前の事前手続は、廃止されました。

詳しくは税理士にご相談ください。

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の評価減などの特例を適用した場合には、税額はゼロとなっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。

5 申告と納税

相続税は、相続開始の日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地の税務署に申告して納税します。
なお、正味の遺産額が基礎控除額以下であれば、相続税の申告書を提出する必要はありません。

■ 1 申告書の提出方法

申告書を提出する人が2人以上いる場合には、共同で申告書を作成し連名で提出することができます。

相続人の中で連絡が取れないなどの理由によって共同提出が困難な場合等には、別々に申告書を作成して提出することになります。

申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本
- ②遺言書、遺産分割協議書の写し
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図の写し
- ⑥固定資産評価証明書など

■ 2 税金の納付

相続税は金銭で一時に納めるのが原則ですが、納付が困難な場合には、一定の要件のもと申請によって年賦延納や相続で取得した財産で物納することもできます。

延納の場合は、原則として担保の提供が必要です。延納が継続できなくなった場合、一定の要件のもと物納に変更できます。

相続税を納めない相続人がいる場合には、他の相続人がその分の税金を納めなければならない連帯納付の義務があります。ただし、申告期限から5年を経過した場合や税金を納めない相続人が延納又は納税猶予を受けている場合には、連帯納付義務を負いません。

 詳しくは税理士にご相談ください。

Q 事業をしていた父が死亡したのですが、所得税・消費税の申告はどうするのですか？

A お父さんが死亡した日の翌日から4か月以内に相続人が確定申告をし、納税しなければなりません。これを準確定申告といいます。お父さんの納税地の所轄税務署長に相続人全員の連名で提出することとなります。また、相続人が事業を引き継いで、青色申告（P5参照）を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等注意する必要があります。

Q 不動産の登記事項証明書（登記簿謄本）や公図の写し、固定資産評価証明書はどこで取得できますか？

A 登記事項証明書や公図の写しは、不動産所在地の法務局（登記事項証明書については、コンピュータ化された法務局同士であれば、どこの法務局でも取得できます）、固定資産評価証明書は不動産所在地の市役所等又は区役所です。

Q 遺産分割協議書に基づいて相続税の申告を済ませました。その後、事情により、遺産の分割をやり直したいと思いますが、何か問題がありますか？

A 申告期限後に分割のやり直しをすると、やり直した遺産について、相続人間で贈与があったものとしてもらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは、慎重に行ってください。

遺言のすすめ

死後の財産の分割を円滑に行うために、遺言書の作成をおすすめします。
 遺言の方式には、①公正証書遺言 ②自筆証書遺言 ③秘密証書遺言などがあります。
 遺言書は、作成後も、撤回や作成し直すことができます。その場合、日付の最も新しいものが有効です。

遺留分

遺留分とは、民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。
 その割合は、①相続人が親・祖父母のみの場合は被相続人の財産の $\frac{1}{3}$ 、②①以外（子のみ、配偶者のみ、配偶者と親、配偶者と子）の場合は、被相続人の財産の $\frac{1}{2}$ です。なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。
 遺言をする場合は、相続人の遺留分について配慮することも必要です。



Q 子供も親もない夫婦です。妻にすべての財産を相続させたいのですが、良い方法はありませんか？

A 「全財産を妻に相続させる」という遺言書を作成しておけば、兄弟姉妹に遺留分がないため、遺言どおり相続させることができます。

私、死亡したときのために以下のとおり遺言します。

一、東京都品川区大崎〇丁目〇番〇の宅地三〇〇・〇〇平方メートルと地上家屋（家屋番号〇〇）は妻大和花子に相続させる。

二、〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）五〇〇万円と〇〇株式会社の株式一〇、〇〇〇株は長男大和一郎に相続させる。

三、〇〇銀行の定期預金（口座番号〇〇）五〇〇万円は長女河内和子に相続させる。

四、残余の財産は妻大和花子に相続させる。

五、遺言執行者として〇〇市〇〇町〇〇山田太郎を指定する。

右の遺言を明確にするため、私はこの遺言書全文を自署し、左に日付および氏名を自署して捺印します。

平成〇年〇月〇日
 東京都品川区大崎〇丁目〇番〇号

大和太郎
 (印)

遺言書



日本税理士会連合会ウェブサイト やさしい税金教室（平成25年度版）(http://www.nichizeiren.or.jp/taxpayer/pdf/kyoshitsu_H25.pdf) より転載（平成25年12月現在）。

2. 平成25年度税制改正 資産課税

■ 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等

・バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き上げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しを行います。

[平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。]

・相続税の基礎控除の引下げ等と併せて、相続人の居住や事業の継続に配慮する観点から、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、見直しを行います。

[平成27年1月1日(「居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化」については、平成26年1月1日)以後の相続・遺贈について適用します。]

■ 基礎控除の引下げ

改正前	⇒	改正後
5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人		3,000万円 + 600万円 × 法定相続人

参考：相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	改正前		改正後		※上記の相続税の税率は、各法定相続人の法定相続分相当額を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式(超過累進税率)を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。 具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。
	税率	控除額	税率	控除額	
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円	
3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円	
5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円	
1億円以下	30%	700万円	30%	700万円	
2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円	
3億円以下			45%	2,700万円	
6億円以下	(3億円超)	4,700万円	50%	4,200万円	
6億円超			55%	7,200万円	

計算例：相続財産1億円を子2人で相続した場合(改正後の場合)

● 法定相続分に応ずる取得金額				
相続財産の合計	基礎控除	法定相続分に応ずる取得金額		
(1億円 - 4,200万円) × 1/2	=	2,900万円		
● 法定相続人別の相続税額				
法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額	法定相続人別の相続税額	
2,900万円	× 15%	- 50万円	=	385万円
● 相続税の総額				
385万円 × 2人	=	770万円		

■ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	改正前	⇒	改正後
未成年者控除	6万円 × 20歳に達するまでの年数		10万円 × 20歳に達するまでの年数
障がい者控除	6万円(特別障がい者：12万円) × 85歳に達するまでの年数		10万円(特別障がい者：20万円) × 85歳に達するまでの年数

■ 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の見直し

【居住用宅地の適用対象面積の見直し】

改正前	⇒	改正後
上限240㎡		上限330㎡

【居住用宅地と事業用宅地を併用する場合の限度面積の拡大】

限定的に併用が認められていた居住用宅地と事業用宅地について、完全併用(それぞれの限度面積

(居住用：330m² (改正後)、事業用：400m²) に適用を拡大します (貸付用は除きます)。

【居住用宅地の適用要件の緩和・柔軟化】

＜二世帯住宅に居住していた場合の取扱い＞

二世帯住宅については、内部で行き来ができるか否かにかかわらず、同居しているものとして、特例の適用ができるようにします。

＜老人ホームに入所した場合の取扱い＞

老人ホームに入所したことにより被相続人が居住しなくなった家屋の敷地については、以下の要件の下で、相続の開始の直前において被相続人が居住していたものとして、特例の適用ができるようにします。

- (1) 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。
- (2) 居住しなくなった家屋が貸付けなどの用途に供されていないこと。

■ 贈与税の見直し

・高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しを行います。

・相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充を行います。

[平成 27 年 1 月 1 日以後の贈与について適用します。]

参考：贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後					
	税率	控除額	一般		直系卑属			
			税率	控除額	税率	控除額		
200 万円以下	10%	0 万円	10%	0 万円	10%	0 万円		
300 万円以下	15%	10 万円	15%	10 万円	15%	10 万円		
400 万円以下	20%	25 万円	20%	25 万円				
600 万円以下	30%	65 万円	30%	65 万円	20%	30 万円		
1,000 万円以下	40%	125 万円	40%	125 万円	30%	90 万円		
1,500 万円以下	50%	225 万円	45%	175 万円	40%	190 万円		
3,000 万円以下			(1,000 万円超)	50%	250 万円	45%	265 万円	
4,500 万円以下			(3,000 万円超)	400 万円	50%	415 万円	55%	640 万円
4,500 万円超			55%		400 万円	55%	640 万円	

※上記の贈与税の税率は、課税価格を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式(超過累進税率)を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

計算例：直系尊属から 500 万円の贈与を受けた場合 (改正後の場合)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額	贈与税額
(500 万円 - 110 万円)	15%	10 万円	48.5 万円

■ 相続時精算課税制度の対象者の見直し

改正前	⇒	改正後
受贈者：20 歳以上の推定相続人 贈与者：65 歳以上の者		受贈者：20 歳以上の推定相続人及び孫 贈与者：60 歳以上の者

参考：相続時精算課税制度

相続時精算課税制度とは、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500 万円までは贈与時の贈与税は非課税 (2,500 万円を超える部分については 20% の税率で贈与税が課税) とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算 (本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除) する制度です。

財務省ウェブサイト 平成 25 年度税制改正 資産課税 (http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei13/02.htm#01) より転載 (平成 25 年 12 月現在)。

3. 路線価図の説明

路線価は、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額(千円単位で表示しています。)のことであり、路線価が定められている地域の土地等を評価する場合に用います。

なお、路線価が定められていない地域については、その市区町村の「評価倍率表」をご覧ください。



相続税又は贈与税の申告に際し、路線価の設定されていない道路のみに接している宅地の評価をするために、特定路線価の設定の申出が必要となる場合があります。
詳しくは、「[手続名] 特定路線価設定申出書」をご覧ください。

計算例

(1) 一路線に面する宅地



① 自用地の価額

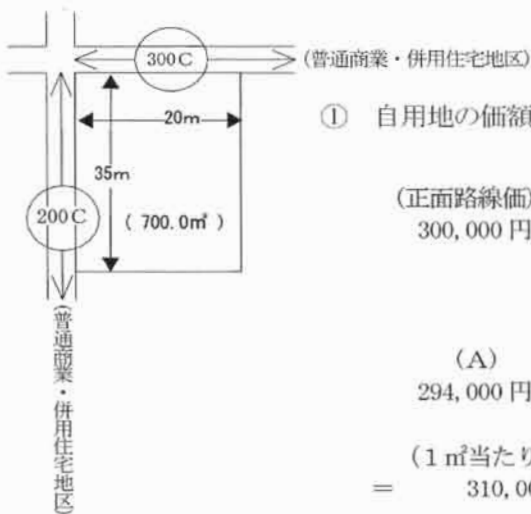
$$\begin{array}{l} \text{(路線価)} \\ 300,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 35m に応ずる} \\ \text{奥行価格補正率} \end{array} \right] \\ 0.98 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(1 m}^2 \text{ 当たりの価額)} \\ 294,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(1 m}^2 \text{ 当たりの価額)} \\ 294,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(地積)} \\ 700 \text{ m}^2 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 205,800,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 借地権の価額

$$\begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 205,800,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(借地権割合)} \\ 70\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{(借地権の価額)} \\ 144,060,000 \text{ 円} \end{array}$$

(2) 二路線に面する宅地



① 自用地の価額

$$\begin{array}{l} \text{(正面路線価)} \\ 300,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 35m に応ずる} \\ \text{奥行価格補正率} \end{array} \right] \\ 0.98 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(A)} \\ 294,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(A)} \\ 294,000 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(側方路線価)} \\ 200,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{奥行距離 20m} \\ \text{に応ずる奥行} \\ \text{価格補正率} \end{array} \right] \\ 1.00 \end{array} \times \begin{array}{l} \left[\begin{array}{l} \text{側方路線} \\ \text{影響加算率} \end{array} \right] \\ 0.08 \end{array} \\ \text{(1 m}^2 \text{ 当たりの価額)} \\ = 310,000 \text{ 円} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{(1 m}^2 \text{ 当たりの価額)} \\ 310,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(地積)} \\ 700 \text{ m}^2 \end{array} = \begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 217,000,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 借地権の価額

$$\begin{array}{l} \text{(自用地の価額)} \\ 217,000,000 \text{ 円} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{(借地権割合)} \\ 70\% \end{array} = \begin{array}{l} \text{(借地権の価額)} \\ 151,900,000 \text{ 円} \end{array}$$

(注) 平成 19 年分以降用の奥行価格補正率等により計算しています。

国税庁ウェブサイト 財産評価基準書 (http://www.rosenka.nta.go.jp/docs/ref_prc.pdf) より転載 (平成 25 年 12 月現在)。

4. 評価倍率表（一般の土地等用）の説明

評価倍率は、路線価が定められていない地域の土地等を評価する場合に用います。

1 「町（丁目）又は大字名」欄

「町（丁目）又は大字名」欄には、市区町村ごとに、町（丁目）又は大字名を五十音順に記載しています。

2 「適用地域名」欄

「適用地域名」欄に、「全域」とある場合には、その町（丁目）又は大字の全域が路線価地域又は倍率地域であることを示しています。

また、「一部」又は「路線価地域」とある場合には、その町（丁目）又は大字の地域に路線価地域と倍率地域が存在することを示しています。

したがって、この場合には、路線価図により、その評価しようとする土地等が路線価地域又は倍率地域のいずれに所在するかを確認する必要があります。

〔掲載例〕

市区町村名：〇〇〇市

〇〇〇税務署

音順	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	旭町	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	東町	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町1丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町2丁目	全域	—	路線	比準	比準	比準	比準		
	暁町3丁目	全域	60	1.1	比準	比準	比準	比準		
い	石川町	一部	—	路線	比準	比準	比準	比準		
		上記以外の地域	60	1.1	比準	比準	比準	比準		

3 「借地権割合」欄

「借地権割合」欄には、倍率地域におけるその町（丁目）又は大字の地域につき、「借地権」の価額を評価する場合の借地権割合を掲げています。

(注) 路線価地域の借地権割合については、路線価図を参照してください。

なお、例えば路線価地域で2路線以上に面する場合の借地権割合又は路線価地域と倍率地域が接続する地域の借地権割合は、原則として、路線価地域の正面路線価に表示してある借地権割合によります。

4 「宅地」欄

「宅地」欄には、その町（丁目）又は大字の地域の「宅地」の価額を評価する場合における固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載していますが、「路線」と表示してあるのは、その地域が路線価地域であることを示しています。

ただし、農用区域又は市街化調整区域内に存する農業用施設用地の価額は、財産評価基本通達24-5（農業用施設用地の評価）の定めによって評価します。

5 「田」、「畑」欄

「田」、「畑」欄には、その地域の「田」、「畑」の価額を評価する場合における農地の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、農地の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(農地の分類等)	(略称)
純 農 地	純
中 間 農 地	中
市街地周辺農地	周比準
市 街 地 農 地	比 準 又は 市比準

(注) 「比準」、「市比準」及び「周比準」と表示してある地域は、付近の宅地の価額に比準（「宅地比準方式」という。）して評価する地域です。以下、山林及び原野についても同様です。

6 「山林」欄

「山林」欄には、その地域の「山林」の価額を評価する場合における山林の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、山林の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(山林の分類等)	(略称)
純 山 林	純
中 間 山 林	中
市 街 地 山 林	比 準 又は 市比準

7 「原野」欄

「原野」欄には、その地域の「原野」の価額を評価する場合における原野の分類、評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

なお、原野の分類等は、次に掲げる略称を用いて記載しています。

(原野の分類等)	(略称)
純 原 野	純
中 間 原 野	中
市 街 地 原 野	比 準 又は 市比準

8 「牧場」及び「池沼」欄

「牧場」及び「池沼」欄には、その地域の「牧場」及び「池沼」の価額を評価する場合における評価方式及び固定資産税評価額に乗ずる倍率を記載しています。

[掲載例]

市区町村名：〇〇〇町

〇〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
				宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
ね	根小屋	上記以外の地域	40	1.1	中 90	中 113	純 48	純 48		
ま	又野	農業振興地域内の農用地区域			純 34	純 54				
		上記以外の地域	40	1.1	純 48	純 67	純 46	純 46		
み	三ケ木	用途地域の指定されている地域	—	路線	周比準	周比準	比準	比準		
		農業振興地域内の農用地区域			純 55	純 79				

[計算例]

$$\begin{array}{l}
 \text{(固定資産税評価額)} \\
 10,000,000 \text{ 円}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{(倍率)} \\
 1.1
 \end{array}
 =
 \begin{array}{l}
 \text{(評価額)} \\
 11,000,000 \text{ 円}
 \end{array}$$

※ 固定資産税評価額は、都税事務所や市（区）役所又は町村役場で確認してください。

V 年金手続

1. 未支給（年金・保険給付）請求書及び年金受給権者死亡届（報告書）

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金 未支給【年金・保険給付】請求書・死亡届（報告書）について

死亡届（報告書）は4ページ・5ページにあります

未支給（年金・保険給付）とは①②の年金となります
年金の支払いは、お亡くなりになった月分までとなります。

- ① 年金を受けている方がお亡くなりになった時にまだ受け取っていない年金
- ② お亡くなりになった日より後に振込みされた年金のうち、お亡くなりになった月分までの年金

この請求書は、お亡くなりになった方にお支払いをすべき年金があるとき、その人と生計を同じくしていた遺族（下の枠内）が未支給の年金・保険給付として請求をする際に使用します。また、年金の受給権がある人が請求せずにお亡くなりになった場合、未支給請求者が請求を行うときにも使用します。

未支給の年金・保険給付を請求できない方は、死亡届（報告書）のみ記入してください。

（※）遺族の範囲は次のとおりです。

未支給の年金・保険給付を受けることができる方および順位
（国民年金・厚生年金保険・船員保険）
死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等
（共済年金）

1. 死亡した受給権者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母
（子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない人または組合員であった人の死亡当時から引き続き障害等級の1級もしくは2級に該当する障害の状態にある人）
2. 上記1以外の死亡した受給権者の相続人（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、甥姪等）

◇未支給の年金・保険給付を受けることができる方の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序となります。

◇自分より先順位者がいる場合は、未支給の年金・保険給付を受けることはできません。

◇配偶者には、市区町村には届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方も含まれます。

この請求書に添えなければならない書類

死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、4ページをご覧ください。

（未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）を提出する場合）

1. 死亡した受給権者の年金証書（添えることができないときは、死亡届（報告書）に事由を記入してください）。
2. 死亡した受給権者の死亡の事実を明らかにすることができる書類（戸籍の謄本もしくは抄本、死亡診断書（コピー可）、住民票など）。
旧国民年金法の年金受給権者の場合は不要です。
3. 死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書、または戸籍の謄本もしくは抄本（例 未支給請求者が受給権者の子の場合で「子の戸籍抄本」の父母欄で身分関係が確認できる場合は「請求者（子）の戸籍抄本」）。
住民票でこれに代えることはできません。
4. 死亡した受給権者の住民票（除票）と請求者の世帯全員の住民票（住民票上、死亡した受給権者と請求者の住所が異なっているときは、6ページの「生計同一に関する添付書類一覧表」の区分により必要な「第三者の証明書」、「生計同一関係を証明する書類」など）。
5. ◎に金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けていない方は預貯金通帳（コピー可）。くわしくは2ページの5をご覧ください。
6. 死亡した受給権者が年金給付または保険給付の年金請求書を提出していなかったときは、その年金請求書とその添付書類など。
7. 請求者が配偶者で、市区町村長に届出はしていないが死亡した受給権者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった方は、その事実を明らかにする書類。
8. 旧船員保険の未支給保険給付の請求者の場合
診断書あるいは遺言状が必要な場合があります。

- ◇ 同順位者が2名以上ある場合は、そのうちの1名が代表して請求してください。
- ◇ 死亡した受給権者名義の送金通知書があれば必ず一緒に提出してください。
- ◇ 請求書を提出されてから未支給年金・保険給付が支払われるまでにおおむね3ヶ月かかります。
- ◇ 代理の方が手続きをする場合は、ご本人の委任状、代理人の本人確認ができる書類が必要です。
- ◇ 審査の過程で、添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

添付書類は「コピー可」「コピーでも差しつかえありません」と記載されている以外は、原本を添付してください。

記入上の注意

（未支給【年金・保険給付】請求書および死亡届（報告書）に共通した注意事項）

1. 請求者および届出者本人が自ら署名する場合、押印は不要です。
（押印される場合は3ページ、4ページ、5ページに押印してください）
2. ①には死亡した受給権者の基礎年金番号・年金コードを記入してください。
また、死亡した受給権者が複数の年金を受けていたときは、すべての年金コードを記入してください。ただし、年金毎に未支給請求される方が異なる場合は、請求する年金コードのみ記入してください。
なお、①に記入すべき年金を請求中であるときは、④に年金の種類、提出した年金事務所の名称および提出年月日を記入してください。
3. ②および③の元号は、該当する文字を○印で囲んでください。
4. ④には請求者または届出者の電話番号を記入してください。（携帯番号も可）

（未支給【年金・保険給付】請求書にかかる注意事項）

5. ⑤は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を記入し、口座番号などについて金融機関またはゆうちょ銀行（郵便局）の証明を受けてください。なお、年金事務所などの窓口へ直接預貯金通帳を持参される場合や、預貯金通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人フリガナが記載された部分）を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。口座をお持ちでない方や口座でのお受取りが困難な事情がある方は、お受取り方法について、「ねんきんダイヤル」またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。
6. ⑥は、受給権者が死亡した当時、受給権者と生計を同じくしていた（旧船員保険の場合は、生計維持されていた）配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の各欄の該当する文字（いる・いない）を○印で囲んでください。
7. ⑦は、共済年金の未支給年金を請求する場合、該当する文字を○印で囲んでください。
8. ⑧は旧船員保険の未支給保険給付を請求する場合、記入してください。
9. ⑨は請求者が配偶者または子の場合であって、住民票上世帯を別にしているが、住所が住民票上同一であるときに記入してください。

年金受給権者死亡届（報告書）・未支給【年金・保険給付】請求書でいう年金給付、保険給付の種類

- （国民年金）**
老齢基礎年金、老齢年金、通算老齢年金、障害基礎年金、障害年金、遺族基礎年金、寡婦年金、母子年金、準母子年金、遺児年金
- （厚生年金保険）**
老齢厚生年金、老齢年金、特例老齢年金、通算老齢年金、障害厚生年金、障害年金、障害手当金、遺族厚生年金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金
- （船員保険）**
老齢年金、通算老齢年金、特例老齢年金、障害年金、障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族年金、通算遺族年金、特例遺族年金、遺族一時金、遺族年金差額一時金
- （共済年金（JR・JT・NTT・農林に限る））**
退職共済年金、退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害共済年金、障害年金、遺族共済年金、遺族年金、通算遺族年金
※ただし、共済年金の特例支給部分は除きます。

※死亡届（報告書）のみを提出する場合の添付書類は、死亡届（報告書）をご覧ください。

VI ゆうちょ銀行手続

1. 貯金等の相続手続きの流れ

貯金等の相続手続きの流れ

◎ 貯金等の相続手続きの大まかな流れは次のとおりです。

① 相続のお申出

- ・ ゆうちょ銀行又は郵便局からお渡しする「相続確認表」に必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行又は郵便局に提出していただきます。

② 必要書類のご案内

- ・ 貯金事務センターから、「必要書類のご案内」を郵送し、準備していただく書類をご案内します。

※ 必要書類のご案内に当たり、貯金事務センターから電話により相続の内容及び相続人様の範囲等について確認させていただく場合がございます。

③ 必要書類のご準備・相続人様全員による請求書のご記入

- ・ 亡くなられた方等の戸籍謄本・相続人様全員の印鑑証明書等をご準備いただくとともに、「相続請求書」等の書類に必要事項をご記入いただきます。

※ 必要書類は、相続の内容により異なりますので、貯金事務センターからの案内に基づき準備してください。(お預かりした戸籍謄本及び被相続人様名義の通帳等は、相続手続終了後、貯金事務センターからお返しします。)
 ※ ご準備いただく書類や記入方法についてご不明な点は、電話により貯金事務センターにお問い合わせください。
 ※ やむを得ないご事情により、相続人様全員の記名・押印がいただけない場合は、法定相続分のみのお支払いが可能となる場合がございますので、電話により貯金事務センターにお問い合わせください。

④ ゆうちょ銀行又は郵便局への書類提出(相続のご請求)

- ・ 原則として、最初に相続のお申出をいただいた店舗にご提出ください。
- ・ 代表相続人様がお来店ください。(代理の方の場合は、委任状が必要となります。)
- ・ お来店の際は、ご本人様であることが確認できる資料(運転免許証、健康保険証など)をお持ちください。(代理の方の場合は、代表相続人様と代理人様の資料が必要となります。)

※ 書類と引き換えに預り証をお渡しいたします。手続きが完了するまで必ず保管してください。

⑤ 払戻しに係る払戻証書等・名義書換え済みの通帳等のお受取り

- ・ 貯金事務センターから、代表相続人様あてに払戻証書等(払戻しをされる場合)又は名義書換え済みの通帳等(名義書換えの場合)を簡易書留郵便にてお送りします。
- ・ 払戻証書等は、お近くのゆうちょ銀行又は郵便局にお持ちになり、払戻金をお受け取りください。

※ お来店の際は、ご本人様であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人様であることが確認できる資料をお持ちください。(代理の方の場合は、委任状及び代理人様の資料が必要となります。)

※ 払戻証書等は、ゆうちょ銀行又は郵便局のみで現金化できるものです(他の金融機関では現金化不可)。小切手による受け取りをご希望される場合は、いったん、名義書換えをご請求ください。

※ 名義変更に伴い、通常貯金口座に付随するサービス(自動払込み等)のお取扱いは廃止させていただきます。

《お手続きの所要日数について》

- 相続のご請求からお手続きの完了まで(上記④～⑤まで)は、1週間～2週間程度を目安としてください。
- ご提出いただいた書類に不備がある場合、法定相続分等の分割払戻しの場合や処理が混み合っている場合には、1か月程度かかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 各種提出書類は、原本をご持参ください。確認させていただいたあと(必要な場合にはコピーをさせていただきます)からお返しいたします。

※ 被相続人様が投資信託をご利用されていた場合、貯金等の相続手続の前に、投資信託の相続手続が必要となります。なお、投資信託の相続手続については、ゆうちょ銀行本支店または投資信託を取り扱う郵便局へお問合せください。

2. 相続確認表 (記入要領・相続人関係図・相続貯金等記入票)

<Webサイト用>

相続確認表(ご記入要領)

- ◎ この『相続確認表』は、貯金等の相続手続のため、被相続人様(亡くなられた方)を中心としたすべての相続人様の関係をご記入いただくものです。
- ◎ 下記の記入要領にしたがい、ご記入ください。(書き損じの際は、二重線で抹消の上、訂正してください(訂正印は不要です))。
- ※ 後日、戸籍謄本等により、内容に誤りがないことを確認させていただきますが、手続をスムーズに進めるため、正確にご記入ください。

1 1枚目(1/2)の用紙の記入要領

A 「遺言書などの有無の確認」欄	○ 今回の相続に際して、相続人間の紛議の有無、遺産分割協議書または遺言書の有無をレ印でチェックしてください。
B 「被相続人」欄	○ 被相続人(亡くなられた方)のおところ(※)・お名前・生年月日・死亡年月日をご記入ください。 ※ 被相続人様がお亡くなりになった時点におけるご住所をご記入ください。
C 「代表相続人」欄	○ 代表相続人のおところ・お名前・ご連絡先等をご記入ください。 ※ 代表相続人とは、貯金等の相続手続を行っていただく方で、相続対象の貯金等については、この代表相続人の方に払戻しをしていただくか、通帳等の名義を代表相続人の名義に書き換えていただくこととなります。
D 「配偶者」欄	○ 被相続人の配偶者(夫または妻)のお名前をご記入ください。 ○ 被相続人の配偶者は、常に相続人となります。
E 「第1順位」欄	○ 被相続人のお子様のお名前をご記入ください。(養子や認知したお子様も含まれます) 第1順位の相続人がいらっしゃる場合、「第2順位」欄および「第3順位」欄への記入は不要です。
F 「代襲相続」欄	○ 第1順位の相続人であるお子様がすでにお亡くなり、その方にお子様(お孫様)がいらっしゃる場合は、お孫様が相続人(代襲相続人)となりますので、お孫様のお名前をご記入ください。
G 「第2順位」欄	○ 被相続人の父母のお名前をご記入ください。第2順位の相続人がいらっしゃる場合、「第3順位」欄への記入は不要です。 ○ 第1順位である相続人(お子様)がいらっしゃらない場合は、第2順位である相続人(父母)が相続人となります。

※1 ご記入いただいた相続人等が亡くなられている場合、相続人等氏名記入欄の傍らの(. . .)内に、死亡年月日(年のみでも可)をご記入ください。

※2 相続人が次に該当する場合は、各氏名記入欄の該当項目を○印で囲んでください。

・ 未成年の方 ・ 亡くなられている方 ・ 海外居住の方

なお、相続を放棄された方(裁判所に相続放棄の申請をされた方)がいる場合は、()内に「相続放棄」、行方不明でご連絡が一切取れない方がいる場合は「行方不明」、養子や認知された方がいる場合は「養子」又は「認知」のようにご記入ください。

2 2枚目(2/2)の用紙の記入要領

(H)	「祖父母」欄	○ 第2順位の相続人である父母がすでにお亡くなりで祖父母がいらっしゃる場合は、祖父母が相続人となりますので、祖父母のお名前をご記入ください。
(I)	「第3順位」欄	○ 被相続人の兄弟姉妹のお名前をご記入ください。 ○ 第1順位(お子様)、第2順位(父母)である相続人がいらっしゃらない場合は、第3順位である相続人(兄弟姉妹)が相続人となります。
(J)	「代襲相続」欄	○ 第3順位の相続人である兄弟姉妹がすでにお亡くなりで、その方にお子様(甥姪)がいらっしゃる場合は、甥姪が相続人(代襲相続人)となりますので、甥姪のお名前をご記入ください。
(K)	「ご来局されたお客さま」欄	○ ご来局いただきましたお客さまのおところ・お名前・ご連絡先等をご記入ください。 ※ 「代表相続人」欄の方と同一人である場合は、記入不要です。
(L)	「遺言執行者」欄	○ 遺言執行者が指定されている場合は遺言執行者様のおところ、お名前、ご連絡先等をご記入ください。

3 3枚目(『相続貯金等記入票』)の様式の記入要領

この用紙には、相続の対象となる貯金等(被相続人名義の貯金等)の通帳等の記号番号および相続に当たってのお取扱い内容をご記入ください。

※ 3枚目の記入は、貯金・国債・振替口座等の場合に限ります

(M)	欄	○ 貯金等の種類を、「通常貯金」「担保貯金」「担保定期貯金」「定期貯金」「積立貯金」「国債」「振替口座」のようにご記入ください。
(N)	欄	○ 通帳等の記号番号をご記入ください。 ○ 「担保定期貯金」「定期貯金」については、証書番号をご記入ください。
(O)	欄	○ 通帳又は貯金証書等がお手元にあるかどうか(紛失されていないかどうか)を○印で囲んでください。
(P)	欄	○ ご希望のお取扱い内容を○印で囲んでください。 ※1 通常貯金通帳は、お一人様一冊しかお持ちいただけませんので、代表相続人様が他に通帳をお持ちでない場合に限り、名義書換えを行うことができます。 ※2 貯金のご利用限度額は、お一人様1,000万円となっておりますので、代表相続人様と被相続人様の貯金の合計金額が、1,000万円以下となるように名義書換えをお願いします。 ※3 国債は、名義書換えのみのお取扱いとなります。

相続確認表(ご相続人さま関係図) 1/2

■ この用紙は、各種相続手続のため、被相続人さま(お亡くなりになられた方)とご相続人さまのご関係をご記入いただくものです。
 ※書き損じの際は、二重線で抹消の上、訂正してください。(訂正印は不要です)

第1順位

父	年 月 日	明 大 昭 平	死亡 海外居住
母	年 月 日	明 大 昭 平	死亡 海外居住

第2順位

子	年 月 日	明 大 昭 平	死亡 海外居住
子	年 月 日	明 大 昭 平	死亡 海外居住

【「相続確認表 関係図」の記入例】

①お亡くなりの方の場合 ②その他の場合(ご記入ください)

子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住

・行方不明
・相続放棄
・養子
・認知 等

遺言書などの有無の確認

(1) 相続人間の紛議	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(2) 遺産分割協議書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
(3) 被相続人の遺言書	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし

遺言執行者が指定されている場合は、2枚目の「遺言執行者」欄にご記入ください。

被相続人 (お亡くなりになられた方)

おとこ : 〒 _____

フリガナ _____

お名前 : _____

生年月日 : (明 大 昭 平 年 月 日)

死亡年月日 : (平成 _____ 年 月 日)

配偶者

年 月 日	明 大 昭 平	死亡 海外居住
-------	---------	------------

第1順位

子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
子	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住

第2順位

孫	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
孫	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
孫	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
孫	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住
孫	年 月 日	明 大 昭 平	未成年 死亡 海外居住

お子さまがお亡くなりの方は、「孫欄」に氏名等をご記入のうえ、関係する「子欄」と実線で結んでください。

代表相続人

おとこ : 〒 _____

フリガナ _____

お名前 : _____

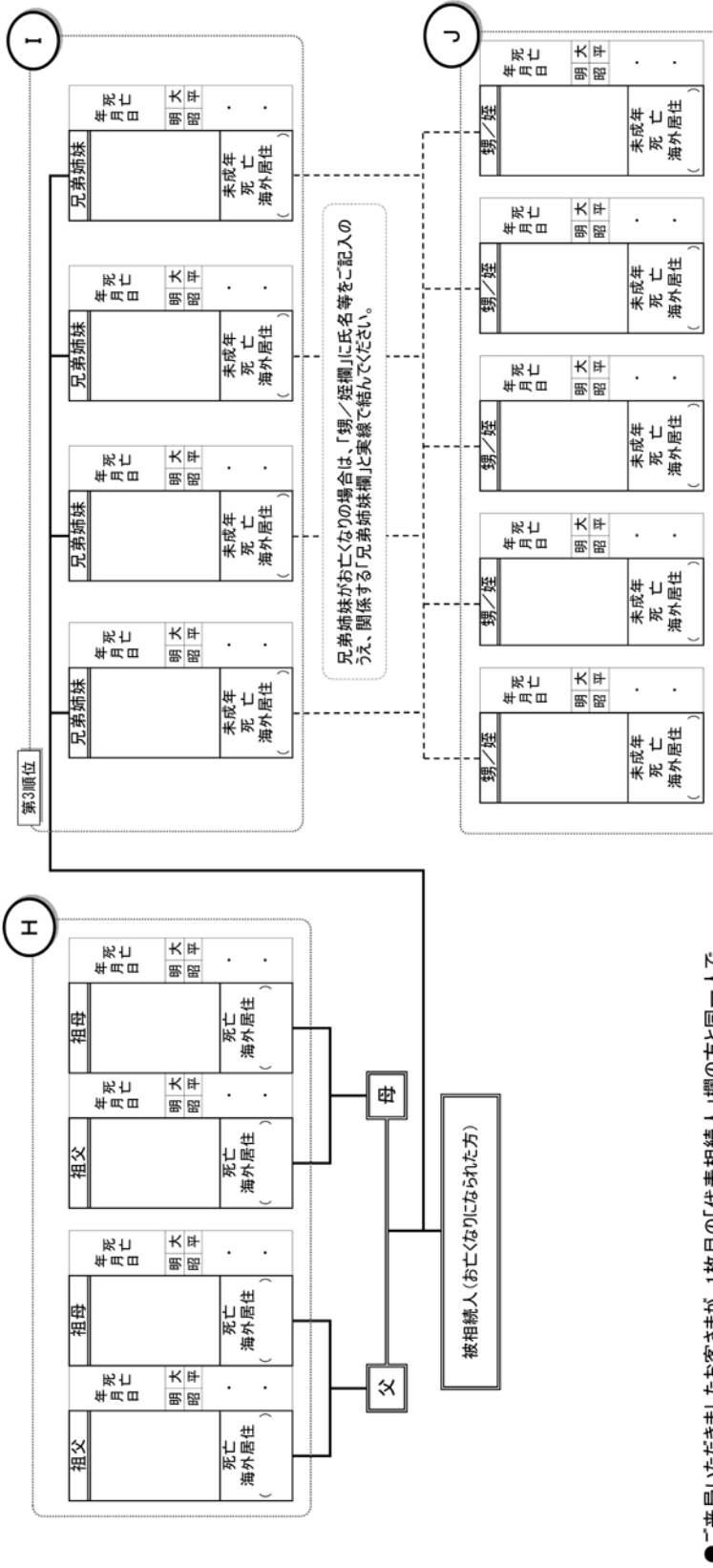
ご連絡先
電話番号 : (_____) 自宅・携帯・勤務先 _____ 時ごろ

電話連絡をさせていただいた場合のご都合のよい時間帯 : 午前・午後 _____ 時ごろ

※内容確認のために電話連絡をさせていただく場合があります。
平日(月～金)の午前9時から午後5時までの間にご指定ください。

ご来局されたお客さまが代表相続人さまと同一人でない場合は、2枚目の「ご来局されたお客さま」欄にご記入をお願いします。

相続確認表（ご相続人さま関係図） 2/2



●ご来局いただきましたお客さまが、1枚目の「代表相続人」欄の方と同一人でない場合は、お名前・ご連絡先などをご記入ください。

K

お名前： 〒 _____

フリガナ _____

お名前： _____

ご連絡先電話番号： (_____) 自宅・携帯・勤務先 _____

電話連絡をさせていただく場合のよい時間帯： 午前・午後 _____ 時 _____ 分

※内容確認のために電話連絡をさせていただく場合があります。平日（月～金）の午前9時から午後5時までの間でご指定ください。

L

お名前： 〒 _____

フリガナ _____

お名前： _____

ご連絡先電話番号： (_____) 自宅・携帯・勤務先 _____

遺言執行者

お名前： 〒 _____

フリガナ _____

お名前： _____

ご連絡先電話番号： (_____) 自宅・携帯・勤務先 _____

●1枚目の「遺言書」などの有無の確認「欄」について、遺言執行者が指定されている場合は、お名前・ご連絡先などをご記入ください。

同一人チェック欄 右記に該当する方と同一人の場合は、チェック欄にレ点チェックを付けてください。なければ、以下の記載は不要です

代表相続人さまと同一人

ご来局されたお客さまと同一人

相続確認表(相続貯金等記入票) ※3枚目の記入は、貯金・国債・振替口座等の場合に限ります

◎ この用紙には、相続の対象となる貯金等(被相続人名義の貯金等)の通帳等の記号番号及び相続にあたってのお取扱内容をもれなくご記入ください。
 ※ 本枠内についてご記入ください。
 ※ 振替口座には、通帳又は証書はございません。
 ※ 国債は、名義書換えのみのお取扱となります。 ※ 小切手でのお受け取りをご希望される場合は、名義書換えを指定してください。

注 (M) 欄の貯金種類が「通帳式の定額・定期貯金」の場合にご記入ください。(記入例①:01～05、記入例②:01)

貯金等の種類 (M)	通帳等の記号番号 (N)	通帳又は証書の有無 (O)	相続にあたってのお取扱内容 (P)	※ お客さまのご記入は不要です	
				取扱店使用欄 支払停止の済否	貯金事務センター使用欄 税区分
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税
	—	あり・なし(紛失)	払戻し・名義書換	済・否()	非課税・過去非課税

特記事項 葬儀
 取扱店使用欄

(取扱店→受持貯金事務センター) 【2013.4】

ゆうちょ銀行ウェブサイト (http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tetuzuki/sozok/pdf/souzokukakunin_siharaiteisi.pdf) より転載 (平成25年12月現在)。

Ⅶ その他

1. 官公署一覧

平成26年1月現在

東京都区市町村役場

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
東京都	163-8001	新宿区西新宿 2-8-1	03-5321-1111
千代田区	102-8688	千代田区九段南 1-2-1	03-3264-2111
中央区	104-8404	中央区築地 1-1-1	03-3543-0211
港区	105-8511	港区芝公園 1-5-25	03-3578-2111
新宿区	160-8484	新宿区歌舞伎町 1-4-1	03-3209-1111
文京区	112-8555	文京区春日 1-16-21	03-3812-7111
台東区	110-8615	台東区東上野 4-5-6	03-5246-1111
墨田区	130-8640	墨田区吾妻橋 1-23-20	03-5608-1111
江東区	135-8383	江東区東陽 4-11-28	03-3647-9111
品川区	140-8715	品川区広町 2-1-36	03-3777-1111
目黒区	153-8573	目黒区上目黒 2-19-15	03-3715-1111
大田区	144-8621	大田区蒲田 5-13-14	03-5744-1111
世田谷区	154-8504	世田谷区世田谷 4-21-27	03-5432-1111
渋谷区	150-8010	渋谷区宇田川町 1-1	03-3463-1211
中野区	164-8501	中野区中野 4-8-1	03-3389-1111
杉並区	166-8570	杉並区阿佐谷南 1-15-1	03-3312-2111
豊島区	170-8422	豊島区東池袋 1-18-1	03-3981-1111
北区	114-8508	北区王子本町 1-15-22	03-3908-1111
荒川区	116-8501	荒川区荒川 2-2-3	03-3802-3111
板橋区	173-8501	板橋区板橋 2-66-1	03-3964-1111
練馬区	176-8501	練馬区豊玉北 6-12-1	03-3993-1111
足立区	120-8510	足立区中央本町 1-17-1	03-3880-5111
葛飾区	124-8555	葛飾区立石 5-13-1	03-3695-1111
江戸川区	132-8501	江戸川区中央 1-4-1	03-3652-1151
八王子市	192-8501	八王子市元本郷町 3-24-1	042-626-3111
立川市	190-8666	立川市泉町 1156-9	042-523-2111
武蔵野市	180-8777	武蔵野市緑町 2-2-28	0422-51-5131
三鷹市	181-8555	三鷹市野崎 1-1-1	0422-45-1151
青梅市	198-8701	青梅市東青梅 1-11-1	0428-22-1111
府中市	183-8703	府中市宮西町 2-24	042-364-4111
昭島市	196-8511	昭島市田中町 1-17-1	042-544-5111
調布市	182-8511	調布市小島町 2-35-1	042-481-7111
町田市	194-8520	町田市森野 2-2-22	042-722-3111
小金井市	184-8504	小金井市本町 6-6-3	042-383-1111
小平市	187-8701	小平市小川町 2-1333	042-341-1211
日野市	191-8686	日野市神明 1-12-1	042-585-1111
東村山市	189-8501	東村山市本町 1-2-3	042-393-5111
国分寺市	185-8501	国分寺市戸倉 1-6-1	042-325-0111
国立市	186-8501	国立市富士見台 2-47-1	042-576-2111

Ⅶ その他

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
福生市	197-8501	福生市本町 5	042-551-1511
狛江市	201-8585	狛江市和泉本町 1-1-5	03-3430-1111
東大和市	207-8585	東大和市中央 3-930	042-563-2111
清瀬市	204-8511	清瀬市中里 5-842	042-492-5111
東久留米市	203-8555	東久留米市本町 3-3-1	042-470-7777
武蔵村山市	208-8501	武蔵村山市本町 1-1-1	042-565-1111
多摩市	206-8666	多摩市関戸 6-12-1	042-375-8111
稲城市	206-8601	稲城市東長沼 2111	042-378-2111
羽村市	205-8601	羽村市緑ヶ丘 5-2-1	042-555-1111
あきる野市	197-0814	あきる野市二宮 350	042-558-1111
西東京市（田無庁舎）	188-8666	西東京市南町 5-6-13	042-464-1311
西東京市（保谷庁舎）	202-8555	西東京市中町 1-5-1	042-464-1311
瑞穂町	190-1292	西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335	042-557-0501
日の出町	190-0192	西多摩郡日の出町大字平井 2780	042-597-0511
檜原村	190-0212	西多摩郡檜原村 467-1	042-598-1011
奥多摩町	198-0212	西多摩郡奥多摩町水川 215-6	0428-83-2111
大島町	100-0101	大島町元町 1-1-14	04992-2-1441
利島村	100-0301	利島村 248	04992-9-0011
新島村	100-0402	新島村本村 1-1-1	04992-5-0240
神津島村	100-0601	神津島村 904	04992-8-0011
三宅村（臨時庁舎）	100-1212	三宅島三宅村阿古 497	04994-5-0981
御蔵島村	100-1301	御蔵島村字入りかねが沢	04994-8-2121
八丈町	100-1498	八丈島八丈町大賀郷 2551-2	04996-2-1121
青ヶ島村	100-1701	青ヶ島村無番地	04996-9-0111
小笠原村	100-2101	小笠原村父島字西町	04998-2-3111

裁判所

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
最高裁判所	102-8651	千代田区隼町 4-2	03-3264-8111
東京高等裁判所	100-8933	千代田区霞が関 1-1-4	03-3581-5411
知的財産高等裁判所	100-8933	千代田区霞が関 1-1-4	03-3581-1710
東京地方裁判所	100-8920	千代田区霞が関 1-1-4	03-3581-5411
立川支部	190-8571	立川市緑町 10-4	042-845-0365
東京家庭裁判所	100-0013	千代田区霞が関 1-1-2	03-3502-8311
立川支部	190-8589	立川市緑町 10-4	042-845-0365
東京簡易裁判所	100-8971	千代田区霞が関 1-1-2	03-3581-5411
墨田庁舎	130-8637	墨田区錦糸 4-16-7	03-5819-0267
横浜家庭裁判所	231-8585	横浜市中区寿町 1-2	045-345-3505
さいたま家庭裁判所	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-16-45	048-863-8761
千葉家庭裁判所	260-0013	千葉市中央区中央 4-11-27	043-222-0165
前橋家庭裁判所	371-8531	前橋市大手町 3-1-34	027-231-4275
宇都宮家庭裁判所	320-8505	宇都宮市小幡 1-1-38	028-621-2111
水戸家庭裁判所	310-0062	水戸市大町 1-1-38	029-224-8513

国・省庁・国会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
人事院	100-8913	千代田区霞が関 1-2-3	03-3581-5311
内閣府	100-8914	千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111
総務省	100-8926	千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111
法務省	100-8977	千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111
外務省	100-8919	千代田区霞が関 2-2-1	03-3580-3311
財務省	100-8940	千代田区霞が関 3-1-1	03-3581-4111
文部科学省	100-8959	千代田区丸の内 2-5-1	03-5253-4111
厚生労働省	100-8916	千代田区霞が関 1-2-2	03-5253-1111
農林水産省	100-8950	千代田区霞が関 1-2-1	03-3502-8111
経済産業省	100-8901	千代田区霞が関 1-3-1	03-3501-1511
国土交通省	100-8918	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111
環境省	100-8975	千代田区霞が関 1-2-2	03-3581-3351
防衛省	162-8801	新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111
会計検査院	100-8941	千代田区霞が関 3-2-2	03-3581-3251
衆議院	100-0014	千代田区永田町 1-7-1	03-3581-5111
参議院	100-8961	千代田区永田町 1-7-1	03-3581-3111

法務局

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
東京法務局	102-8225	千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5213-1234
さいたま地方法務局	338-8513	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第 2 法務総合庁舎	048-851-1000
水戸地方法務局	310-0011	水戸市三の丸 1-1-42 駿優教育会館	029-227-9911
前橋地方法務局	371-8535	前橋市大手町 2-10-5	027-221-4466
甲府地方法務局	400-8520	甲府市丸の内 1 - 1 - 18 甲府合同庁舎	055-252-7151
横浜地方法務局	231-8411	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-641-7461
千葉地方法務局	260-8518	千葉市中央区中央港 1-11-3	043-302-1311
宇都宮地方法務局	320-8515	宇都宮市小幡 2-1-11	028-623-6333
静岡地方法務局	420-8650	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	054-254-3555
長野地方法務局	380-0846	長野市旭町 1108	026-235-6611

東京法務局			
不動産登記に関するお問い合わせ			
・地番の照会, 証明書の発行関係	03-5213-1370	・申請関係	03-5213-1330
法人登記に関するお問い合わせ			
・証明書の発行関係	03-5213-1371	・申請関係	03-5213-1337
戸籍事務に関するお問い合わせ	03-5213-1344		
国籍事務に関するお問い合わせ	03-5213-1347		
供託事務に関するお問い合わせ	03-5213-1353		
成年後見登記に関するお問い合わせ	03-5213-1360		
地番の紹介などを除く, 登記に関する「一般的なご相談」 03-5913-2525			
後見登録課 〒 102-8226 千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 4 階 03-5213-1360			

Ⅶ その他

東京法務局 出張所			
名称	郵便番号	所在地	代表電話番号
板橋	173-0004	板橋区板橋 1-44-6	03-3964-5385
江戸川	132-8585	江戸川区中央 1-16-2	03-3654-4156
北	114-8531	北区王子 6-2-66	03-3912-2608
品川	140-8717	品川区広町 2-1-36 品川区総合庁舎	03-3774-3446
渋谷	150-8301	渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎	03-3463-7671
城南	146-8554	大田区鷺の木 2-9-15	03-3750-6651
城北	124-8502	葛飾区小菅 4-20-24	03-3603-4305
杉並	167-0035	杉並区今川 2-1-3	03-3395-0255
新宿	169-0074	新宿区北新宿 1-8-22	03-3363-7385
墨田	130-0024	墨田区菊川 1-17-13	03-3631-1408
世田谷	154-0023	世田谷区若林 4-31-18	03-5481-7519
台東	110-8561	台東区台東 1-26-2	03-3831-0625
立川	190-8524	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 6 階	042-524-2716
田無	188-0011	西東京市田無町 4-16-24	042-461-1130
多摩	206-0033	多摩市落合 1-15-1	042-337-0505
豊島	171-8507	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎	03-3971-1616
中野	165-8588	中野区野方 1-34-1	03-3389-3379
練馬	179-8501	練馬区春日町 5-35-33	03-5971-3681
町田	194-0022	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎	042-722-2414
港	106-8654	港区東麻布 2-11-11	03-3586-2181
東京法務局 支局			
西多摩	197-0004	福生市南田園 3-61-3	042-551-0360
府中	183-0052	府中市新町 2-44	042-335-4753
八王子	192-0364	八王子市南大沢 2-27 フレスコ南大沢	042-670-6240

公証役場

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
霞ヶ関	100-0011	千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル地下 1 階	03-3502-0745	03-3502-3840
日本橋	103-0026	中央区日本橋兜町 1-10 日証館ビル 1 階	03-3666-3089	03-3666-3573
渋谷	150-0041	渋谷区神南 1-21-1 日本生命渋谷ビル 8 階	03-3464-1717	03-3464-2799
神田	101-0044	千代田区鍛冶町 1-9-4 K Y Y ビル 3 階	03-3256-4758	03-3256-1200
池袋	170-6008	豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 8 階	03-3971-6411	03-3984-2740
大森	143-0016	大田区大森北 1-17-2 大森センタービル 2 階	03-3763-2763	03-3763-4500
新宿	160-0023	新宿区西新宿 7-4-3 升本ビル 5 階	03-3365-1786	03-3365-3835
文京	112-0003	文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター 8 階	03-3812-0438	03-3812-0413
上野	110-0015	台東区東上野 1-7-2 富田ビル 4 階	03-3831-3022	03-3831-3025
浅草	111-0034	台東区雷門 2-4-8 あいおいニッセイ同和損保浅草ビル 2 階	03-3844-0906	03-3845-2523
丸の内	100-0005	千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 2 階 235 区	03-3211-2645	03-3211-2647
京橋	104-0031	中央区京橋 1-1-10 西勘本店ビル 6 階	03-3271-4677	03-3271-3606
銀座	104-0061	中央区銀座 2-2-6 第 2 D K ビル 5 階	03-3561-1051	03-3561-1053
新橋	105-0004	港区新橋 1-18-1 航空会館 6 階	03-3591-4845	03-3591-5590
芝	105-0003	港区西新橋 3-19-14 東京建硝ビル 5 階	03-3434-7986	03-3434-7987
麻布	106-0045	港区麻布十番 1-4-5 深尾ビル 5 階	03-3585-0907	03-3585-0908

名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX 番号
目黒	141-0021	品川区上大崎 2-17-5 デルダンビル 5 階	03-3494-8040	03-3494-8041
五反田	141-0022	品川区東五反田 5-27-6 第一五反田ビル 3 階	03-3445-0021	03-3445-1136
世田谷	154-0024	世田谷区三軒茶屋 2-15-8 ファッションビル 4 階	03-3422-6631	03-3487-5925
蒲田	144-0051	大田区西蒲田 7-5-13 森ビル 2 階	03-3738-3329	03-3730-5052
王子	114-0002	北区王子 1-14-1 山本屋ビル 3 階	03-3911-6596	03-3911-6594
赤羽	115-0044	北区赤羽南 1-4-8 赤羽南商業ビル 6 階	03-3902-2339	03-3902-2420
小岩	133-0057	江戸川区西小岩 3-31-14 ジブラルタ生命小岩ビル 5 階	03-3659-3446	03-3671-0486
葛飾	124-0012	葛飾区立石 4-25-9	03-3693-4103	03-3693-4430
錦糸町	130-0022	墨田区江東橋 3-9-7 国宝ビル 5 階	03-3631-8490	03-3635-1540
向島	131-0032	墨田区東向島 6-1-3 小島ビル 2 階	03-3612-5624	03-3612-2890
千住	120-0034	足立区千住 2-54 須川ビル 5 階	03-3882-1177	03-3882-1178
練馬	176-0012	練馬区豊玉北 5-17-12 練馬駅前ビル 3 階	03-3991-4871	03-3993-3428
中野	164-0001	中野区中野 5-65-3 A-01 ビル 7 階	03-5318-2255	03-5318-2266
杉並	167-0032	東京都杉並区天沼 3-3-3 澁澤荻窪ビルディング 4 階	03-3391-7100	03-3391-7103
板橋	173-0004	板橋区板橋 2-67-8 板橋中央ビル 9 階	03-3961-1166	03-3962-2810
麴町	102-0083	千代田区麴町 5-2-1 K-WING ビル 5 階	03-3265-6958	03-3265-6959
浜松町	105-0012	港区芝大門 1-4-14 芝栄太楼ビル 7 階	03-3433-1901	03-3435-0075
八重洲	103-0028	中央区八重洲 1-7-20 八重洲口会館 6 階	03-3271-1833	03-3275-3595
大塚	170-0005	豊島区南大塚 2-45-9 ヤマナカヤビル 4 階	03-6913-6208	03-6913-6237
赤坂	107-0052	港区赤坂 3-9-1 八洲貿易ビル 3 階	03-3583-3290	03-3584-4987
高田馬場	169-0075	新宿区高田馬場 3-3-3 N I A ビル 5 階	03-5332-3309	03-3362-3370
昭和通り	104-0061	中央区銀座 4-10-6 銀料ビル 2 階	03-3545-9045	03-3545-9080
新宿御苑前	160-0022	新宿区新宿 2-9-23 SVAX 新宿 B 館 3 階	03-3226-6690	03-3226-6692
武蔵野	180-0004	武蔵野市吉祥寺本町 2-5-11 松栄ビル 4 階	0422-22-6606	0422-22-7210
立川	190-0023	立川市柴崎町 3-9-21 エルフレア立川ビル 2 階	042-524-1279	042-522-2402
八王子	192-0082	八王子市東町 7-6 ダヴィンチ八王子 2 階	042-631-4246	042-631-4247
町田	194-0021	町田市市中町 1-5-3	042-722-4695	042-722-5693
府中	183-0056	府中市寿町 1-1-3 三ツ木寿町ビル 2 階	042-369-6951	042-362-9075
多摩	206-0033	多摩市落合 1-7-12 ライティングビル 1 階	042-338-8605	042-338-8659

年金事務所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
足立	120-8580	足立区綾瀬 2-17-9	03-3604-0111
荒川	116-8904	荒川区東尾久 5-11-6	03-3800-9151
池袋	171-8567	豊島区南池袋 2-17-2	03-3988-6011
板橋	173-8608	板橋区板橋 1-47-4	03-3962-1481
上野	110-8660	台東区池之端 1-2-18 MG 池之端ビル	03-3824-2511
江戸川	132-8502	江戸川区中央 3-4-24	03-3652-5106
青梅	198-8525	青梅市新町 3-3-1 宇源ビル 3・4 階	0428-30-3410
大田	144-8530	大田区蒲田 4-25-2	03-3733-4141
葛飾	124-8512	葛飾区立石 3-7-3	03-3695-2181
北	114-8567	北区上十条 1-1-10	03-3905-1011
江東	136-8525	江東区亀戸 5-16-9	03-3683-1231
品川	141-8572	品川区大崎 5-1-5 高德ビル 2 階	03-3494-7831

VII その他

名称	郵便番号	所在地	電話番号
渋谷	150-8334	渋谷区神南 1-12-1	03-3462-1241
新宿	169-8601	新宿区大久保 2-12-1 4・5階	03-5285-8611
杉並	166-8550	杉並区高円寺南 2-54-9	03-3312-1511
墨田	130-8586	墨田区立川 3-8-12	03-3631-3111
世田谷	154-8555	世田谷区世田谷 1-30-12	03-3429-0111
立川	190-8580	立川市錦町 2-12-10	042-523-0352
千代田	102-8337	千代田区三番町 22	03-3265-4381
中央	104-8175	中央区銀座 7-13-8 第2丸高ビル 1・2階	03-3543-1411
中野	164-8656	中野区中野 2-4-25	03-3380-6111
練馬	177-8510	練馬区石神井町 4-27-37	03-3904-5491
八王子	192-8506	八王子市南新町 4-1	042-626-3511
府中	183-8505	府中市府中町 2-12-2	042-361-1011
文京	112-8617	文京区千石 1-6-15	03-3945-1141
港	105-8513	港区浜松町 1-10-14 住友東新橋ビル 3号館 1～3階	03-5401-3211
武蔵野	180-8621	武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18	0422-56-1411
目黒	153-8905	目黒区上目黒 1-12-4	03-3770-6421

税務署

名称	郵便番号	所在地	電話番号
浅草	111-8602	台東区蔵前 2-8-12	03-3862-7111
麻布	106-8630	港区西麻布 3-3-5	03-3403-0591
足立	120-8520	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎	03-3870-8911
荒川	116-8588	荒川区西日暮里 6-7-2	03-3893-0151
板橋	173-8530	板橋区大山東町 35-1	03-3962-4151
江戸川北	132-8668	江戸川区平井 1-16-11	03-3683-4281
江戸川南	134-8567	江戸川区清新町 2-3-13	03-5658-9311
荏原	142-8540	品川区中延 1-1-5	03-3783-5371
王子	114-8560	北区王子 3-22-15	03-3913-6211
青梅	198-8530	青梅市東青梅 4-13-4	0428-22-3185
大森	143-8565	大田区中央 7-4-18	03-3755-2111
荻窪	167-8506	杉並区天沼 3-19-14	03-3392-1111
葛飾	124-8560	葛飾区立石 8-31-6	03-3691-0941
蒲田	144-8556	大田区蒲田本町 2-1-22	03-3732-5151
神田	101-8464	千代田区神田錦町 3-3	03-3294-4811
北沢	156-8555	世田谷区松原 6-13-10	03-3322-3271
京橋	104-8557	中央区新富 2-6-1	03-3552-1151
小石川	112-8558	文京区春日 1-4-5	03-3811-1141
麴町	102-8311	千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	03-3221-6011
江東西	135-8311	江東区猿江 2-16-12	03-3633-6211
江東東	136-8505	江東区亀戸 2-17-8	03-3685-6311
品川	108-8622	港区高輪 3-13-22	03-3443-4171
芝	108-8401	港区芝 5-8-1	03-3455-0551
渋谷	150-8333	渋谷区宇田川町 1-10 渋谷地方合同庁舎	03-3463-9181
新宿	169-8561	新宿区北新宿 1-19-3	03-3362-7151

名称	郵便番号	所在地	電話番号
杉並	166-8501	杉並区成田東 4-15-8	03-3313-1131
世田谷	158-8561	世田谷区用賀 4-10-1 世田谷ビジネススクエアタワー 20階	03-6758-6900
立川	190-8565	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎	042-523-1181
玉川	158-8601	世田谷区玉川 2-1-7	03-3700-4131
東京上野	110-8607	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎	03-3821-9001
豊島	171-8521	豊島区西池袋 3-33-22	03-3984-2171
中野	164-8566	中野区中野 4-9-15	03-3387-8111
西新井	123-8501	足立区栗原 3-10-16	03-3840-1111
日本橋	103-8551	中央区日本橋堀留町 2-6-9	03-3663-8451
練馬西	178-8624	練馬区東大泉 7-31-35	03-3867-9711
練馬東	176-8503	練馬区栄町 23-7	03-3993-3111
八王子	192-0994	八王子市子安町 4-4-9	042-622-6291
東村山	189-8555	東村山市本町 1-20-22	042-394-6811
日野	191-8520	日野市万願寺 6-36-2	042-585-5661
本郷	113-8459	文京区西片 2-16-27	03-3811-3171
本所	130-8686	墨田区業平 1-7-2	03-3623-5171
町田	194-8567	町田市中町 3-3-6	042-728-7211
向島	131-8509	墨田区東向島 2-7-14	03-3614-5231
武蔵野	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町 3-27-1	0422-53-1311
武蔵府中	183-8548	府中市本町 4-2	042-362-4711
目黒	153-8633	目黒区中目黒 5-27-16	03-3711-6251
雪谷	145-8506	大田区雪谷大塚町 4-12	03-3726-4521
四谷	160-8530	新宿区三栄町 24	03-3359-4451

都税事務所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
千代田	101-8520	千代田区内神田 2-1-12	03-3252-7141
中央	104-8558	中央区新富 2-6-1	03-3553-2151
港	106-8560	港区麻布台 3-5-6	03-5549-3800
新宿	160-8304	新宿区西新宿 7-5-8	03-3369-7151
文京	112-8550	文京区春日 1-16-21	03-3812-3241
台東	111-8606	台東区雷門 1-6-1	03-3841-1271
墨田	130-8608	墨田区業平 1-7-4	03-3625-5061
江東	136-8533	江東区大島 3-1-3	03-3637-7121
品川	140-8716	品川区広町 2-1-36 品川区総合庁舎内	03-3774-6666
目黒	153-8937	目黒区上目黒 2-19-15 目黒区総合庁舎内	03-3715-1111
大田	144-8511	大田区西蒲田 7-11-1	03-3733-2411
世田谷	158-8622	世田谷区玉川 1-20-21 (飯庁舎)	03-3708-7020
渋谷	150-8306	渋谷区宇田川町 1-1 渋谷区総合庁舎内	03-3463-4311
中野	164-0001	中野区中野 4-6-15	03-3386-1111
杉並	166-8502	杉並区成田東 5-39-11	03-3393-1171
豊島	171-8506	豊島区西池袋 1-17-1 東京都豊島合同庁舎内	03-3981-1211
北	114-8517	北区中十条 1-7-8	03-3908-1171
荒川	116-8586	荒川区西日暮里 2-25-1	03-3802-8111
板橋	173-8510	板橋区大山東町 44-8	03-3963-2111

Ⅶ その他

名称	郵便番号	所在地	電話番号
練馬	176-8511	練馬区豊玉北 6-13-10	03-3993-2261
足立	120-8508	足立区千住 1-30-8	03-3882-2111
葛飾	124-8520	葛飾区立石 5-13-1 葛飾区総合庁舎内	03-3697-7511
江戸川	132-8551	江戸川区中央 4-24-19	03-3654-2151
八王子	192-8611	八王子市明神町 3-19-2 東京都八王子合同庁舎内	042-644-1111
立川	190-0022	立川市錦町 4-6-3 東京都立川合同庁舎内	042-523-3171

都税支所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
青梅	198-0036	青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎内	0428-22-1152
町田	194-8540	町田市中町 1-31-12	042-728-5111
府中	183-8549	府中市寿町 3-4-6	042-364-2288
小平	187-8533	小平市花小金井 1-6-20 東京都小平合同庁舎内	042-464-0070

自動車税事務所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
都税総合事務センター	171-8517	豊島区西池袋 1-17-1	03-3525-4066
品川	140-0011	品川区東大井 1-12-18	03-3471-6670
練馬	179-0081	練馬区北町 2-8-6	03-3932-7321
足立	121-0062	足立区南花畑 5-12-1	03-3883-2543
多摩	186-0001	国立市北 3-30	042-522-8271
八王子	192-0011	八王子市滝山町 1-270-5	042-691-6351

関東運輸局

名称	郵便番号	所在地	登録手続案内電話番号
関東運輸局	231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	045 (211) 7204
東京運輸支局	140-0011	品川区東大井 1-12-17	050 (5540) 2030
足立自動車検査登録事務所	121-0062	足立区南花畑 5-12-1	050 (5540) 2031
練馬自動車検査登録事務所	179-0081	練馬区北町 2-8-6	050 (5540) 2032
多摩自動車検査登録事務所	186-0001	国立市北 3-30-3	050 (5540) 2033
八王子自動車検査登録事務所	192-0011	八王子市滝山町 1-270-2	050 (5540) 2034

各電話相談窓口

名称	電話番号	名称	電話番号
日弁連「ひまわりお悩み110番」	0570-783-110	(公財) 日本税務研究センター「税務相談室」	03-3492-6016
日本司法支援センター(法テラス)	0570-078374	東京司法書士会「総合相談センター」	03-3353-2700
日本年金機構「ねんきんダイヤル」	0570-05-1165	東京都行政書士会「市民相談センター」	03-5489-2411

2. 戸籍法による各種届出 (抜粋)

種 類	届出期間	届 出 人	届 出 地	提出書類・添付書類等
出生届 (法第49条 ～第53条)	出生の日を含めて 14日以内(国外 での出生は3箇月 以内)	・父又は母 ・子の出生前に離婚した ときは母 ・非嫡出子の場合は母 ・同居者 ・出産に立ち会った医師、 助産師、その他の者	・子の本籍地 ・届出人の所在地 ・子の出生地	・届出書 ・出生証明書(届出書に付属) ・届出人の印鑑 ・母子健康手帳 ・国民健康保険証(加入者)
死亡届 (法第86条 ～第88条)	届出義務者が死亡 の事実を知った日 から7日以内(国 外での死亡は事実 を知った日から3 箇月以内)	・同居の親族・その他 の同居者 ・家主・地主・家屋又は 土地の管理人 ・同居の親族以外の親族 ・後見人・保佐人・補 助人・任意後見人	・死亡者の本籍地 ・届出人の所在地 ・死亡地 (住所地で国民年 金・国民健康保険 の異動手続き等を すること)	・届出書 ・診断書又は検案書(届出書に付属) ・後見人・保佐人・補助人・任意後見 人が届出をする場合は、登記事項証明 書又は裁判書の謄本 ・届出人の印鑑
失踪宣告届・ 失踪宣告取消 届 (法第94条)	審判確定の日から 10日以内	審判の申立人(取消届 は、取消の申立人)	失踪者の本籍地又 は届出人の所在地	・届出書 ・審判の謄本及び確定証明書 ・届出人の印鑑
婚姻届 (法第74条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	夫又は妻	夫又は妻の本籍地 若しくは所在地	・届出書 ・夫婦の印鑑(一方は旧姓の印) ・成年の証人2人の届出書への署名押印 ・本籍地以外への届出の場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本) ・未成年の場合は、父母の同意書 ・本人確認書類
離婚届 (協議離婚) (法第76条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	夫又は妻	夫又は妻の本籍地 若しくは所在地	・届出書 ・本籍地以外への届出の場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本) ・復籍する戸籍全部事項証明書(戸籍 謄本) ・夫婦の印鑑 ・成年の証人2人の届出書への署名押印 ・本人確認書類
離婚届 (裁判離婚) (法第77条)	裁判の確定又は調 停・和解・認諾 の成立の日を含む 10日以内	訴えを提起した者	夫又は妻の本籍地 若しくは届出人の 所在地	・届出書 ・本籍地以外への届出の場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本) ・調停・和解・認諾調書の謄本又は裁 判の謄本及び確定証明書 ・訴えを提起した者の印鑑

Ⅶ その他

養子縁組届 (法第66条、 法第68条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	養親及び養子(養子が 15歳未満の場合は法 定代理人)	養親若しくは養子 の本籍地又は届出 人の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・養親及び養子の印鑑(養子が15歳未満の場合は法定代理人の印鑑) ・成年の証人2人の届出書への署名押印 ・届出地が本籍地でない養親又は養子の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・未成年者を養子とするときは、家庭裁判所の許可書の謄本(自己又は配偶者の子、直系卑属を養子とするときは不要) ・監護者又は配偶者の同意を必要とするときはその同意書 ・本人確認書類
特別養子縁組届 (法第68条の2)	裁判確定の日から 10日以内	養親となる者	養親若しくは養子 の本籍地又は届出 人の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・養親となる者の印鑑 ・届出地が本籍地でない養親又は養子の全部事項証明書(戸籍謄本) ・裁判の謄本及び確定証明書
認知届 (任意認知) (法第60条、 第61条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	認知する者	認知する者又は認 知される者の本籍 地若しくは届出人 の所在地(胎児認 知は母の本籍地)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・認知する者の印鑑 ・届出地が本籍地でない父又は子の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・子が成年の場合はその承諾書 ・胎児認知の場合は母の承諾書 ・本人確認書類
認知届 (裁判認知) (法第63条)	裁判確定の日から 10日以内	訴えを提起した者	認知した者又は認 知された者の本籍 地若しくは届出人 の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・訴えを提起した者の印鑑 ・届出地が本籍地でない父又は子の全部事項証明書(戸籍謄本) ・裁判の謄本及び確定証明書 ・本人確認書類
認知届 (遺言認知) (法第64条)	遺言執行者就職の 日から10日以内	遺言執行者	認知する者又は認 知される者の本籍 地若しくは届出人 の所在地(胎児認 知は母の本籍地)	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・遺言執行者の印鑑 ・届出地が本籍地でない父又は子の全部事項証明書(戸籍謄本) ・遺言書の謄本 ・子が成年の場合はその承諾書 ・胎児認知の場合は母の承諾書 ・本人確認書類
分籍届 (法第100 条、法第101 条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	分籍する者(成年者で あること)	分籍する者の本籍 地又は所在地若し くは分籍地	<ul style="list-style-type: none"> ・届出書 ・他市区町村に分籍する場合は、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ・分籍者の印鑑

入籍届 (法第98条、 民第791条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	入籍者又は法定代理人 (民第791条第2項 の場合、届出人に配偶 者があるときは、配偶 者とともに届出)	入籍者の本籍地又 は届出人の所在地	・届出書 ・本籍地以外での届出の場合は戸籍全 部事項証明書(戸籍謄本) ・届出人の印鑑 ・民第791条第1項の場合は、家庭 裁判所の許可書の謄本
転籍届 (法第108 条、法第109 条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	戸籍の筆頭者及び同籍 者(一方が死亡や離婚 などで除籍されている ときは、残りの一人)	転籍する者の本籍 地又は届出人の所 在地若しくは転籍 地	・届出書 ・戸籍筆頭者及びその配偶者双方の印 鑑 ・他市区町村へ転籍する場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本)
推定相続人廃 除届・推定相続 人廃除取消届 (法第97条)	調停成立又は審判 確定の日(取消届 は、調停成立又は 審判告知の日)か ら10日以内	調停又は審判の申立人	推定相続人の本籍 地又は届出人の所 在地	・届出書 ・本籍地以外での届出の場合は戸籍全 部事項証明書(戸籍謄本) ・調停調書又は審判の謄本及び確定証 明書 ・届出人の印鑑
生存配偶者の 復氏届 (法第95条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	生存配偶者	生存配偶者の本籍 地又は所在地	・届出書 ・本籍地以外での届出の場合は戸籍全 部事項証明書(戸籍謄本) ・届出人の印鑑
姻族関係終了 届 (法第96条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	生存配偶者	生存配偶者の本籍 地又は所在地	・届出書 ・本籍地以外での届出の場合は戸籍全 部事項証明書(戸籍謄本) ・届出人の印鑑
氏の変更届 (法第107 条)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	戸籍筆頭者及びその配 偶者	氏を変更する者の 本籍地又は届出人 所在地	・届出書 ・家庭裁判所の審判の謄本及び確定証 明書 ・本籍地以外への届出の場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本) ・届出人の印鑑
名の変更届 (法第107 条の2)	なし(届出受理の 日から法律上の効 力を生ずる)	名を変更する者(15 歳未満のときは法定代 理人)	名を変更する者の 本籍地又は届出人 の所在地	・届出書 ・家庭裁判所の審判の謄本(確定証明 書は不要) ・本籍地以外への届出の場合は、戸籍 全部事項証明書(戸籍謄本) ・届出人の印鑑
不受理申出 (法第27条 の2第3項)	申出をしたときか ら	申出の対象となる届出 (認知・縁組・離縁・ 婚姻・離婚の届出(裁 判以外)に限定)の届 出人となるべき者	申出人の本籍地又 は所在地	・不受理申出書 ・申出人の印鑑 ・本人確認書類

「法律名の略称」 戸籍法：法、民法：民

3. 変体仮名対照表 (抜粋)

あ 阿	い 異	う 宇	雲	有	え 江	盈	得	お 於	か 可	閑
阿	異	宇	雲	有	江	盈	得	於	可	閑
か 哥	き 幾	支	起	く 久	具	け 遣	希	个	気	こ 古
哥	幾	支	起	久	具	遣	希	个	気	古
許	故	さ 左	佐	し 志	斯	す 春	須	数	寿	せ 世
許	故	左	佐	志	斯	春	須	数	寿	世
勢	そ 曾	楚	所	た 堂	多	多	ち 千	地	つ 川	徒
勢	曾	楚	所	堂	多	多	千	地	川	徒
津	都	て 天	亭	傳(伝)	と 東	登	兎	な 奈	奈	那
津	都	天	亭	傳	東	登	兎	奈	奈	那
那	に 爾	爾	爾	ぬ 努	ね 年	念	根	の 乃	農	能
那	爾	爾	爾	努	年	念	根	乃	農	能
野	は 波	盤	者	葉	ひ 飛	悲	非	ふ 不	婦	布
野	波	盤	者	葉	飛	悲	非	不	婦	布
へ 遍	邊(辺)	ほ 保	保	本	ま 末	満	万	み 美	見	三
遍	邊	保	保	本	末	満	万	美	見	三
む 無	牟	め 免	馬	も 毛	裳	や 哉	耶	ゆ 由	よ 与	餘(余)
無	牟	免	馬	毛	裳	哉	耶	由	与	餘
ら 良	良	羅	り 利	里	る 累	流	れ 礼	連	麗	ろ 呂
良	良	羅	利	里	累	流	礼	連	麗	呂
わ 和	和	王	ゐ 為	委	ゑ 恵	衛	衛	を 遠	越	ん 无
和	和	王	為	委	恵	衛	衛	遠	越	无

古文書なび (<http://komonjyonavi.web.fc2.com/binran/hiragana1.html>) より抜粋 (平成 25 年 12 月現在)。

4. 年齢早見表

平成26年現在

西暦	元号	年齢	西暦	元号	年齢	西暦	元号	年齢	西暦	元号	年齢
1900年	明治33年	114歳	1928年	昭和3年	86歳	1958年	昭和33年	56歳	1988年	昭和63年	26歳
1901年	明治34年	113歳	1929年	昭和4年	85歳	1959年	昭和34年	55歳	1989年	昭和64年 平成元年	25歳
1902年	明治35年	112歳	1930年	昭和5年	84歳	1960年	昭和35年	54歳			
1903年	明治36年	111歳	1931年	昭和6年	83歳	1961年	昭和36年	53歳	1990年	平成2年	24歳
1904年	明治37年	110歳	1932年	昭和7年	82歳	1962年	昭和37年	52歳	1991年	平成3年	23歳
1905年	明治38年	109歳	1933年	昭和8年	81歳	1963年	昭和38年	51歳	1992年	平成4年	22歳
1906年	明治39年	108歳	1934年	昭和9年	80歳	1964年	昭和39年	50歳	1993年	平成5年	21歳
1907年	明治40年	107歳	1935年	昭和10年	79歳	1965年	昭和40年	49歳	1994年	平成6年	20歳
1908年	明治41年	106歳	1936年	昭和11年	78歳	1966年	昭和41年	48歳	1995年	平成7年	19歳
1909年	明治42年	105歳	1937年	昭和12年	77歳	1967年	昭和42年	47歳	1996年	平成8年	18歳
1910年	明治43年	104歳	1938年	昭和13年	76歳	1968年	昭和43年	46歳	1997年	平成9年	17歳
1911年	明治44年	103歳	1939年	昭和14年	75歳	1969年	昭和44年	45歳	1998年	平成10年	16歳
1912年	明治45年	102歳	1940年	昭和15年	74歳	1970年	昭和45年	44歳	1999年	平成11年	15歳
	大正元年		1941年	昭和16年	73歳	1971年	昭和46年	43歳	2000年	平成12年	14歳
1913年	大正2年	101歳	1942年	昭和17年	72歳	1972年	昭和47年	42歳	2001年	平成13年	13歳
1914年	大正3年	100歳	1943年	昭和18年	71歳	1973年	昭和48年	41歳	2002年	平成14年	12歳
1915年	大正4年	99歳	1944年	昭和19年	70歳	1974年	昭和49年	40歳	2003年	平成15年	11歳
1916年	大正5年	98歳	1945年	昭和20年	69歳	1975年	昭和50年	39歳	2004年	平成16年	10歳
1917年	大正6年	97歳	1946年	昭和21年	68歳	1976年	昭和51年	38歳	2005年	平成17年	9歳
1918年	大正7年	96歳	1947年	昭和22年	67歳	1977年	昭和52年	37歳	2006年	平成18年	8歳
1919年	大正8年	95歳	1948年	昭和23年	66歳	1978年	昭和53年	36歳	2007年	平成19年	7歳
1920年	大正9年	94歳	1949年	昭和24年	65歳	1979年	昭和54年	35歳	2008年	平成20年	6歳
1921年	大正10年	93歳	1950年	昭和25年	64歳	1980年	昭和55年	34歳	2009年	平成21年	5歳
1922年	大正11年	92歳	1951年	昭和26年	63歳	1981年	昭和56年	33歳	2010年	平成22年	4歳
1923年	大正12年	91歳	1952年	昭和27年	62歳	1982年	昭和57年	32歳	2011年	平成23年	3歳
1924年	大正13年	90歳	1953年	昭和28年	61歳	1983年	昭和58年	31歳	2012年	平成24年	2歳
1925年	大正14年	89歳	1954年	昭和29年	60歳	1984年	昭和59年	30歳	2013年	平成25年	1歳
1926年	大正15年	88歳	1955年	昭和30年	59歳	1985年	昭和60年	29歳	2014年	平成26年	0歳
	昭和元年		1956年	昭和31年	58歳	1986年	昭和61年	28歳			
1927年	昭和2年	87歳	1957年	昭和32年	57歳	1987年	昭和62年	27歳			

1912年：明治45年は7月29日まで、大正元年は7月30日から
 1926年：大正15年は12月24日まで、昭和元年は12月25日から
 1989年：昭和64年は1月7日まで、平成元年は1月8日から
 2014年：平成26年は昭和に換算すると、昭和89年となります。

編集後記

相続は各士業者が業務としていますが、それぞれ専門の立場から見る相続は違った様相を呈します。その中で行政書士は広い視野で全体を俯瞰し、相続をコーディネートする立場にあると思います。

この小冊子は、著作権や紙面の都合上掲載できないものもありましたが、資料編の充実を企図しました。民法の条文だけでなく相続の全体を知ることが相続業務を進める上で重要と考えたからです。

この小冊子が完成型ではありません。会員の皆様の意見をいただきながら、より良いものにしていくことができればと思います。

発行に当たり、ご尽力いただきました市民法務部員に深く感謝いたします。

市民法務部次長 溝 口 庸 一

「相続・遺言業務マニュアル」 * 禁無断転載・複写・複製。 非売品

平成26年3月発行

発行人 東京都行政書士会 会長 中西 豊

編集人 東京都行政書士会市民法務部

担当副会長 常住 豊

部長 鈴木 俊行

次長 溝口 庸一

民事・家事班 小原 幹晶、古谷 進

西村 公一、菊池 一豊

商事班 宮本 重則、長尾 利恵子

刑事班 田中 真作、金子 琢哉

行政班 菊田 民治、雨谷 幹彦

業務マニュアル編集委員会

宮本 重則、雨谷 幹彦、古谷 進、菊田 民治

小原 幹晶、田中 真作、金子 琢哉

事務局 東京都目黒区青葉台3-1-6 行政書士会館

TEL 03-3477-2881 (代表)

FAX 03-3463-0669 (代表)

制作・印刷・製本

小宮山印刷株式会社